

一九二四 一五、八四七、七〇三 一七、〇四五、七五七
一九二五 一七、五九四、三六六 一八、七九八、九三三

チリ (共和国)

面積 二八九、七九六方マイル
人口 三、九三七、六七八(一九二五年)
首府 サンチアゴ(人口五〇七、二九六)
大統領 ドン・カルロス・イバニェス・デル・カ
ンボ(一九二七年就任)

チリは十六世紀にスペインの探検家によつて発見せられ、爾來一八一八年獨立を見るに至るまで同國の支配下にあつた。
大統領は任期六年、上院議員は四十五名で任期八年、下院議員は任期四年で何れも直接投票に依て選舉される。二十一才以上の男子で讀み書きの出来るものは皆選舉權を有する。主なる産業は農業及鑛業で硝石の産額は世界産額の九割五分を占めてゐる。

歳計 (單位ベソ) 金貨 紙幣
一九二四 (歳入) 一五、四四三、四六六 五七、三三八、一九九
(歳出) 一七、四四三、三三三 四九、〇三九、〇三二
一九二五 (歳入) 一七、五九四、三六六 五九、〇三九、〇三二
(歳出) 一八、八四三、三六六 五九、〇三九、〇三二

外債 二六、〇八三、〇九二ポンド
内債 四、二〇〇、〇〇〇金貨ベソ

内債 六六六、三〇〇、〇〇〇クローネ
貿易 (單位千ドル) 輸入 輸出
一九二三 三二、六六六 三九、九七七
一九二四 三九、九七七 三二、六六六
一九二五 三二、六六六 三九、九七七

デンマーク (立憲君主國)

面積 一六、六〇四方マイル
人口 三、四一九、〇五六(一九二五年)
首府 コペンハーゲン(人口五八六、〇〇〇)
元首 クリスチヤン十世(一八七〇年生、一九一二年即位)

デンマークは農業が著しく發達して居り、全人口の約半数はこれによつて生活して居る。主なる産物は小麦、ライ麦、燕麥、大麦、馬鈴薯、牛、馬、豚、羊及びバターである。議會は二院制で、上院は七十五名、下院は百四十九名の議員を有し、二十五才以上のものは男女に拘らず選舉權を有する。

歳計 (單位千クローネ) 輸入 輸出
一九二三 三九、七〇九 四〇三、二八五
一九二四 四二、三三三 三五八、〇〇〇
一九二五 四五、五〇〇 四〇五、〇〇〇

外債 五三七、五〇〇、〇〇〇クローネ

一九二四 一五、八四七、七〇三 一七、〇四五、七五七
一九二五 一七、五九四、三六六 一八、七九八、九三三

ドイツ (共和国)

面積 二八九、七九六方マイル
人口 三、九三七、六七八(一九二五年)
首府 サンチアゴ(人口五〇七、二九六)
大統領 ドン・カルロス・イバニェス・デル・カ
ンボ(一九二七年就任)

チリは十六世紀にスペインの探検家によつて発見せられ、爾來一八一八年獨立を見るに至るまで同國の支配下にあつた。
大統領は任期六年、上院議員は四十五名で任期八年、下院議員は任期四年で何れも直接投票に依て選舉される。二十一才以上の男子で讀み書きの出来るものは皆選舉權を有する。主なる産業は農業及鑛業で硝石の産額は世界産額の九割五分を占めてゐる。

歳計 (單位ベソ) 金貨 紙幣
一九二四 (歳入) 一五、四四三、四六六 五七、三三八、一九九
(歳出) 一七、四四三、三三三 四九、〇三九、〇三二
一九二五 (歳入) 一七、五九四、三六六 五九、〇三九、〇三二
(歳出) 一八、八四三、三六六 五九、〇三九、〇三二

外債 二六、〇八三、〇九二ポンド
内債 四、二〇〇、〇〇〇金貨ベソ

内債 六六六、三〇〇、〇〇〇クローネ
貿易 (單位千ドル) 輸入 輸出
一九二三 三二、六六六 三九、九七七
一九二四 三九、九七七 三二、六六六
一九二五 三二、六六六 三九、九七七

ドイツ (共和国)

面積 二八二、六二七方マイル
人口 六二、五〇〇、〇〇〇(一九二五年)
首府 ベルリン(人口三、九三一、〇七一)
大統領 ヒンデンブルグ元帥(一八四七年生、一九二五年就任)

總理兼占領地大臣マルクス(中央)
外務 ストレゼマン(中央)
大蔵 ケーラー(中央)
經濟 タルチウス(中央)
労働 ブラウンス(中央)

歳計 (單位千マルク) 輸入 輸出
一九二五 一七、〇〇〇、〇〇〇 二一、八三三、〇〇〇
一九二六 一七、〇〇〇、〇〇〇 二一、八三三、〇〇〇

外債 四四一、五〇三、一九六ポンド

農産物 (一九二四年)

Table with 2 columns: 耕地 (Cultivated Land) and 收穫高 (Yield). Rows include wheat, barley, oats, etc.

ドミニカ (共和国)

面積 一九、三二五方マイル
人口 八九七、四〇五(一九二二年)
首府 サント・ドミンゴ(人口四五、〇〇七)
大統領 ドン・ホラシオ・パスケズ(一九二四年就任)

本國は西印度諸島中第二の大島であるハイチ島の三分の二を占めてゐる。農業及牧畜が主業で、主なる産物は砂糖、カ、オ、煙草である。人種はヨーロッパ人、アフリカ人及びインディアンの混血種で、言語はスペイン語が用ゐられてゐる。

歳計 (單位ドル) 輸入 輸出
一九二四 五、八〇四、九四一 五、六七七、四四五
一九二五 一〇、七〇三、〇九一 一〇、六八九、三三三
一九二六 一、九六八、二一〇 一〇、七〇〇、〇〇〇

貿易 (單位ドル)

Table with 2 columns: 輸入 (Import) and 輸出 (Export). Rows include various goods and years.

トルコ (共和国)

面積 二八二、六二七方マイル
人口 七、五四九、〇〇〇
首府 アンゴラ(人口三五、〇〇〇)
大統領 ムスタファ・ケマル・パシヤ

一九二三年十月二十九日共和国宣言。議會は二八三名の議員を有する國民議會の一院制で行政權は議會に對して責任を有する内閣にある。また參事院なるものがあつて、議員は大統領によつて任命され、上院の如き役目をしてゐる。主なる産業は農業で、煙草、穀類、棉花、無花果、くるみ、その他の果實、阿片、鹽等を生産する。森林も多い。鑛物も多量に埋藏されてゐるが、まだ開發されてゐない。宗教はマホメット教を國教としてゐる。

歳計 (單位トルコポンド) 輸入 輸出
一九二五年 一七、〇〇〇、〇〇〇 二一、八三三、〇〇〇
一九二六年 一七、〇〇〇、〇〇〇 二一、八三三、〇〇〇

一九二四 一五、八四七、七〇三 一七、〇四五、七五七
一九二五 一七、五九四、三六六 一八、七九八、九三三

貿易 (單位千金マーク)

輸入 輸出
一九二三 六、〇八一、五九一 六、〇九一、一五四
一九二四 九、三三六、八四一 六、五六八、八四一
一九二五 八、九九九、九九九 六、六三三、三三一

貿易 (單位千ドル)

輸入	一九二三年	一九二四年
輸出	八七、八四四	101、410
	五、五八	八、011

ニカラグア (共和國)

面積 四九、二〇〇方マイル
人口 六三八、一一九(一九二〇年)
首府 マナグア(人口四〇、〇〇〇)
大統領 アドルホ・チアズ(一九二六年就任)

歳計 (單位千ドル)	歳入	歳出
一九二四	二、二二、七〇六	一、五八〇、〇〇〇
一九二五	二、七三、六〇〇	二、七三、六〇〇

主要産物
コーヒー、バナ、砂糖、木材、煙草、玉蜀黍、米、豆、コ、ア、皮革、金、銀

ネパール (専制君主國)

面積 五四、〇〇〇方マイル
人口 五、六三九、〇九二
首府 カトマンズ(人口八〇、〇〇〇)

歳計 (單位千タローネ)	歳入	歳出
一九二二	五、六、三三三	五、六、三三三
一九二三	五、六、三三三	五、六、三三三

外國債

貿易 (單位千タローネ)	輸入	輸出
一九二四	一、五八、〇〇〇	一、〇八、七〇〇
一九二五	一、五〇、〇〇〇	一、〇七、〇〇〇

スピッツベルゲン

面積 二五、〇〇〇方マイル
人口 一、〇五三(一九二二年)

北極洋中にある山の多い群島である。石炭の産出多く、その埋蔵量九十億噸と稱せられてゐる。一九二五年正式にノールエーの屬領となつた。

ハイチ (共和國)

面積 一一、〇七二方マイル
人口 二、〇四五、〇〇〇(一九二三年)
首府 ポート・オ・プリンヌ(人口一、一五、〇〇〇)

大統領 ルイ・ボルノ(一九二六年再選)
西印度諸島中のサン・ドミンゴ島の西部を占め、ドミニカと共に同島を二分してゐる。本國は一九九二年フランスによつて發見せられ、一六七七年以來フランスの植民地となつて居つたが、一八〇三年獨立して共和國となつたものである。人民は黒人が多數で、その他の者は大部分フランス人の血を雜へた混血

元首 トリアバナ・ピル・ビクタム(一九〇六年生、一九一一年即位)
ヒマラヤ山中の一獨立國で、森林に富み、米、穀類、皮革、家畜を輸出する。

ノールエー (立憲君主國)

面積 一二四、九六四方マイル
人口 二、六四九、七七五(一九二〇年)
首府 オスロー(人口二五八、五二〇)
元首 ハーコン七世(一八七二年生、一九〇五年即位)

議會はストーチングと呼ばれ、議員一五〇名任期は三年、二十三歳以上の男女によつて直接選舉される。ストーチングは更に第一議院と第二議院との二つに分たれてゐる。人民の大半は農業に従事してゐるが、その生産額は國內の消費を充たすに足らず、著しき食料品を輸入してゐる。漁業及林業は主要なる産業である。

歳計 (單位千タローネ)	歳入	歳出
一九二二	五、六、三三三	五、六、三三三
一九二三	五、六、三三三	五、六、三三三

分は約一萬七百の大地主の所有に歸してゐる。なほこの國には海がない。

パナマ (共和國)

面積 三三、六六七方マイル
人口 四四二、五二二(一九二三年)
首府 パナマ(人口五九、四五八)
大統領 ロドルホ・チアリ(一九二四年就任)

もとコロンビアの一部であつたが一九〇三年十一月三日獨立を宣言した。土地は豊饒であるが、全面積の半分以上はまだ開拓されてゐない。移民は歓迎されてゐる。パナマ運河の兩岸各五マイルの地帯は北米合衆國の管理に屬してゐる。主なる産物はバナ、椰子、カ、オ、コーヒー及び穀類である。

貿易 (單位千ドル)

歳計 (單位千ドル)	歳入	歳出
一九二三	三、六七五、三三九	二、六九、七三六
一九二四	三、六九、三三三	三、〇〇八、〇一四
一九二五	四、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇

パラグアイ (共和國)

面積 一六六、〇〇〇方マイル
人口 八五三、三二一(一九二六年)
首府 アスンシオン(人口九九、八三六)
大統領 エリヒオ・アヤラ博士(一九二四年就任)

南米の奥地にある國、パラグアイ河によつて南大西洋に通じてゐる。主なる産業は農業及牧畜である。

貿易 (單位千ポンド)

歳計 (單位千ポンド)	歳入	歳出
一九三三	一、九七九	一、九七九
一九三四	一、九七九	一、九七九

フィンランド (共和國)

面積 一四九、六四一方マイル
人口 三、四九五、一八六(一九二四年)
首府 ヘルシンギフォース(人口二〇七、九五四)

大統領 リランダー博士
一九一七年十二月六日獨立宣言、一九二〇年十月十四日ロシアより獨立の承認を受く。全面積の一分四厘は湖水、六割四分は森林地で、ヨーロッパに於けるロシアに次ぐの森林國である。従つて木材の産出極めて多い。農業も盛で、耕地面積五、一九九、八九一エーカーを有し、ライ麥、燕麥、大麥、馬鈴薯等を産する。

歳計 (單位千フィンランド・マルク)

歳計 (單位千フィンランド・マルク)	歳入	歳出
一九二四	二、九〇、一八五	二、九六、一八四
一九二五	三、一三、三〇〇	三、三六、二五七
一九二六	三、四三、一四三	三、四三、一四三

兒である。國語はフランス語だが、英語もよく通用する。宗教はローマ教である。

歳計 (單位千ドル)

歳計 (單位千ドル)	歳入	歳出
一九二三	八、四七、二九九	七、四六、五二九
一九二四	八、〇九、五三三	七、八四、六四〇
一九二五	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇

ハンガリー (立憲君主國)

面積 三五、一七〇方マイル
人口 八、二七四、九四〇(一九二五年)
首府 ブダペスト(人口一、一八四、六一六)
元首 攝政ニコラス・フオン・ホルチ

もとオーストリアと共にオーストリア・ハンガリー帝國を形造つて居つたが、大戰後獨立して共和國となつた。戦前は面積一二五、六〇八平方哩、人口二五、〇〇〇、〇〇〇を有して居つたが、戦争の結果、領土六割八分、人口五割九分を失つた。一九二〇年三月二十三日再び王國となつた。住民の大半は農民であるが、その農民の大多數は全く土地を有しないか、有するにしても僅少で、土地の大部

一九二四 50,527,000 35,627,000
 一九二五 51,277,910 35,120,100

ペネズエラ (共和国)

面積 393,976方マイル
 人口 3,000,900(一九二五年)
 首府 カラカス(人口九二,二二二)
 大統領 ジュアン・ウインセンテ・ゴメズ將軍
 (一九二二年就任)

南アメリカのスペインの植民地の中で、最初に(一八一一年)獨立を宣言した國である。一八一九年にコロンビア共和国が建設された。これは現在のコロンビア、ペネズエラ及エタアドルを含むものである。一八三〇年五月コロンビアから分離し獨立共和国として今日に至つてゐる。主なる産業は農業及牧畜であるが、また金屬類に富み、石油の産がある。宗教はカトリックが國教で、國語はスペイン語である。

計 (單位ポリアー)

一九二四年	一九二五年
歳入 1,170,000	1,500,000
歳出 1,350,000	1,800,000
内國債 38,287,879ポリアー	
外國債 54,139,057	

一九二二年 19,233年
 一九二三年 20,469,677
 一九二四年 20,233,910

ベルギー (立憲君主國)

面積 11,752方マイル
 人口 7,465,782(一九二〇年)
 首府 ブラッセル(人口七八七,〇六〇)
 元首 アルバート王(一八七五年生、一九〇九年即位)

もとオランダと共に一國家を造つてゐたが、一八三〇年十月十四日に獨立した。一八三一年に憲法が制定された。議會は上下兩院より成り、上院は議員百二十名で任期は八年、下院は議員百八十六名で任期は四年である。議員は地方議會によつて選出される二十七名の上院議員を除く外、すべて直接人民によつて選舉される。一九二五年四月の選舉による上下兩院の政黨別は左の如くである。

政黨	上院	下院
カトリック黨	21	24
社會黨	10	21
自由黨	3	11
その他	1	3

ある。宗教はローマ教である。

ベルギー領コンゴ
 面積 9,096,544方マイル
 人口 8,500,000(一九二五年)
 首府 キンシャサ

主要産物
 ゴム、椰子實、椰子油、コーバル、象牙、コヒー、コ、ア、米、棉花、煙草、家畜

ペルー (共和国)

面積 533,916方マイル
 人口 5,500,000
 首府 リマ(人口一九〇,〇〇〇)
 大統領 オイグスト・ビー・レギア博士(一九二四年再選)

一八二一年七月二十八日獨立宣言。一九二〇年の新憲法により、政府は甚だしく中央集權的である。大統領、上院議員(三十五名)及下院議員は何れも任期五年である。住民の五割はインデアアン、四割は混血種で、白人は極めて少い。宗教はローマ教が國教となつてゐる。國語はスペイン語が公用語であるが、土人の大部分は土語を用ゐてゐる。

計 (單位ペルー・ポンド)

一九二五	歳入 8,823,222	歳出 8,823,222
一九二六	歳入 9,433,619	歳出 9,433,619

一九二七 9,626,000 9,626,000

一九二七 70,061,246ドル

一九二五 39,515,916

一九二五 30,545,330

一九二四 87,633,921

一九二五 87,477,426

主要産物
 砂糖、棉花、羊毛、皮革、石油、銀、グアナヂウム(世界總産額の九割五分を占む)

ペルシヤ (立憲君主國)

面積 628,000方マイル
 人口 10,000,000
 首府 テヘラン(人口二五〇,〇〇〇)
 元首 リザ・パッヒー

一九二五年十月三十一日ペルシヤ議會はカジール王朝を廢し、十二月十三日リザ汗を新王に推舉した。リザ汗は同月十六日宣誓式を行なひ、翌一九二六年四月二十五日戴冠式を行つた。新王朝はパッヒー王朝と稱することになつた。

計 (單位クラン)

一九二五	歳入 35,169,855	歳出 35,169,855
------	---------------	---------------

一九二六 35,627,000 35,627,000

一九二二 25,488,588

一九二三 26,233,910

一九二四 26,000,000

主要産物
 小麦、大麦、米、果實、ゴム、藥、羊毛、棉花、煙草、阿片等を産し、石油は一九二五年の産額三四、六六五、〇〇〇バレルであつた。また手織の絨毯は有名である。

ホンチユラス (共和国)

面積 46,332方マイル
 人口 773,408(一九二三年)
 首府 テグシガルバ(人口三三、九五〇)
 大統領 パラオナ博士(一八六三年生、一九二五年就任)

主なる産業は農業及牧畜である。礦産物にも富んでゐるが、まだ開發されて居ない。住民は主としてインデアアンで、國語はスペイン語、宗教はローマ教が盛である。

計 (單位ポンド)

一九二三	歳入 1,361,755	歳出 1,361,755
一九二四	歳入 1,031,039	歳出 1,031,039

一九二三 14,433,000

一九二四 11,377,910

一九二五 11,933,619

面積 506,467方マイル

人口 2,155,000(一九二四年)

首府 ラ・パス(人口一五、二五二)

大統領 ヘルナンド・シレス博士(一九二六年就任)

南米に於ける唯一の海港を持たない國である。二十才以上で讀み書きの出来るものはすべて選舉權を有し、大統領は四年任期で一般國民から直接投票によつて選舉される。上院は議員十六人、任期は六年、下院は議員七十人、任期は四年である。主なる産業は農業及礦業で、一九二五年に於ける礦産物の輸出額は錫五四、二六八、鉛三六、八三七、銅一四、六五九、銀塊一一、三四三、亞鉛六、二〇九、アンチモニー三、一四六(以上單位メートル噸)である。

計 (單位ポリアー)

一九二四	歳入 3,823,222	歳出 3,823,222
一九二五	歳入 3,933,619	歳出 3,933,619
一九二六	歳入 4,043,016	歳出 4,043,016

世界各國

輸出 輸入 (單位ポリアノ)
一九二二 輸出 一、九二二
一九二三 輸出 一、九二三
一九二四 輸出 一、九二四

ポーランド (共和國)

面積 一四九、一四〇方マイル
人口 二九、一六〇、一六三
首府 ワルソー(人口九三、一七六)
大統領 モスチツキー(一九二六年就任)
一九一八年十一月獨立共和國たることを宣言した。大戦の結果舊ポーランド王國の再興されたものである。一九二一年三月十七日憲法發布。議會は二院制で、上院は二一名、下院は五五名の議員を有する。大統領は任期七年で議會によつて選舉される。主なる産業は農業、牧畜、林業及び鑛業である。人民の五分一分は農業に従事して居り、全面積の二割三分は森林である。ガリシアには有名な油田がある。

歳計 (單位千ツロチー)
一九二二 歳入 一、一三、四〇〇
一九二三 歳入 一、一〇、八〇〇
一九二四 歳入 一、九八、八〇〇
一九二五 歳入 二、二五、〇〇〇

輸出 輸入
一九二二 輸出 一、二六、八〇〇
一九二三 輸出 一、四八、七〇八
一九二四 輸出 一、四八、七〇八
一九二五 輸出 一、六四、六七〇

ポルトガル (共和國)

面積 三五、四九〇方マイル
人口 六、〇三九、六二四(一九二〇年)
首府 リスボン(人口四八、九、六六七)
大統領 (大統領の職権は内閣によつて攝行されてゐる)
ポルトガルは十二世紀以來獨立王國であつたが、一九一〇年十月五日國王マニユエル二世は王位を返され共和國となつた。一九一一年八月二十日憲法發布。議會は二院制で、上院は地方會議によつて選ばれる七十一名の議員よりなり、三年毎に二分の一改選である。下院は議員一六四名、直接選舉で任期は三年である。大統領は兩院によつて選舉され、任期は四年である。主なる産業は葡萄酒の醸造である。

歳計 (單位エスキュド)
一九二二 歳入 一、三六、三六三
一九二三 歳入 一、三六、三六三
一九二四 歳入 一、三六、三六三
一九二五 歳入 一、三六、三六三

海外屬領

一九二四 面積 人口
ボリネア 面積 一、四七〇 人口 一、四七〇
チマ 面積 一、四七〇 人口 一、四七〇
ボリネア 面積 一、四七〇 人口 一、四七〇

メキシコ (共和國)

面積 七六〇、〇九三方マイル
人口 一四、二三四、七九九(一九二一年)
首府 メキシコシティ(人口六三三、三六七)
大統領 プルタルコ・エリ阿斯・カレス將軍(一九二四年就任)
一九一七年二月五日新憲法が公布された。それによつて大統領は任期四年で、直接一般投票によつて選舉せられ、引續き再選することを許されない。主なる産業は農業及牧畜である。土地は非常に豊饒で全面積中耕作地一七、二九〇、〇〇〇エーカー、牧場地一、二〇〇、五〇〇、〇〇〇エーカー、森林地一四、〇〇〇、〇〇〇エーカーである。農業に次ぎ主要なる

ものは鑛業である。殊に石油の産額は一九二〇年には世界産額の二割三分五厘、一九二四年には一割三分八厘、一九二五年には一割八分を占めてゐる。國語はスペイン語である。

主要産物
玉蜀黍、小麦、大麦、砂糖、コーヒー、棉花、烟草、バナナ、亞麻、葡萄

主要産物 (一九二五年)
金 一、七、七〇、四三九
銀 一、七、七〇、四三九
銅 一、七、七〇、四三九
鉛 一、七、七〇、四三九
亜鉛 一、七、七〇、四三九
モニチ 一、七、七〇、四三九
石炭 一、七、七〇、四三九
鐵 一、七、七〇、四三九

世界各國

モナコ (立憲公國)

面積 八方マイル
人口 二二、九五六(一九一三年)
首府 モナコ(人口二、二四七)
元首 ルイ二世(一八七〇年生、一九二二年即位)
地中海沿岸にある小國である。歳入は主としてモンテ・カルロの賭博場から得られてゐる。

モロッコ (専制君主國)

面積 二三一、五〇〇方マイル
内 フランス保護領 二一三、〇〇〇
スペイン保護領 一八、三六〇
タンジール 一四〇
フランス區域 五、四〇〇、〇〇〇
スペイン區域 五五〇、〇〇〇
タンジール區域 五二、〇〇〇
首府 フェズ(人口七〇、五四〇)
サルタン ムライ・ユーセフ
住民の大多数は土著のバーベル人で、これは山地に住んでゐる。平原はアラビア人とムー

ラトビア (共和國)

面積 二五、〇〇〇方マイル
人口 一、八四四、八〇五(一九二五年)
首府 リガ(人口三三、七〇〇)
臨時大統領 ポールカルニツ博士
もとロシア帝國の一部分であつたが、一九一八年十一月十八日獨立、一九二二年二月十五日憲法を發布した。議會は一院制で百名の議員を有し、議員は任期三年で、二十歳以上の男女によつて直接選舉される。主なる産業は農業で人民の半数はこれに従事してゐる。亞麻の産額は頗る多い。宗教は新教七割六分、ローマ教一割八分を占めてゐる。

リビア (共和國)

面積 三三、〇〇〇方マイル
人口 二、〇一一、一七三(一九二三年)
首府 コフノ(人口九一、三〇二)
大統領 グリニアス博士(一九二六年就任)

バルチック諸邦の一つで、一九一八年二月十六日獨立共和國たることを宣言した。住民の八割は農業に従事し、また全面積の四分の一は森林で被ばれてゐる。主なる産物はライ麦、馬鈴薯、亞麻、木材である。

リヒテンシュタイン (立憲公國)

面積 六五方マイル
人口 一〇、七一六(一九二二年)
首府 グアツツ(人口一、四〇五)
元首 ジョン二世(一八五八年即位)

ライン河の上流オーストリアとスロベニアとの間にある小國で、一八六六年まではドイツ聯邦の一つであつた。現君主が逝去するとスロベニア聯邦の一部となることになつてゐる。主なる産業は農業及牧畜である。

リベリア (共和國)

面積 三六、八三四方マイル
人口 百五十萬乃至二百萬
首府 モンロビア

大統領 チャールズ・デー・ビー・キング
アフリカの西海岸にある國で一八二二年北米合衆國から解放された奴隷によつて建設され一八四七年七月二十七日獨立の共和國たることを宣言した。海岸から奥地へ約二百マイルの幅員があるが、二十五マイルを越えると、

もう未開の地である。住民は全部黒人種で、海岸に沿つて住居する約十萬が文化の惠に浴してゐる。

ルーマニア (立憲君主國)

面積 一二二、二八二方マイル
人口 一七、三九三、一四九
首府 ブカレスト(人口三四五、六六六)
元首 ミカエル(一九二一年生、一九二七年即位)

一八七七年五月二十一日トルコより獨立。歐洲大戰には聯合國側に與し、一九一八年三月ベッサラビア、十一月ブコビナ、十二月トランスルバニアを併合した。一九二三年新憲法發布。議會は上院は議員五十六名、下院は議員三百六十一名で任期は各四年である。人民の五分の四は農業、牧畜に従事してゐる。土地は非常に豊饒で、ヨーロッパの穀倉と稱へられてゐる。森林も多く(一八、七五〇、〇〇〇エーカー)、製材業盛である。鐵産物にも富み、石油の産額は一九二五年において二、三一六、九七九噸である。

計 (單位千レイ)

Table with columns for year (一九二五, 一九二六, 一九二七), income (歳入), and expenditure (歳出).

總額 一九二三年 一九二四年
内國債 三、六九〇、〇〇〇 三、九二〇、〇〇〇
外國債 二八、一七〇、〇〇〇 三二、四四〇、〇〇〇
貿易 (單位千レイ) 一、五二〇、〇〇〇 一、四六七、〇〇〇

ルケセンブルグ (立憲大公國)

面積 九九九方マイル
人口 二六〇、七六七(一九二二年)
首府 ルクセンブルグ(人口四七、五五九)
元首 シャルロット大公(女王、一八九六年生、一九一九年即位)

獨、佛、白三國の間に介在する小國である。住民は大部分ローマ教を奉じ、主なる産物は鐵である。

ローマ法王廳

法王 バイアス十一世(一八五七年生、一九二二年第二百六十一代の法燈を繼ぐ)
法王廳は列國と外交關係を保ち、大公使を交換し或は代表者を派遣してゐる。法王選化するときは、全世界に分註するカーチナル(定

員七十名)はローマに集り後任法王を互選する。なほ一五二三年にオランダ人の法王が選化して以來今日まで四十一人の法王は悉くイタリア人である。

ロシア

(ソビエツト社會主義共和國聯邦)
面積 八、一八七、二五三方マイル
人口 一四一、四〇〇、〇〇〇(一九二六年)

各聯邦共和國面積人口

Table listing various Soviet Republics with columns for name, area, and population.

統治機關

聯邦ソビエツト大會 ソビエツト社會主義共和國聯邦主權の最高機關で、市ソビエツト代表者、選舉有権者二萬五千人に對し一人及び縣ソビエツト代表者(住民十二萬五千人に對し一人)より成り、年一回開催される。聯邦中央執行委員會 聯邦ソビエツト大會の閉會中聯邦の最高權力を行使する機關で、聯邦會議(下院)と民族會議(上院)とから成つてゐる。聯邦會議は聯邦ソビエツト大會の選

首府 モスコ(人口一、九〇〇、〇〇〇)
内閣 (人民委員會)
議長 ルイコフ
副議長 チュルバ
同議長 オルゼニキ
同議長 プルハリーノフ
外務委員 チチエリン
財務委員 プルハリーノフ

トランスコーカサス社會主義聯邦ソビエツト共和國
アゼルバイジャン
ジョージア
トルコマン社會主義ソビエツト共和國
ウズベツク社會主義ソビエツト共和國

任する聯邦各共和國の代表者四五〇人より成り、民族會議は聯邦各共和國及び自治ソビエツト社會主義各共和國より五名づつ、各自治州より一名づつ選出される代表者一三五名を以て組織されてゐる。聯邦人民委員會 聯邦中央執行委員會の執行並に命令機關で立法權は有しない。農業 住民の九割強は農民である。一九二五年に於ける耕地面積は二億二千五百萬エー

カーで、同年に於ける穀類收穫高は左の如くである。(單位百萬ブツセル)
ライ麦 七五五 小麦 三三八
燕麥 六四五 大麦 二四〇
蕎麥 三三六 雜糧 一七六
玉蜀黍 一七六 計 二、五八九
牧畜 (一九二五年)
牛 三、七九、三〇〇
馬 一、七、三〇〇
羊 八七、七、七〇〇
豚 一七、三〇、〇〇〇

鐵業 石油はロシアに於ける天然資源の最も重要なもの一つで、一九二四年度の産額六百九十五萬噸である。鐵の産も多くのクライナを中心としてその埋藏する所十億噸と見積られてゐる。ウラル山脈は金、銀、鹽、亞鉛、銅等の産が多い。シベリアの西北部には最近石炭の豊富なことが發見された。工業 一九二五年度に於ける國營産業の純利益額は四億五千萬ルーブル、總生産額は六十七億八千萬ルーブルで、前年度の四十億六千萬ルーブルに比し四割三分の増加を示した。なほ國營産業に従事する労働者の數は一九二六年九月一日現在百九十三萬四千四百七十八人である。

Table with columns for '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) for various countries. Includes entries for '計' (Total) and '國債' (Government Bonds).

經濟復興公債

Table showing '總計' (Total) and '貿易' (Trade) data. Includes columns for '輸入' (Import) and '輸出' (Export) with values in thousands of gold rubles.

Table listing '各國祝祭日' (National Holidays) for various countries. Columns include '祝祭日' (Holiday), '祝祭種類' (Type of Holiday), and '祝祭日' (Date).

宗教

神宮及主なる官國幣社

Table listing various '神宮' (Shrine) and '官國幣社' (Official State Shrine). Columns include '社名' (Name), '祭神' (Deity), '祭日' (Festival Date), '鎮座地' (Location), and '備考' (Remarks).

Table listing '丹生川上神社' (Nishikawa Shrine) and other shrines. Columns include '社名' (Name), '祭神' (Deity), '鎮座地' (Location), and '備考' (Remarks).

神社

Table listing various shrines (e.g., 平安神宮, 氣比神宮, 鹿兒島神宮) with their locations and associated figures.

神社及神官神職 (大正十四年末)

Table detailing shrine types (e.g., 靖國神社, 雲山神社) and their respective priestly ranks and numbers.

神道各教派管長、教師並事務所所在地

Table listing the headquarters of various Shinto sects and their administrative offices.

宗 教

Table listing Buddhist sects (e.g., 修成派, 大社教) and their headquarters.

Table listing various Buddhist temples and their locations.

佛教各宗派總本山大本山及本山

Table listing the main mountains (Honsan) of various Buddhist sects.

教育及出版

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠臣ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

明治二十三年十月三十日 御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス 顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ職後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勸懲進ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自強息マサルヘシ 抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋瀛ノ誠ヲ輪サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠臣ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日 御名 御璽

帝國學士院 (東京上野公園)

明治十二年に創設せられ 當時東京學士會院と稱した。同三十九年帝國學士院と改稱し、萬國學士院聯合會に加入した。大正十四年貴族院令改正に伴ひ會員中より四名の貴族院議員を互選することとなり、又會員の定員六十名を百名に増加した。左に學術獎勵金寄附者、現在會員及び當初以來の受賞者を掲ぐ。

- 四萬圓(明治四十三年より) 皇室御下賜金
一萬圓(大正九年一月) 皇室御下賜金
一萬圓(大正十年一月一日) 同
一萬圓(大正十一年一月) 同
一萬圓(大正十二年一月) 同
一萬圓(大正十三年一月) 同
一萬圓(大正十四年一月) 同
一萬圓(大正十五年一月) 同
一萬圓(昭和二年二月) 同
一萬圓(明治四十四年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十一年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十二年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十三年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十四年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十五年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(昭和二年より) 三井八郎右衛門
一萬圓(大正十年より) 岩崎久彌
一萬圓(大正十一年より) 岩崎久彌
一萬圓(大正十二年より) 岩崎久彌
一萬圓(大正十三年より) 岩崎久彌
一萬圓(大正十四年より) 岩崎久彌
一萬圓(大正十五年より) 岩崎久彌
一萬圓(昭和二年より) 岩崎久彌

- 一萬圓(大正元年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正一年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正二年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正三年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正四年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正五年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正六年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正七年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正八年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正九年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正十年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正十一年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正十二年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正十三年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正十四年より) 住友吉左衛門
一萬圓(大正十五年より) 住友吉左衛門

- 五千圓(大正十五年二月) 岡野節
三十二圓(大正十五年三月) 同
院長 櫻井鏡二
幹事 櫻井鏡二
第一部長 富井政章
第二部長 佐藤三吉
△會 員
三宅秀 櫻井鏡二
宮崎道三郎 小藤文次郎
坪井九馬三 小倉井良精
長井長義 南條文雄
古市公威 田中館愛橘
北里榮三郎 富井政章
北里榮三郎 富井政章
土方幸 三浦謙之助
藤澤利喜太郎 長岡半太郎
松村任三 上田喜徳郎
金井三 上田喜徳郎
佐藤三吉 中村精男
美濃部達吉 大槻文彦
石川千代松 高楠順次郎
山崎覺次郎 服部宇之吉
小野塚真平次 織田上專精
伊藤華三 織田上專精

- 水野敏之丞 池田菊苗
白鳥庫吉 山極勝三郎
春木一郎 立三好學
荒木實三郎 佐々木忠次郎
松本亦太郎 本多光太郎
福田徳三 宮入慶之助
高松豊吉 宮入慶之助
野口英世 姉崎正治
松本文三郎 田島錦治
市村環次郎 三宅米吉
横田秀雄 新渡戸稻造
徳富猪一郎 狩野直喜
大塚保治 安達峰一郎
山田三良 加藤正治
高野岩三郎 吉田静致
瀧田精一 桑本巖翼
中田 松本巖翼
岸上録吉 伊東忠太
山崎直方 中村清二
山崎直方 中村清二
木村 今村明恒
田丸卓郎 農博 鈴木梅太郎
平山清次 農博 鈴木梅太郎
寺田寅彦 農博 鈴木梅太郎
藤原松三郎 農博 鈴木梅太郎

理博 小川 琢治 文博 内藤 虎次郎
 理博 眞島 利行 文博 上田 萬年
 文博 西田 幾多郎 法博 松波 仁一郎
 理博 池野 成一郎 工博 末廣 恭二
 法博 矢作 榮藏
 △受賞者
 明治四十四年
 地軸變動の研究特に乙項の發見(恩賜賞) 理博 木村 榮
 明治四十五年
 佛文日清戰役國際法論及佛文日露戰役國際法論(恩賜賞) 法博 文博 有賀 長雄
 日本醫學史(恩賜賞) 富士川 游
 公孫樹の精蟲の發見(恩賜賞) 平瀬 作五郎
 蘇鐵の精蟲の發見(恩賜賞) 理博 池野 成一郎
 アフナリンの發見(學士院賞) 工博 藥博 高峰 謙吉
 大正二年
 續日本後紀纂話(恩賜賞) 村岡 良弼
 腦神經起首の研究(恩賜賞) 醫博 上坂 熊勝
 外部寄生性吸蟲類の研究(恩賜賞) 理博 五島 清太郎
 軍艦の設計特に巡洋艦の設計(學士院賞) 近藤 基樹
 左氏會箋(學士院賞) 竹添 進一郎
 大正三年
 哺乳動物の心臟に於ける刺戟傳導筋系の研究(恩賜賞) 醫博 田 原 淳
 岩石の力學的的研究(學士院賞) 理博 日下部 四郎太
 大正四年
 微毒病原「スピロヘータ・パリタ」に關する研究(恩賜賞) 醫博 理博 野口 英世
 蠶の遺傳の研究(恩賜賞) 農博 外山 龜太郎
 雲養集(學士院賞) 子爵 金 允 植
 大正五年
 假名に關する研究(恩賜賞) 大 矢 透
 周公と其時代(恩賜賞) 文博 林 泰 輔
 黃疸出血性「スピロヘータ」病に關する研究(恩賜賞) 醫博 稻田 龍吉
 井戸 泰
 無線電信電話に使用する電氣振動間隙に關する研究(學士院賞) 理博 鳥 湯 右一
 鯨 井恒太郎
 横山 英太郎
 北村 政次郎
 鐵に關する研究(學士院賞) 理博 本多 光太郎
 大正六年
 「日本歌學史」及「和歌史の研究」(恩賜賞) 文博 佐々木 信綱
 「ラウエ」映畫の實驗方法及其説明に關する研究(恩賜賞) 理博 寺田 寅彦
 漆の主成分に關する研究(學士院賞) 理博 眞島 利行
 「スピネル」の原子配置並に歪を受けたる物體の「レントゲン」線検査に關する研究(學士院賞) 理博 西川 正治
 大正七年
 宸記集及皇室御撰解題(恩賜賞) 和田 英松
 印度六派哲學(恩賜賞) 木村 泰賢
 植物界に於ける「フラグゾン」體の研究(恩賜賞) 理博 柴田 桂太
 日本住血吸蟲病の研究(學士院賞) 醫博 理博 桂田 富士郎
 藤 浪 鐵
 日本經濟叢書(桂公記念賞) 法博 瀧本 誠一
 大正八年
 相對性原理萬有引力論及量子論の研究(恩賜賞) 理博 石 原 純
 漢字の研究(古籍篇)(學士院賞) 高田 忠周
 稿の研究(學士院賞) 醫博 山極 勝三郎
 獸醫博 市川 厚一
 滿鐵膏鋼其他の鋼合金及鑄鐵の鑄造に關する研究(學士院賞) 石川 登喜治
 大正九年
 法制史之研究(恩賜賞) 文博 三浦 周行
 油脂の研究(同上) 工博 辻本 滿丸

密教發達誌(學士院賞) 大村 西崖
 音の異常傳播の研究(同上) 理博 藤原 咲平
 臺灣植物の研究(桂賞) 理博 早田 文藏
 大正十年
 日本佛敎史の研究(恩賜賞) 文博 辻 善之助
 關の解剖的研究(同上) 醫博 布施 現之助
 クモヒトデの研究(學士院賞) 理博 松本 彦七郎
 日本刀の研究(同上) 工博 依 國 一
 河豚の毒素の研究(桂賞) 藥博 田原 良純
 大正十一年
 スタルク効果に關する研究(恩賜賞) 理博 高嶺 俊夫
 理博 吉田 卯三郎
 生體染色法の研究(學士院賞) 醫博 清野 謙次
 傳動軸の振れ計の研究(同上) 工博 末廣 恭二
 大正十二年
 近世日本國民史(恩賜賞) 德富 猪一郎
 本朝文粹註釋(同上) 柿村 重松
 漢藥成分の化學的研究(同上) 朝比奈 泰彦
 放射線に關する研究(同上) 木下 季吉
 大正十三年
 長慶天皇御即位の研究(恩賜賞) 長慶天皇御即位の研究(同上)

蛋白質及之を構成するアミノ酸の細菌に因る分解とアミノ酸の合成に關する研究(同上) 文博 八代 國治
 貨幣と價值並經濟法則の論理的性質(學士院賞) 醫博 佐々木 隆興
 類脂肪體の研究(同上) 法博 左右 喜一郎
 副營養素の研究(同上) 農博 川村 麟也
 鈴木 梅太郎
 高橋 克己
 大正十四年
 三階級の研究(恩賜賞) 文博 矢吹 慶輝
 構造物の振動殊に其の耐震性の研究(同上) 物部 長徳
 白鼠に關する研究(學士院賞) 畑井 新喜司
 氣體の體積係數の測定(大毎東日東宮御成婚記念賞) 曾 根 武
 大正十五年
 日本紋章學(恩賜賞) 沼田 頼輔
 中國地方の古生層並に中生層の層位學上の研究(同上) 理博 小澤 儀明
 メシア思想を中心としたるイスラエル宗教文化史(學士院賞) 文博 石橋 智信
 宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟(同上) 文博 桑原 隲藏
 元其式船舶動搖制止裝置の研究(同上) 工博 元其 信太郎
 オキシダーゼの組織學的研究(同上)

水銀避毒器の研究(同上) 醫博 勝沼 精藏
 熱秤分析法の研究(大毎東日東宮御成婚記念賞) 工博 齋藤 平吉
 ヴイタミンB缺乏症に付ての實驗的研究(同上) 醫博 島岡 順次郎
 醫博 緒方 知三郎
 數種の日本産植物に關する生物化學的研究(同上) 理博 小 松 茂
 昭和二年
 唐宋時代に於ける金銀の研究(恩賜賞) 文博 加 藤 兼
 金屬鹽の分光化學的研究(同上) 理博 柴田 雄次
 神經に於ける不滅衰傳導に關する研究(學士院賞) 醫博 加藤 元一
 本邦産石油の成分並に應用に關する研究(同上) 工博 田中 芳雄
 朝鮮植物の研究(桂公記念賞) 理博 中井 猛之進
 特殊鋼の物理冶金學的研究(大毎東日東宮御成婚記念賞) 理博 村上 武次郎
 微毒の起源に就ての研究(同上) 醫博 土肥 慶藏

學術研究會議 (昭和二・九・一)
 櫻井 鏡二

「東印度諸島蕃族文獻の人類學的的研究」出版
山椒魚の研究
人類「グイタミン」B 缺乏症の研究

移川子之藏
田子勝彌
稻田龍吉
島岡順次郎
吳建

「アイヌ」傳説研究の整理
「破球古典」おもろさ
歐米に於ける少年裁判と少年犯罪の現況調査

加藤豊治郎
大森憲太
金田一京助
伊波普猷
川村顯雄

鎌倉室町時代の儒教研究
日本武士道の研究
佛敎大辭典編纂
續日本名家四書註釋
蠶絲毒の化學的研究

足利行遠
有馬祐政
望月信亨
關儀一郎
小竹武二雄

全國諸學校 (大正十二年度)

種別	學校	教員	學生生徒及兒童	卒業者
小學校	25,432	19,663	9,377,160	1,668,747
師範學校	60	600	4,833	821
高等師範學校	6	1,960	3,899	2,299
女子高等師範學校	2	101	1,630	189
臨時教員養成所	2	285	877	189
中學校	468	10,129	1,107	473
高等女學校	685	9,759	2,679,391	28,961
高等學校	35	956	3,340	3,389
專門學校	32	3,324	3,731	10,661
實業專門學校	68	2,996	3,967	8,090
實業學校(甲)	200	6,531	12,267	3,391
實業學校(乙)	335	2,583	26,300	3,548
實業補習學校	14,915	8,399	55,556	16,111
實業教員養成所	4	1,017	1,017	3,000
實業補習學校	3	8	3,740	92
教員養成所	1,696	8	3,740	92
各種學校	1,696	8	3,740	92
總計	44,436	29,877	21,810,077	2,207,833

帝國大學

名	創設年月	學部	學部長	教員	學生生徒
東京帝國大學	明治十九年三月	大學院 法學部 醫學部 工學部 文學部 理學部 農學部 經濟學部	中田 薫 林 春雄 塚本 靖 服部字之吉 中村清二 河津 暹	1,774 2,299 1,821 1,821 1,821 1,821 1,821	3,389 2,299 1,821 1,821 1,821 1,821 1,821
京都帝國大學	明治二十二年九月	大學院 法學部 醫學部 工學部 文學部 理學部 農學部 經濟學部	山田正三 森島庫太 松村鶴造 小西重直 和田健雄 神戶正雄	1,774 2,299 1,821 1,821 1,821 1,821 1,821	3,389 2,299 1,821 1,821 1,821 1,821 1,821
東京商科大学	大正九年	商學部	佐野善作	1,774	3,389
新潟醫科大學	大正二年	醫學部	澤田敬義	1,774	3,389
岡山醫科大學	大正二年	醫學部	田中文男	1,774	3,389
千葉醫科大學	大正三年	醫學部	松本高三郎	1,774	3,389
金澤醫科大學	大正三年	醫學部	須藤憲三	1,774	3,389
長崎醫科大學	大正三年	醫學部	林 郁彦	1,774	3,389

官立大學 (昭和二年八月調)

名稱(所在地)	設立	學部長	學部	教員	學生生徒	修業年限
東京商科大学 (東京神田一橋通町)	大正九年	佐野善作	商學部	1,774	3,389	三年
新潟醫科大學 (新潟市)	大正二年	澤田敬義	醫學部	1,774	3,389	四年
岡山醫科大學 (岡山市)	大正二年	田中文男	醫學部	1,774	3,389	四年
千葉醫科大學 (千葉市)	大正三年	松本高三郎	醫學部	1,774	3,389	四年
金澤醫科大學 (金澤市)	大正三年	須藤憲三	醫學部	1,774	3,389	四年
長崎醫科大學 (長崎市)	大正三年	林 郁彦	醫學部	1,774	3,389	四年
大阪醫科大學 (大阪市)	大正八年	楠本長三郎	醫學部	1,774	3,389	四年
愛知醫科大學 (名古屋中區鶴舞町)	大正九年	小口忠太	醫學部	1,774	3,389	四年
京都府立醫科大學 (京都市河原町)	大正十年	淺山忠愛	醫學部	1,774	3,389	四年
熊本市立醫科大學 (熊本市本庄町)	大正十二年	山崎正重	醫學部	1,774	3,389	四年

名稱(所在地)	設立	學部長	學部	教員	學生生徒	修業年限
東北帝國大學 (大正十三年十二月)	大正十三年	理博眞島利行	理學部	1,774	3,389	三年
九州帝國大學 (大正十三年四月)	大正十三年	醫博石原誠	醫學部	1,774	3,389	四年
明治帝國大學 (大正十三年四月)	大正十三年	工博末廣忠介	工學部	1,774	3,389	四年
大工原銀太郎	大正十三年	農博湯川又夫	農學部	1,774	3,389	四年
北海道帝國大學 (大正十三年六月)	大正十三年	農博高岡熊雄	農學部	1,774	3,389	四年
醫學部	大正十三年	醫博今裕	醫學部	1,774	3,389	四年
工學部	大正十三年	工博吉野太郎	工學部	1,774	3,389	四年
醫學部	大正十三年	青葉萬六	醫學部	1,774	3,389	四年
工學部	大正十三年	西田辰三郎	工學部	1,774	3,389	四年
農學部	大正十三年	佐々茂雄	農學部	1,774	3,389	四年
農博佐藤昌介	大正十三年	農博佐藤昌介	農學部	1,774	3,389	四年
東京帝國大學 (大正十三年四月)	大正十三年	法博速水澁	法學部	1,774	3,389	三年
醫學部	大正十三年	醫博志賀潔	醫學部	1,774	3,389	四年
農學部	大正十三年	農博戒能義重	農學部	1,774	3,389	四年
松浦銀次郎	大正十三年	農博戒能義重	農學部	1,774	3,389	四年

(備考) 教員及び生徒數は大正十二年度、但し京城帝大は、大正十五年五月末日現在。

私立大學 (昭和二年八月調)
名稱(所在地) 設立 學長

早稻田大學 (東京府下戸塚町)	慶應義塾大學 (芝區三田四國町)	明治大學 (東京府神田區河臺)	中央大學 (神田區駿河臺)
大正九	大正九	大正九	大正九
高田 早苗	林 毅 陸	横田 秀雄	馬場 恩治
政治經濟學部 文政學部 商工學部 理商學部 專門部 高等部 師範部 第一高等學校 第二高等學校 附屬工業學校 附屬女子學校	法學部 經濟學部 醫學部 政治學部 商學部 高等部 專門部	法學部 政治經濟學部 商學部 專門部 第一學部 第二學部	法學部 經濟學部 專門部
三年	三年	三年	三年

國學院大學 (東京府下澁谷)	拓殖大學 (小石川茗荷谷町)	立教大學 (東京府外池袋)	東京慈惠會醫科大學 (芝區愛宕町)	大谷大學 (京都市上京區)	龍谷大學 (京都市七條猪熊)	關西大學 (大阪府外千里村)	立命館大學 (京都府上京區廣小路)	駒澤大學 (東京府外駒澤村)
大正九	大正二	大正二	大正二	大正二	大正二	大正二	大正二	大正二
上田 萬年	後藤 新平	杉浦 貞二	金杉 英五郎	村上 專精	前田 慧雲	松本 蒸治	富井 政章	忽滑 谷快天
文學部 附屬師範部 高等部 專門部	醫學部 商學部 專門部	醫學部 商學部 專門部	醫學部 商學部 專門部	文學部 專門部	文學部 專門部	法學部 專門部	法學部 專門部	文學部 專門部
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年

專修大學 (神田區今川小路)	法政大學 (麹町區富士見町)	日本大學 (神田區三崎町)	同志社大學 (京都市上京區)
大正二	大正九	大正九	大正九
飯谷 芳郎	松室 致	男爵 平沼 一郎	海老名 彈正
專門部 經濟學部 文政學部 法學部 專門部	法學部 政治經濟學部 專門部 高等部 師範部	專門部 商學部 政治經濟學部 專門部	專門部 法學部 政治經濟學部 專門部
三年	三年	三年	三年

立正大學 (東京府外大崎町)	東京農業大學 (東京府外澁谷町)	大正大學 (東京府外西巢鴨町)	日本醫科大學 (本郷駒込千駄木町)	高野山大學 (和歌山縣伊都郡高野山)	高等師範學校 (大正十三年度但校長最近現在)	官立專門學校
大正三	大正四	大正五	大正五	大正五	大正三	大正三
風間 隨學	農學博士 横井 時敬	文學博士 河柳 政太郎	醫學博士 中原 德太郎	高岡 謙心	校長 長 屋 順	校長 長 屋 順
文學部 宗敎部 社會科 史科 文學科	農學部 專門部	文學部 專門部	醫學部 專門部	醫學部 專門部	專門部 經濟學部 文政學部 法學部	專門部 經濟學部 文政學部 法學部
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年

鹿兒島高等農林	同	農博	吉村清尚	三六
鳥取高等農林	大正九	農博	山田玄太郎	三六
三重高等農林	同	農博	上原種美	三六
宇都宮高等農林	同	農博	佐藤義長	三六
岐阜高等農林	同	農博	草場榮喜	三六
宮崎高等農林	同	農博	宮原忠正	三六
上野高等農林	明治三	農博	針塚長太郎	三六
東京高等農林	同	農博	本多岩次郎	三六
京都高等農林	同	農博	山田登代太郎	三六
神戶高等農林	同	農博	田崎慎治	三六
長崎高等農林	同	農博	木村重治	三六
山口高等農林	同	農博	鷲尾健治	三六
小樽高等農林	同	農博	伴房次郎	三六
名古屋高等農林	大正九	農博	渡邊龍聖	三六
大分高等農林	同	農博	山崎彌久太郎	三六
福島高等農林	同	農博	伊藤仁吉	三六
横濱高等農林	同	農博	田尻常雄	三六
高松高等農林	同	農博	澤田源一	三六
彦根高等農林	同	農博	矢野貫城	三六
和歌山高等農林	同	農博	岡本一徹	三六
高岡高等農林	同	農博	只見	三六
東京高等農林	明治四	農博	中村幸之助	三六
神戶高等農林	大正二	農博	廣田精一	三六
大阪高等農林	明治元	農博	堤正三	三六
名古屋高等農林	同	農博	森彦三	三六
熊本高等農林	同	農博	三浦銅太郎	三六
米澤高等農林	同	農博	大場成實	三六

桐生高等工業	大正五	工博	西田博太郎	三九
横濱高等工業	同	工博	鈴木達治	三九
廣島高等工業	同	工博	川口虎雄	三九
仙臺高等工業	明治三九	工博	新保德壽	三九
金澤高等工業	大正九	工博	青島信賢	三九
德島高等工業	同	工博	小溝茂三	三九
濱松高等工業	同	工博	川口徳三	三九
長岡高等工業	同	工博	福田盛造	三九
福井高等工業	同	工博	關田盛治	三九
山梨高等工業	同	工博	松谷敏一	三九
東京高等工業	明治八	工博	小島三平	三九
神戶高等工業	大正九	工博	友田三平	三九
明治專門	明治四	工博	平岡通也	三九
秋田專門	同	工博	高橋隆造	三九
富山專門	同	工博	安香逸行	三九
熊本專門	明治三	工博	岡上宇一	三九
東京高等工業	大正二	工博	明治三	三九
京都高等工業	明治三	工博	明治三	三九

公立專門學校 (昭和二年八月訓)

名	稱	所在地	設立	代表者	科	別	修業年限
東京醫學專門學校	(東京市外東久保)	大正七	醫學博士 佐藤達次郎	醫學	本	四年	
東京女子醫學專門學校	(牛込区市谷河田町)	明治三	醫學博士 吉岡彌生	醫學	本	四年	
帝國女子醫學專門學校	(東京市外大森町)	大正二	醫學博士 額田香	醫學	本	四年	

東京齒科醫學專門學校	明治四	血脇守之助	齒科醫學本科	四年
日本齒科醫學專門學校	明治四	中野市五郎	齒科醫學本科	四年
東京藥學專門學校	大正六	藥學博士 丹波敬三	藥學	三年
明治藥學專門學校	大正三	恩田重信	藥學	三年
東京女子齒科醫學專門學校	大正二	飯島茂	齒科醫學本科	三年
東京女子齒科醫學專門學校	大正二	平野勇	齒科醫學本科	三年
東京女子齒科醫學專門學校	大正二	中島德藏	齒科醫學本科	三年
明治藥學專門學校	大正三	田川大吉郎	藥學	三年
青山學院高等學部	明治三	石坂正信	英語師範科	四年
東京神學社神學校	明治四	高倉徳太郎	神學	三年
上野大	大正二	ヘルマン・ホフマン	商科學科	三年
青山學院神學部	明治三	石坂正信	神學	三年
明治學院神學部	明治三	都留仙次	神學	三年
高千穂高等商業學校	明治四	川田織綱	商業	三年
大倉高等商業學校	明治三	立花寛藏	商業	三年

成蹊實業專門學校	(東京市外池袋)	大正五	中島萬次郎	實業	三年
東京物理學學校	(牛込區神樂町)	大正六	理學博士 中村精男	物理化學	三年
大東文化學院	(龜町區富士見町)	大正三	大島健一	高等	三年
東京文化學院	(東京市外代々木)	大正三	結城林藏	高等	三年
日本女子大學校	(小石川高田豐川町)	明治三	麻生正藏	高等	三年
女子英學塾	(龜町區五番町)	明治三	津田梅子	英語及文學	三年
東京女子大學	(東京市外井森村)	大正七	安井哲子	大學	二年
帝國女子專門學校	(小石川大塚町)	明治三	男爵 平山成信	家事	三年
聖心女子學院高等專門學校	(芝日金三光町)	大正四	シメルドン	神學	三年
東京女子專門學校	(本郷湯島六丁目)	大正二	渡邊滋	神學	三年

日本女子體育專門學校 (東京市外松澤村)	大正二	二階堂トクヨ	本	科別	三年
千代田女子專門學校 (麴町中六番町)	昭和二	泉道雄	本	科別	二年
關東學院 (横浜市南太田町)	大正八	シー・ビー・テンネー	高等部 神學部	研究科 社會科	三年
京都藥學專門學校 (京都市上京區)	大正八	米倉昌達	藥	學科	三年
佛敎專門學校 (京都市西ヶ谷町)	明治三	桑田寬隨	佛	學科	三年
西山專門學校 (京都府乙訓郡)	大正九	關本諦承	佛	學科	三年
眞言宗京都大學 (下京區九條東寺町)	明治三	松永昇道	佛	學科	三年
臨濟宗大學 (京都市外花園村)	明治四	加藤至道	佛	學科	三年
大日本武德會武德專門學校 (京都市上京區)	明治三	西久保弘道	柔道	學科	三年
智山勸學院 (京都市下京區東瓦町)	大正三	旭純榮	佛	學科	三年
京都市立繪畫專門學校 (京都市上京區)	明治三	辻字之助	繪	畫科	三年
同志社女學校專門學部 (京都市今出川通寺町)	明治三	松岡道	家政學	本	三年
京都女子高等專門學校 (京都市東山七條)	大正九	弓波瑠明	本	科別	三年

京都府立女子專門學校 (京都市東區松崎村)	昭和二	鈴木博也	文	學科	三年
大阪市立大阪高等商業學校 (南區天王寺町)	明治三	武田千代三郎	商	業科	三年
日本大學專門學校 (大阪府中河內郡)	大正四	法學博士 市村光惠	法	學科	三年
大阪高等醫學專門學校 (大阪府淀川區下新庄町)	昭和二	醫學博士 足立文太郎	醫	學科	五年
大阪藥學專門學校 (大阪府南區)	大正六	藥學博士 大槻朝比奈	藥	學科	三年
大阪齒科醫學專門學校 (大阪府東區)	大正六	齒科醫學博士 藤太郎	齒科	學科	三年
梅花女子專門學校 (大阪府東區)	大正二	伊庭菊次郎	英	文	三年
大阪府女子專門學校 (大阪府住吉區)	大正三	瀧村斐男	本	科別	三年
帝國女子藥學專門學校 (大阪府外守口町)	明治三	野崎仙太郎	藥	學科	四年
樟蔭女子專門學校 (大阪府外小阪)	大正二	伊賀均吉郎	本	科別	三年
關西學院 (兵庫縣武庫郡西灘村)	明治四	エルベーツ	神學部	本	三年
神戸女學院 (神戸市山本通)	明治三	デフロレス	高等商業學部	本	三年
金城女子專門學校 (名古屋市中區白壁町)	昭和二	高木文	家政學	本	三年

高等學校

眞宗專門學校 (名古屋市中區)	大正二	一柳知成	佛	學科	三年
眞宗學院 (三重縣龜郡)	明治三	秦英元	佛	學科	三年
東北學院專門部 (仙台市南町通)	明治七	デー・ビー・シユネーダ	文科神學 師範商科	本	三年
宮城縣女子專門學校 (宮城縣仙台市)	大正三	雀部顯宜	本	科別	三年
千葉縣立高等商業學校 (千葉縣松戸町)	明治三	赤屋朝暉	商	業科	三年
關西女子專門學校 (關西市須崎町)	大正二	十倉精一	文	學科	三年
九州齒科醫學專門學校 (福岡市今泉町)	大正二	清水精一	齒科	學科	四年
西南學院高等學部 (福岡市)	大正二	シー・ケー・フシヤ	文	學科	四年
清水女子專門學校 (長崎市)	大正八	アンナ・ローラ・ホワイト	英文科	本	四年
松山高等商業學校 (松山市)	大正三	加藤彰康	商	業科	三年

第八名古屋瑞穂町	同	小松原隆二	文	學科	三年
新湯縣大畑町	大正八	八田三喜	商	業科	三年
松本市	同	森卷吉	本	科別	三年
山口縣山口町	同	新保寅次	本	科別	三年
松山市外	同	金子幹太	本	科別	三年
水戸市外	同	松村傳	本	科別	三年
山形市外	同	葉山萬次郎	本	科別	三年
佐賀縣佐賀郡本	同	生駒萬治	本	科別	三年
弘前市	同	鈴木信太郎	本	科別	三年
松江市外川津村	同	乘杉嘉壽	本	科別	三年
東京市外中野町	同	塚原政次	本	科別	三年
大坂市天王寺	同	隈本繁吉	本	科別	三年
大坂市天王寺	同	隈本繁吉	本	科別	三年
埼玉縣浦和町	同	茨木清次郎	本	科別	三年
高知市	同	秋吉香治	本	科別	三年
靜岡市外安東村	同	堀重里	本	科別	三年
廣島市	同	山内雄太郎	本	科別	三年
廣島縣上川郡	同	十日恒太郎	本	科別	三年
富山縣新井村	同	南日恒太郎	本	科別	三年
武藏縣武庫郡本	同	山川健次郎	本	科別	三年
甲斐市外吉祥寺	同	丸山環	本	科別	三年
成蹊市	同	淺野孝之	本	科別	三年
成蹊市	同	澤柳政太郎	本	科別	三年
浪速市	同	三浦菊太郎	本	科別	三年

文部省所管外諸學校

學校	所在地	校長
女子學習院	東京府下高田町	福原長二
神宮學習所	赤坂區青山	松浦寅三
水産講習所	三重縣度會郡瀨鄉村	林田實
陸軍大學校	赤坂區中島町	志望第一
陸軍砲工學校	赤坂區北町一丁目	志望第二
陸軍歩兵學校	牛込區若松町	收容第一
陸軍騎兵學校	千葉縣千葉郡都賀村	收容第二
陸軍野戰砲兵學校	千葉縣千葉郡二宮村	收容第一
陸軍重砲兵學校	同 印刷郡千代田村	收容第二
陸軍工兵學校	神奈川縣浦賀町	收容第一
陸軍士官學校	千葉縣東葛飾郡明村	收容第二
陸軍士官學校	牛込區市谷本村町	收容第一
陸軍工科學校	愛知縣渥美郡高師村	收容第二
陸軍醫學學校	熊本市	收容第一
陸軍獸醫學學校	小石川區小石川町	收容第二
陸軍理學學校	牛込區若松町	收容第一
陸軍理學學校	麹町區富士見町	收容第二
陸軍醫學學校	東京府下世田ヶ谷町	收容第一
陸軍獸醫學學校	埼玉縣所澤町	收容第二
陸軍飛行學校	千葉縣千葉郡都村	收容第一
陸軍飛行學校	三重縣度會郡北濱村	收容第二
陸軍自動車學校	東京府下世田ヶ谷町	收容第一
陸軍通信學校	同 杉並町馬橋	收容第二

高等學校入學志願者數

科	昭和二年	昭和元年
文部省	1,680	1,680
第一科	1,680	1,680
第二科	1,680	1,680
理科	1,680	1,680
第一科	1,680	1,680
第二科	1,680	1,680

學校	所在地	校長
海軍大學校	京橋區築地四丁目	中村真三
海軍兵學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍機關學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍理學學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍砲術學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍水雷學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍潛水學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍醫學學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍獸醫學學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍飛行學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹
海軍通信學校	廣島縣安藝郡江田島村	鳥巢玉樹

科	昭和二年	昭和元年
醫學	1,680	1,680
文部省	1,680	1,680
第一科	1,680	1,680
第二科	1,680	1,680

種別	大正十一年度	同十二年度
既に就學の始期に達したる者	4,567	4,567
未だ就學の始期に達せざる者	1,234	1,234
合計	5,801	5,801

種別	昭和元年	同二年度
博士數	1,680	1,680
本科正教員	1,680	1,680
市部	1,680	1,680
町村部	1,680	1,680

學齡兒童就學歩合

中小學教員平均俸給

専科正教員	六六〇
准教員	四二〇
代用教員	三六〇
右平均	四・八
尋常校長	六・四
尋常高等校長	一三・〇
高等校長	一五・三

右は全國公立中等學校及市町村立小學校に
ついでに文部省の調である

ノーベル賞金

ノーベル賞金は一八九六年十二月十日に死去
したスウェーデンの化学者にして、ダイナマイ
トの發明者であるアルフレッド・ビー・ノーベ
ル氏の遺産百七十萬ポンドを基本金とし、こ
れより生ずる利子を以て毎年(一)物理学、(二)
化学、(三)生理學又は醫學、(四)理想主義的文
學、(五)平和の原因の五方面に於て偉大なる
貢献をなした人々に授與されるもので、その
金額は各七千五百ポンドである。この基本金
はスウェーデン國王の任命した總裁と五人の役
員とによつて管理されてゐる。而して理學賞
及化學賞はスウェーデン理學院、醫學賞はス
トックホルム醫學院、文學賞はスウェーデン文學
院、平和賞はノーベルの議會が選ぶ五人の
委員これを決定する。今日までの受賞者は左
の如くである。

△ノーベル賞金受領者

年次	理學賞	化學賞	醫學賞	文學賞	平和賞
一九〇一年	レントゲン(獨)	パン・ホッフ(獨)	フォン・ベリリング(獨)	サリー・アルドメ(佛)	ツナント(瑞典)
一九〇二年	ローレンツ(獨)	フィッシャー(獨)	ロツス(英)	フィンゼン(獨)	バシエ(佛)
一九〇三年	ベツケレル(佛)	アレニウス(瑞典)	フィンゼン(獨)	ビヨルンソン(獨)	ゴバール(瑞典)
一九〇四年	レイレイ(英)	ラムジー(英)	ボーロー(露)	ミストラル(佛)	クリーマー(英)
一九〇五年	レナルト(獨)	ペーヤー(獨)	コッホ(獨)	エチエガレ(西)	ゴバール(瑞典)
一九〇六年	トムソン(英)	モイツァン(佛)	カール(獨)	カルツツチ(波)	クリーマー(英)
一九〇七年	マイケルソン(米)	ブッフネル(獨)	ラベラン(佛)	キツプリング(英)	クリーマー(英)
一九〇八年	リツプマン(佛)	ラザフアツド(英)	メチニコフ(露)	オイケン(獨)	クリーマー(英)
一九〇九年	マルコニ(伊)	オストワルド(獨)	コヘル(瑞典)	ラーゲルレフ(瑞典)	クリーマー(英)
一九一〇年	フラン・デル・ワールス(獨)	ワラツハ(獨)	コツセル(獨)	ハイゼ(獨)	クリーマー(英)

一九一一年	ウィーン(獨)	マリー・キュリー(佛)	グルストランド(瑞典)	メーテルリンク(白)	アツサー(獨)
一九一二年	ダーレン(瑞典)	グリニヤール(佛)	カレル(米)	ハウプトマン(獨)	フリード(獨)
一九一三年	オンネス(獨)	ウエルネル(瑞典)	リシエー(佛)	タゴール(印)	ルート(米)
一九一四年	ホン・ラウエ(獨)	リチャーズ(米)	バラニー(獨)	ロマン・ローラン(佛)	ラ・ホントーン(白)
一九一五年	ブラツグ父子(英)	ウイルスタツテル(獨)	ボーデー(白)	ハイデンスタム(瑞典)	セネバ萬國赤十字社
一九一六年	パークラー(英)	ハーベル(獨)	クロフ(獨)	ギエレルツァ(獨)	ウツドロ・ウイリッソン(米)
一九一七年	ブランク(獨)	ネルンスト(獨)	マイエル(英)	スピツテル(獨)	レオン・アルジョア(佛)
一九一八年	シュタルク(獨)	ソヂー(英)	パンチング(加奈陀)	ハムズン(獨)	フランシング(瑞典)
一九一九年	ギラウム(獨)	アストン(英)	マツクアラウド(加奈陀)	アナトール・フランス(佛)	ラング(獨)
一九二〇年	アインスタイン(獨)	プレグレル(獨)	マククアラウド(加奈陀)	ペナベンテ(西)	ナンセン(獨)
一九二一年	ポール(獨)	ジグモンチー(獨)	マククアラウド(加奈陀)	イーツ(英)	
一九二二年	ミリカン(米)	スヴェットベルヒ	マククアラウド(加奈陀)	レイモント(波)	
一九二三年	シグバイン(瑞典)	スヴェットベルヒ	マククアラウド(加奈陀)	シヨ(英)	
一九二四年	フランク(獨)	スヴェットベルヒ	マククアラウド(加奈陀)		
一九二五年	ヘルツ(獨)	スヴェットベルヒ	マククアラウド(加奈陀)		
一九二六年	ベラン(佛)	スヴェットベルヒ	マククアラウド(加奈陀)		
一九二七年		スヴェットベルヒ	マククアラウド(加奈陀)		

種別	大正十年度		同十一年度		同十二年度	
	官公立	私立	官公立	私立	官公立	私立
圖書	一、三三九	一、四三〇	一、六三七	一、七〇七	二、一〇七	二、二七六
洋書	三、三三三	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
和漢書	一、八七〇	一、一三〇	一、九〇〇	一、四〇〇	二、八〇〇	二、〇〇〇
計	三、四一〇	三、四三〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
圖書	一、三三九	一、四三〇	一、六三七	一、七〇七	二、一〇七	二、二七六
洋書	三、三三三	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
和漢書	一、八七〇	一、一三〇	一、九〇〇	一、四〇〇	二、八〇〇	二、〇〇〇
計	三、四一〇	三、四三〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇

一八九

九州日々新聞	熊本市	通町	大正二	山田珠一
肥前日日新聞	佐賀市	松原町	大正二	川原茂輔
長崎日日新聞	長崎市	今魚町	明治六	中川平兵衛
長崎日日新聞	長崎市	出島二番地	明治六	則元由庸
九州新聞	熊本市	花畑町	大正二	高木第四郎
九州新聞	熊本市	荷揚町	大正二	長野潔
豊州新聞	大分市	山下町	大正二	奥田榮之進
鹿兒島新聞	鹿兒島市	西三丁目	大正二	東田榮之進
北海タイムス	札幌市	大通西三丁目	大正二	上田壽久
小樽新聞	小樽市	鶴岡町	大正二	金澤彦作
函館毎日新聞	函館市	鶴岡町	大正二	神島謙三
樽太日日新聞	樽太市	榮町四丁目	大正二	松岡富雄
臺灣日日新聞	臺中市	明治四丁目	大正二	副島道正
臺灣日日新聞	臺中市	明治四丁目	大正二	松岡富雄
京城新聞	京城府	太平通一丁目	大正二	芥川耕藏
朝鮮新聞	京城府	太平通二丁目	大正二	芥川耕藏
釜山日報	釜山府	岸本町	大正二	芥川耕藏

在外主要邦字新聞

滿洲日日新聞	大連市	東公園町	明治四	社長又社主
遼東新聞	大連市	東公園町	明治四	小山内大六
大連新聞	大連市	飛鳥町	大正九	大來修治
奉天毎日新聞	奉天市	十間房第四區	明治四	松宮確成
奉天新聞	奉天市	信濃町二丁目	大正六	佐藤善雄

東京の主要通信社

自由通信社	東京	橋本町一丁目	明治三	小高長三郎
千代田通信社	東京	永田町一丁目	明治三	井原頼明
帝國通信社	東京	橋本町一丁目	明治三	富田幸次郎
日本新聞聯合社	東京	丸の内	明治三	岩永祐吉
日本電報通信社	東京	丸の内	明治三	山口恒太郎
東京通信社	東京	丸の内	明治三	土居貞彌
日本聯合通信社	東京	丸の内	明治三	土居貞彌
朝野通信社	東京	丸の内	明治三	土居貞彌
東方通信社	東京	丸の内	明治三	土居貞彌
よろづ通信社	東京	丸の内	明治三	土居貞彌
内外調査通信社	東京	丸の内	明治三	土居貞彌

活版製作所として光輝ある數十年の歴史

本邦に於ける近來文撰の發達著しるしきにつれ之れに伴ふ活版事業の如きも益々隆盛に隆盛を重ねつゝあり茲に東京市京橋區築地二丁目株式會社東京築地活版製作所の營業光輝ある五十年の歴史を窺ふに同社は實に明治五年七月創業で長崎元木家の養子元木昌造氏が泰西の印刷術を見て之れを我が國に輸入し活字に依る印刷事業を起せば其便利少なからずとなし人を上海に派して研究せしめたるに其の人研究に失敗して空しく歸來したり然るに事業熱心なる元木氏は聊か屈する處なく尙ほも研究を重ね創造を早からしめんと計畫の折柄重野安釋氏が隆盛の爲め購入せる活字及印刷機械用を爲さずして其儘隆盛に在るを聞き之れを求め自ら文撰の業に當り研究なせしも幼稚にして充分なる功績を上げず折しも米人ガソル氏が當時上海の英華書院を辭すと聞き同氏を優聘して長崎に活字鑄造及び電氣版の製造をなし間もなく平野富二氏と相計



東京築地活版製作所

つて現所なる東京築地に之れを移し現今出版界活版王と評せられたる大工場こそ我が國に於いて活字鑄造及活版印刷の始祖たる築地活版所である而かも同社は我が國の文化を扶くる一大目的の爲めに幾多困難と闘ひ勇往邁進して大成功を來し現在に於ては全國幾千萬の印刷所及新聞社等に向つて活字及附屬諸機械を供給し以て文撰の隆盛に努力しつゝあり殊に同社は獨り内地のみに止らずして支那を始

め海外各地にも諸機械及び活字の供給をなし亦た印刷事業の如きに至つては流石に同社五十年の経験の存する處あつて他の追従を許さざるものあり尙ほ注文に對しては期日の精確を守り斯界に卓絶非凡なるが爲め信用益々高く當に我國印刷界の始祖たる榮譽あるのみならず同社の製品こそ幾多同業より模範的となつてゐるのである同社五十年の歴史こそ光輝あるものと云ふべし

同社は月島通五丁目一六分工場を置き尙ほ大阪市西區土佐堀三丁目及小倉市大坂町九丁目に出張所を置き我印刷界の爲めに努力し居るのみならず我が文運向上に一大貢獻をなし居る同社の目的は單なる營利事業に措かずして社會幸福の爲めに盡すこと直接間接に大なるものにして吾人の感謝して止まらざる處なり最古の歴史を有し最善の經驗を持つ同社は畏れ多くも宮内省、東宮職の御印刷物の御用を仰付けらる尙ほ震災以來の損害を僅々半々年にして復興し一切の設備は最新式に則り局面を更新せり

營業品目

銅。眞輪。砲金。亞鉛。
唐金。亞鉛板。鉛。錫。
安質母尼。活版用地金類。
モノタイプ用地金類。
半田類。パビットメタル類。
電池用亞鉛類。
其外鑄造原料。



地金問屋

合名
會社 西廣商店

東京市京橋區築地三丁目拾五番地
電話京橋(56) 二三三七番
長 三六五四番

御入用の節は是非一度御照會被下度願上候

營業課目

ケケ
ー
ラス
ゲ
ン
テ
ル
イ
ン
筆
筒
字
母
刷
其
他
印
刷
木
具
一
式

大貫印刷木具製作所

東京池袋一八三番地
振替東京六九二九三番
電話大塚(86)二二四一番(呼)

習靜堂印店



印章部

諸印章
附屬品一式

木版部

新聞雜誌
廣告用
木版一式

東京市小石川區白山前町二十五番地

佐野石屏

電話小石川五〇二番
振替口座東京一三八一六番

東京市日本橋區濱町三ノ一

木版主任 中澤高一

電話浪花七六八三番(呼)

寫真器械

寫場用暗箱
製版用器械
附屬一式
製造販賣
修繕迅速

倉並力メラ製所作

東京芝區琴平町六番地

寫真製版用材料
各種製造販賣

甲子コロヂオン
菊池氏グルー
甲子過鹽化鐵液

甲子沃度劑
甲子硝酸銀
其他製版用藥品一式

東京市京橋區新肴町一四



甲子商店

電話京橋(56)〇七二七番
振替東京六八六九五番

和紙問屋
加 かぎや
竹井長兵衛商店

東京市京橋區南鍋町一丁目六番地
電話銀座三十四番
振替口座東京一〇七五五番

美濃原産

鉛版紙・型材料
雁皮紙・地紙
輪轉機用胴張紙
專門生産販賣

岐阜縣美濃町一四二一六

田中製紙工場

場主 田中治助

(省線)越美線美濃町驛
電話 園六六一八番
振替名古屋六八六番
大阪一四〇〇番

全國唯一ノ紙型材料專門店

營業品目

チーエツチ式 破燻消火器
チーエツチ式 消火瓦斯發生器
チーエツチ式 轉倒消火器
チーエツチ式 無藥消火器
チーエツチ式 貯水ポンプ
チーエツチ式 鳥型ポンプ
赤貝印粉劑消火器
陸軍陣營用消火器
町野式水管接手
ゴム及布ホース各種

東京市芝區濱松町四ノ一

各種高級

消火器

製造販賣

長谷川商店

電話芝二四〇〇番
振替東京五三二九九番

カタログ御申越次第進呈仕申候

營業品目

繩 (荷造用・樽掛用)
蕙 (荷造用・乾燥用)
木毛 (荷造用・充填用)
麻糸 (結束用・平紐類)
澁紙 (包装用・荷造用)
其他一般荷造包装必需品全部

荷造包装材料問屋

大野口太助商店

東京市日本橋區小傳馬町三丁目十番地

電話浪花(07)六一六九番
六九七七番

營業科目

活字鑄造機
活字鑄型
野線諸機械
字母用小型フライス盤

東京市芝區西久保廣町三十六番地

須藤鐵工所

所主 須藤貞次郎

電話芝(43)〇六六三番
振替口座東京五四七八二番



營業科目

新聞用インキ
印刷用インキ
印刷用ワニス
輪轉機附屬品
製版用材料品

大阪市此花區上福島北一丁目
阪田商會

支店工場

東京市芝區金杉濱町
電話高輪六三〇三番
名古屋市西區材木町一丁目
電話本局六四一三番
福岡市博多瓦町
電話福岡三八八六番
京城御成町七十六番地
第二工場大阪市此花區大開町三丁目

母型は信用的に本位の位へ
東京母型製造所へ

◇母型の撰擇を過つて
一生の恨事を購ふ勿れ

- 活字鑄造機及鑄型
- 新聞用印刷用活字對輪廓込物
- 印刷用木具器械材料

東京母型製造所

下宮末吉

最近主なる納入先

國民新聞社	福岡日日新聞社	朝鮮新聞社	關門日日新聞社	中國新聞社	豐州新聞社	東京日日新聞社
-------	---------	-------	---------	-------	-------	---------

東京小石川諏訪町五三
振替口座東京七〇一七五

◇百の中傷よりも一つの實行

判斷に迷はず直路 東京母型製造所へ

出版圖書類別 (警保局調)

種別	大正十四年	大正十五年	昭和元年	主要雜誌社	所在地
政治	五二	六〇	六二	アララギ發行所	四谷右京町六
法律	五三	六〇	六二	赤い鳥社	四谷須賀町四〇
經濟	五三	六〇	六二	ウーマンカレント社	牛込若松町一〇五
社會	五三	六〇	六二	演藝畫報社	麹町上六番町二一
軍事	五三	六〇	六二	外交時報社	麹町下二番町六八
兵學	五三	六〇	六二	科學畫報社	麹町内幸町幸ビル
醫學	五三	六〇	六二	科學の世界社	麻布本村町一六四
地誌	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
地理	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
交通	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
數理	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
工業	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
歷史	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
傳記	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
哲學	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
宗教	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
文學	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
藝術	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
音樂	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
學藝	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
雜書	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル
總計	五三	六〇	六二	科學の觀	麹町内幸町一ノ六島ビル

司法及警察

裁判所配置

東京										控訴院	
水戸		千葉			浦和		横濱		東京		裁判所方
下土		八日市場			熊谷		八王子		東		同支部
妻浦		木更津			佐松		千		以		區裁判所
下瀧		北			一宮		佐		松		千
龍ヶ		八日市場			佐		松		千		以
妻浦		木更津			佐		松		千		以
下瀧		北			一宮		佐		松		千
龍ヶ		八日市場			佐		松		千		以
妻浦		木更津			佐		松		千		以

東京									
長野		甲府		静岡		前橋		宇都宮	
飯田		松上		濱沼		高崎		栃木	
三新		伊飯		上大		木松		岩上	
飯田		松上		濱沼		高崎		栃木	
三新		伊飯		上大		木松		岩上	
飯田		松上		濱沼		高崎		栃木	
三新		伊飯		上大		木松		岩上	
飯田		松上		濱沼		高崎		栃木	
三新		伊飯		上大		木松		岩上	

東京										
奈良		神戸			大阪		京都		新潟	
五		姫路			大		舞宮		高長	
條		龍社			阪		津		川高	
葛		龍社			阪		津		川高	
字		龍社			阪		津		川高	
五		龍社			阪		津		川高	
條		龍社			阪		津		川高	
葛		龍社			阪		津		川高	
字		龍社			阪		津		川高	

大阪											
名古屋		高知		高松		徳島		和歌山		大津	
安濃津		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	
山四		岡崎		丸龜		新田		妙和		長彦	

名古屋											
山口		廣島		富山		金澤		福井		岐阜	
下岩		三尾		高		七		小		高御	
關國		次道		岡		尾		濱		山嵩	
下岩		三尾		高		七		小		高御	
關國		次道		岡		尾		濱		山嵩	
下岩		三尾		高		七		小		高御	
關國		次道		岡		尾		濱		山嵩	
下岩		三尾		高		七		小		高御	
關國		次道		岡		尾		濱		山嵩	
下岩		三尾		高		七		小		高御	

長崎											
長崎		松山		松江		鳥取		岡山		新	
福武		字西		西濱		米		津高		新	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	
江生		和		濱		子		山		發	

裁判所取扱件数

裁判所	大正十五(昭和元)年		大正十四年	
	民事	刑事	民事	刑事
區裁	7,902	1,264	7,600	1,264
地方裁	35,896	1,264	35,896	1,264
控訴院	4,915	1,264	4,915	1,264
大審院	3,915	1,264	3,915	1,264
合計	52,628	4,807	52,628	4,807

検事局取扱件数

裁判所	大正十五(昭和元)年		大正十四年	
	未起訴	既起訴	未起訴	既起訴
區裁	3,915	1,264	3,915	1,264
地方裁	7,830	1,264	7,830	1,264
控訴院	1,907	1,264	1,907	1,264
大審院	1,907	1,264	1,907	1,264
合計	17,559	5,019	17,559	5,019

刑務所及職員

職名	大正十二年末	同十三年末
刑務所長	1	1
支所長	1	1
典獄長	1	1
典獄	1	1
看守長	1	1
看守	1	1
通譯	1	1
保健技師	1	1
教諭	1	1
作業技師	1	1
看守	1	1
女監	1	1
合備	1	1

受刑者刑名別(昭和二年三月)

刑名	男	女	合計
無期	1	0	1
五年以上	1	0	1
五年未滿	1	0	1
十年以下	1	0	1
五年以下	1	0	1
三年以下	1	0	1
二年以下	1	0	1
一年以下	1	0	1
六月以下	1	0	1
三月以下	1	0	1

受刑者罪名別(昭和二年三月)

罪名	男	女	合計
強盜	1	0	1
竊盜	1	0	1
賭博及當籤	1	0	1

貸座敷營業者
引手 茶屋 妓
貸座敷傭人(男女)

二,一三二	二,一六〇
五〇,二八〇	五〇,三三〇
二〇,五六九	二〇,五二一
三,〇四二	三,〇四二

遊客人員及消費金額

遊客人員(平均一日) 消費金額(同上)

新吉原	一,六〇一,四一九	二,一〇四	六,八八三,〇八八	四,二九八
洲崎	一,〇二一,五七〇	一,一七三	四,四四四,五三六	四,三三三
新宿	四,五七〇,〇〇〇	二,三三二	二,三三七,〇七〇	四,八九五
品川	三,四六四,四〇〇	二,二二二	一,三〇八,二三八	三,七七六
千住	一,四六八,八七〇	一,一三三	四,〇〇八,二八五	二,八五九
板橋	七九,七九一	一,九七〇	三,三三三,八六六	四,三三三
八王子	四九,五八八	一,四〇〇	二,六四四,四三三	四,三三三
府中	三三,八八八	一,八〇〇	三,五九三,三〇一	三,一八二
調布	二八,六六一	二,六六一	九,三三六,三〇一	三,一八二
總計	三,七三三,九三二	一,九九九	五,九八五,九七五	四,〇七二

(備考) 右は東京府下の遊廓に就いての調である。

藝妓年齢別

藝妓年齢別 (大正十三年末)

年齢	人数	年齢	人数
一歳未満	二,九三三	一六歳以上	一六,四三三
一歳以上	二〇,〇二七	二〇歳以上	二,五八八
二歳以上	一八,八八五	三〇歳以上	七,二七七
計	七,一〇一		

交通事故 (大正十三年)

種類	件数	死	傷
自動車	二〇,五九九	二五二	六,九三三
自動車	一,〇四一	一八	六八一
自動車	一,五二四	六	六八八
自動車	七,一七〇	六	六八八
自動車	一,六八〇	一	二九
自動車	四,九〇〇	一	二六三
自動車	二,三〇四	三	九三二
自動車	一,四六一	四	七三二
自動車	四,九八八	一,八三三	三,三三八
計	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇

遺失物及拾得物 (大正十三年)

種類	件数	通貨(圓)	物品(點)
遺失物	五五,二二五	四,四八五,九九九	七,八三,三〇〇
拾得物	八〇,三三〇	一,七二四,七二一	一,三三二,七三〇

喫煙、飲酒禁止法違反者

種類	件数
喫煙禁止法違反者	四,七三二
飲酒禁止法違反者	二,〇三三

警察官署

種類	大正十三年末	同十四年末
警察官	七,八六	七,九七
警部	四,七五	四,九
警部補	三,六六五	三,八七三
警部補出所長	一,五八三	一,四〇七
警部補出所	一,五八三	一,四〇七
警部補出所及出所	一,五八三	一,四〇七
警部補出所及出所	一,五八三	一,四〇七

警察職員

種類	大正十三年末	同十四年末
警部	九,八八二	九,八八二
警部補	九,九一八	九,九一八
警部補出所長	一〇,九〇三	一〇,九〇三
警部補出所	一〇,九〇三	一〇,九〇三
警部補出所及出所	一〇,九〇三	一〇,九〇三
警部補出所及出所	一〇,九〇三	一〇,九〇三

消防

種類	大正十二年	同十三年
消防組	九,八八二	九,八八二
消防組	九,九一八	九,九一八
消防組	一〇,九〇三	一〇,九〇三
消防組	一〇,九〇三	一〇,九〇三
消防組	一〇,九〇三	一〇,九〇三
消防組	一〇,九〇三	一〇,九〇三

衛生

病院 (各年末)

種類	大正十一年	同十二年	同十三年
官立病院	三三	三三	三三
公立病院	七五	七五	七五
私立病院	一,四三三	一,四三三	一,四三三
計	一,五三九	一,五三九	一,五三九

醫師及藥劑師

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
醫師	四,四一六	四,四一六	四,四一六
藥劑師	八,一六六	八,一六六	八,一六六
計	一二,五八二	一二,五八二	一二,五八二

藥種商製藥者及賣藥

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
製藥者	三〇,九八八	三〇,九八八	三〇,九八八
賣藥者	二〇,九八八	二〇,九八八	二〇,九八八
計	五〇,九七六	五〇,九七六	五〇,九七六

産婆及看護婦

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
産婆	一〇七,五五五	一〇七,五五五	一〇七,五五五
看護婦	一〇七,五五五	一〇七,五五五	一〇七,五五五
計	二一五,一一〇	二一五,一一〇	二一五,一一〇

産

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
試驗合格	三,七三二	三,七三二	三,七三二
從業開業	八,二四九	八,二四九	八,二四九
限地許可	七,四六八	七,四六八	七,四六八
若くは講業	八八八	八八八	八八八
計	一九,三三六	一九,三三六	一九,三三六

傳染病患者及死亡者

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
虎列刺	六〇	六〇	六〇
赤痢	一,四七三	一,四七三	一,四七三
腸室扶斯	九,〇八八	九,〇八八	九,〇八八
パラチフス	四,〇六四	四,〇六四	四,〇六四
痘瘡	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇
發疹瘰癧	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇
猩紅熱	二,七三三	二,七三三	二,七三三
實布埤利亞	三,三三九	三,三三九	三,三三九
計	二一,三三九	二一,三三九	二一,三三九

精神病者

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
流行性腦脊膜炎	一,四三三	一,四三三	一,四三三
精神病者	一,四三三	一,四三三	一,四三三
計	二,八六六	二,八六六	二,八六六

壯丁と花柳病

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
壯丁	一,四三三	一,四三三	一,四三三
花柳病	一,四三三	一,四三三	一,四三三
計	二,八六六	二,八六六	二,八六六

水道

種類	大正十一年末	同十二年末	同十三年末
水道	一,四三三	一,四三三	一,四三三
計	一,四三三	一,四三三	一,四三三

畜産

家畜数 (農林省統計表に據る)

Table showing livestock numbers for various categories like 牛 (Cattle), 馬 (Horses), 豚 (Pigs), etc., with data for 大正十三年末 and 同十四年末.

耕作用牛馬頭数

Table showing the number of draft animals (牛 and 馬) used for agriculture, with data for 大正十三年末 and 同十四年末.

Table showing the number of dairy cows (乳牛頭数) and their milk production (搾乳) for 大正十三年 and 同十四年.

屠場及屠畜種類別

Table showing the number of slaughterhouses and types of livestock slaughtered, with data for 大正十三年 and 同十四年.

世界の羊毛産額 (大正十三年)

Table showing the world's wool production by country/region for 大正十三年, including 澳洲, 南アフリカ, etc.

水産業者

Table showing the number of fishermen and fishery workers (水産業者) for 大正十三年 and 同十四年.

漁船

Table showing the number of fishing boats (漁船) and their horsepower, with data for 大正十三年 and 同十四年.

遠洋漁業

Text describing the status of long-distance fishing (遠洋漁業) in 大正十四年, mentioning the use of motorized boats.

主要漁獲物

Table showing the main types of fish caught (主要漁獲物) and their quantities for 大正十三年 and 同十四年.

水産

Table of aquatic products including fish, shellfish, and other items with prices for 1924 and 1925.

主要水産製造物 (單位千圓)

Table of major aquatic products manufacturing with values for 1924 and 1925.

汽船捕鯨

Table of whale catching by steamships with values for 1924 and 1925.

難破漁船 (大正十四年)

Table of fishing boats that were wrecked in 1925, including ship names, crew, and damage.

古藤椅子の洗ひ方

Text describing the method for washing old wicker chairs, including steps like soaking and scrubbing.

林業

林野面積 (大正十三年末)

Table of forest and wilderness areas as of the end of 1924, categorized by ownership and type.

林野開墾 (大正十四年)

Table of forest and wilderness reclamation in 1925, showing areas cleared and planted.

林野被害 (大正十四年)

Table of forest damage in 1925 due to various factors like fire, wind, and insects.

森林伐採類別 (用材)

Table of forest logging categories for timber use, listing different types of wood and their prices.

木炭産額 (單位千貫, 千圓)

Table of wood charcoal production amounts for 1924, 1925, and 1926.

鑛業

試掘及採掘鑛區

△試掘鑛區		大正十三年末		同十四年末	
全屬鑛區數(千坪)	三,四五六	三,五三三	三,四五六	三,五三三	三,四五六
非屬鑛區數(千坪)	一,五三三	一,五六六	一,五三三	一,五六六	一,五三三
合計鑛區數(千坪)	四,九八九	五,一〇〇	四,九八九	五,一〇〇	四,九八九
合計坪數(千坪)	七,九七六	七,九七六	七,九七六	七,九七六	七,九七六
△採掘鑛區	四,二五五	四,二五五	四,二五五	四,二五五	四,二五五
全屬鑛區數(千坪)	三,九八二	三,九八二	三,九八二	三,九八二	三,九八二
非屬鑛區數(千坪)	一,二七三	一,二七三	一,二七三	一,二七三	一,二七三
合計鑛區數(千坪)	五,二五五	五,二五五	五,二五五	五,二五五	五,二五五
合計坪數(千坪)	七,九七六	七,九七六	七,九七六	七,九七六	七,九七六

鑛產物 (大正十四年)		數量		價額	
休業	河床(延長里町)	八〇三,〇〇八	七五,〇二一	一,四六五	一五八,四八八
其他	鑛區數(千坪)	二四九,三三二	一五八,四八八	一五八,四八八	一五八,四八八
砂金	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
白銀	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
銅	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
鉛	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
錫	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
鐵	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
鋼	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九
亞砒	計	二,二五〇,四二七	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九	三三,四四九,九二九

石油		石炭		其他	
重油	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
輕油	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
煤油	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
石炭	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
塊炭	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
粉炭	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
塊炭	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二
塊炭	計	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二	一,〇五五,二二二

けざる製鍊場に於て製造したるものとす。

外油輸入量 (單位千函)

原産地	大正十三年	同十四年	同十五年
煤油	七,七九六	一〇,三三四	二,二七九
燈油	二,一八五	二,一八五	二,一八五
機油	二,一八五	二,一八五	二,一八五
合計	一〇,〇八〇	一四,七〇三	六,六四九

世界の金産額 (大正十三年)

日	朝鮮	内地	南洋	北米	南米	歐洲	亞洲	非洲	大洋洲	其他	合計
三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇

世界の銀産額 (大正十三年)

日	朝鮮	内地	南洋	北米	南米	歐洲	亞洲	非洲	大洋洲	其他	合計
一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇

世界の銅産額 (大正十三年)

日	朝鮮	内地	南洋	北米	南米	歐洲	亞洲	非洲	大洋洲	其他	合計
一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇

世界の銑鐵産額 (大正十三年)

日	朝鮮	内地	南洋	北米	南米	歐洲	亞洲	非洲	大洋洲	其他	合計
一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇

物織交麻及物織麻				物織交綿絹			
價額	小幅物	廣幅物	合計	價額	小幅物	廣幅物	合計
生絹織物	生絹織物	生絹織物	生絹織物	生絹織物	生絹織物	生絹織物	生絹織物
其他の練絹織物	其他の練絹織物	其他の練絹織物	其他の練絹織物	其他の練絹織物	其他の練絹織物	其他の練絹織物	其他の練絹織物
男物	女物	男物	女物	男物	女物	男物	女物
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
11,045,516	2,990,888	7,303,799	11,045,516	11,045,516	2,990,888	7,303,799	11,045,516

物織殊特				毛織物及毛交織物			
價額	其他	天露絨	リボン	敷物	毛織物	毛交織物	合計
著尺セル地	著尺セル地	著尺セル地	著尺セル地	著尺セル地	著尺セル地	著尺セル地	著尺セル地
洋服用セル地	洋服用セル地	洋服用セル地	洋服用セル地	洋服用セル地	洋服用セル地	洋服用セル地	洋服用セル地
綿紗	綿紗	綿紗	綿紗	綿紗	綿紗	綿紗	綿紗
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
11,115	7,800,733	1,266,310	4,268,000	1,151,873	11,015,873	11,015,873	11,015,873

物織綿			
價額	小幅物	廣幅物	合計
綾地生綿布	綾地生綿布	綾地生綿布	綾地生綿布
縹子地生綿布	縹子地生綿布	縹子地生綿布	縹子地生綿布
其他の生綿布	其他の生綿布	其他の生綿布	其他の生綿布
合計	合計	合計	合計
3,675,809	2,377,018	1,298,791	3,675,809

物織絹			
價額	小幅物	廣幅物	合計
縹子地生絹布	縹子地生絹布	縹子地生絹布	縹子地生絹布
其他の生絹布	其他の生絹布	其他の生絹布	其他の生絹布
合計	合計	合計	合計
1,099,211	1,099,211	0	1,099,211

列國棉花消費高 (單位千俵)		大正十四年		大正十五年	
北米	6,377	同十五年	6,377	同十五年	6,377
南米	1,278	同十五年	1,278	同十五年	1,278
歐洲	101,124	同十五年	101,124	同十五年	101,124
日本	8,500	同十五年	8,500	同十五年	8,500
支那	5,292	同十五年	5,292	同十五年	5,292
印度	3,350	同十五年	3,350	同十五年	3,350
其他諸國	1,077	同十五年	1,077	同十五年	1,077
合計	161,335	同十五年	161,335	同十五年	161,335

電氣事業數 (電氣事業要覽)

種別	大正十三年		大正十四年	
	未開始	開始	未開始	開始
供給	36	36	37	37
鐵道	3	3	3	3
營業	30	30	31	31
小計	39	39	41	41
官廳用	4	4	4	4
合計	43	43	45	45

電力 (大正十四年)

種別	大正十三年末		大正十四年末	
	個數	馬力數	個數	馬力數
電力需要數	1,833,588	9,630,633	2,180,000	11,350,000
電燈需要數	1,776,576	9,030,000	2,100,000	10,800,000
需要家數	8,766,991	9,630,633	9,630,633	10,800,000
人口百に付個數	2,288	2,288	2,288	2,288
人口百に付馬力數	4,418	4,418	4,418	4,418

全國瓦斯事業 (各年三月末日現在)

種別	大正十三年		大正十四年	
	未開始	開始	未開始	開始
事業者數	3	3	3	3
拂込資本金	5,073,000	5,073,000	5,073,000	5,073,000
取付燈用熱力	1,087,473	1,087,473	1,087,473	1,087,473
供給力(馬力)	6,626	6,626	6,626	6,626

商業

會社總數 (大正十四年末)

種別	大正十三年		大正十四年	
	未開始	開始	未開始	開始
株式會社	1,100	1,100	1,100	1,100
合資會社	1,100	1,100	1,100	1,100
合名會社	1,100	1,100	1,100	1,100
總數	3,300	3,300	3,300	3,300

會社資本金別 (大正十四年末)

種別	大正十三年		大正十四年	
	未開始	開始	未開始	開始
五十萬圓以上	1,100	1,100	1,100	1,100
十萬圓以上	1,100	1,100	1,100	1,100
未滿十萬圓	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	3,300	3,300	3,300	3,300

株式會社組織取引所

種別	大正十三年		大正十四年	
	未開始	開始	未開始	開始
取引所數	1,100	1,100	1,100	1,100
取引員	1,100	1,100	1,100	1,100
資本金	1,100	1,100	1,100	1,100
取引所營業	1,100	1,100	1,100	1,100

東京株式取引所賣買高受渡高

種別	大正十三年		大正十四年	
	未開始	開始	未開始	開始
賣買高	1,100	1,100	1,100	1,100
受渡高	1,100	1,100	1,100	1,100

商業會議所一覽

(昭和二年九月一日現在)

會所	所在地
札幌	札幌市北一條西二ノ一
小樽	小樽市小樽公園
函館	函館市元町一
旭川	旭川市六條通十丁目
室蘭	室蘭市
釧路	釧路市
東京	麹町區有樂町一ノ一
八王子	八王子市天神二二
京都	上京區烏丸夷川上ル少將井町
大阪	北區堂島御駕籠五ノ四
堺	堺市
神戶	橫濱市本町一ノ五
明石	神戶市相生町一ノ九七
長崎	明石市
新潟	長崎市大村町一
長岡	新潟市大川前通七番町
直江津	長岡市坂ノ上町一ノ六六一
川越	直江津町諏訪區一二四五
前橋	川越市大字川越三〇五
高崎	前橋市紺屋町二二
水戸	高崎市田町三五
	水戸市上市南三ノ丸弘道館内

設立年月日	會頭
明治三〇、九	久保兵太郎
明治三三、二	磯野一進
大正八、九、七	渡邊熊四郎
大正八、八、六	荒井初一
大正三、二、六	猶崎平太郎
大正三、二、七	坂井德治
明治三〇、一、三	藤田謙一
大正二、八、七	城所國三郎
大正二、三、七	濱岡光哲
大正二、一、三	稻畑勝太郎
大正二、九、三〇	辻本豐三郎
明治三〇、二、九	井坂孝
大正三、三、九	鹿島房次郎
大正三、三、三〇	米澤長次郎
明治三〇、三、七	松田精一
大正三、七、三	鈴木久藏
大正三、三、七	澁谷善作
大正三、一、二	高橋喜六
大正三、二、三	綾部利右衛門
大正三、一、三	江原桂三郎
大正三、八、三	山田昌吉
大正三、六、九	前島平吉

名	所在地
宇都宮	宇都宮市旭町一ノ九〇
栃木	栃木市大門町公園一〇
津	津市大門町公園一〇
四日市	四日市市濱町一五〇
名古屋	名古屋市中榮町七ノ九
一宮	愛知縣一宮町
岡崎	岡崎市大字傳馬町一三〇
知多	愛知縣半田町名切六〇五
靜岡	靜岡市追手町一〇
濱松	濱松市田無
沼津	沼津市
甲府	甲府市錦町一八
大津	大津市阪本町四四
岐阜	岐阜市營谷町三一
大垣	大垣市郭町四五
長野	長野市西後町八二
松本	松本市南深志五六二
上田	上田町字新參町
仙臺	仙臺市大町四ノ一七三
福島	福島市杉妻町一二
郡山	郡山市
青森	青森市新濱町三一
盛岡	盛岡市
弘前	弘前市大字上鞘師町一八

代表者
田中勝次郎
毛塚源藏
田中林助
九鬼紋七
上遠野富之助
福谷元次
小島太左衛門
深田三太夫
中埜良吉
尾崎伊兵衛
宮本甚七
杉山周藏
矢嶋榮助
余松寅太郎
野村佐一郎
戸田鏡之助
小林久七
今井五介
成澤伍一郎
伊澤平左衛門
小林富吉
橋本萬右衛門
樋口喜輔
金田一國士
宮川久一郎

會所	所在地
山形	山形市旅籠町
酒田	酒田市本町四ノ一七
秋田	秋田市
福井	福井市錦上町六八
敦賀	敦賀町大内區五五
金澤	金澤市西町一番町一八
富山	富山市總曲輪四七二
高岡	高岡市利屋町一
松江	松江市殿町一
島取	島取市
姫路	姫路市
岡山	岡山市内山下三二
廣島	廣島市猿樂町官有一四
吳	吳市
尾道	尾道市久保町六五九
下關	下關市西之端町五二
和歌山	和歌山市七番町二
德島	德島市寺町七
高松	高松市内町四二
松山	松山市
高知	高知市中島町三四二
博多	福岡市東中洲町二一〇
久留米	久留米市笹山町二
若松	若松市
佐賀	佐賀市松原町一〇八

設立年月日	會頭
明治三〇、一、三	三浦權四郎
明治三〇、三、〇	荒木幸吉
明治三〇、三、〇	辻其之助
明治三〇、八、三	松井文太郎
明治三〇、四、三〇	那須吉兵衛
明治三〇、三、四	辰村米吉
明治三〇、二、九	出水寛義
明治三〇、二、九	荒井健三
明治三〇、三、六	山本權七
明治三〇、二、三	兒島幸吉
明治三〇、二、六	牛尾梅吉
明治三〇、二、四	山上岩二
明治三〇、一、三	熊平原藏
明治三〇、三、二	澤原清一
明治三〇、一、三	坂井善兵衛
明治三〇、一、三	樹谷善三
明治三〇、九、九	垂井清右衛門
明治三〇、七、二	三河貞次郎
明治三〇、一、三	下津揆一
大正三、三、三	仲田傳之助
大正三、二、六	宇田友四郎
大正三、六、五	太田清藏
大正三、七、五	中川喜次郎
大正三、六、八	柳川精四郎
大正三、二、五	福田慶四郎
明治三〇、九、九	福田慶四郎

名	設立年	資本金
日本銀行	明治五	六〇,〇〇〇
橫濱正金銀行	同	一〇〇,〇〇〇
臺灣銀行	同	一〇〇,〇〇〇
朝鮮銀行	同	一〇〇,〇〇〇
日本勸業銀行	同	一〇〇,〇〇〇
日本興業銀行	同	一〇〇,〇〇〇
北海道拓殖銀行	同	一〇〇,〇〇〇
第一銀行	同	一〇〇,〇〇〇
十五銀行	同	一〇〇,〇〇〇
三十四銀行	同	一〇〇,〇〇〇
近江銀行	同	一〇〇,〇〇〇
住友銀行	同	一〇〇,〇〇〇
三井銀行	同	一〇〇,〇〇〇
加島銀行	同	一〇〇,〇〇〇
山口銀行	同	一〇〇,〇〇〇
第三銀行	同	一〇〇,〇〇〇
四十三銀行	同	一〇〇,〇〇〇
三十八銀行	同	一〇〇,〇〇〇

所	在	地	代表者
日本橋區兩替町			井上準之助
橫濱市南仲通			兒玉謙次
臺北市榮町二ノ一			島田茂
京城府南大門通			鈴木島吉
麹町區内山下町一			梶原仲治
同 區永樂町二丁目			小野英二郎
同 區大通西三丁目			加藤敬三郎
札幌區區兜町			佐々木勇之助
京橋區木挽町七丁目			西野元
京橋區區高麗橋			菊池恭三
大板市東區高麗橋			保井猶造
同 東區備後町			湯川寛吉
同 東區北濱			三井源右衛門
日本橋區本革屋町			廣岡惠三
大板市西區土佐堀			山口吉郎兵衛
同市東區瓦町			安田善兵衛
日本橋區兜町			宮本吉右衛門
和歌山市十一番町			伊藤長次郎
姫路市西吳服町			

愛知銀行	同元	10,000	名古屋市中區玉屋町	渡邊 義郎	愛媛農工銀行	同元	6,000	松山市二番町	仲田傳之助
明治銀行	同元	10,000	同市中區榮町	生駒 重彦	肥後農工銀行	同元	5,000	熊本市紺屋町	林 千八
名古屋銀行	同元	10,000	同市西區傳馬町	恒川 小三郎	鹿兒島農工銀行	同元	5,000	鹿兒島市東千石町	四木幸之助
豐國銀行	同元	10,000	日本橋區小網町	生田 定之	小池銀行	同元	5,000	小池町區永樂町一丁目	小池厚之助
正隆銀行	同元	10,000	廣島市元柳町	鹽川 三四郎	三菱銀行	同元	5,000	日本橋區新右衛門町	西脇清三郎
藤本銀行	同元	10,000	大連市大山通	安田善四郎	神田銀行	同元	5,000	日本橋區八重洲町	串田 萬藏
朝鮮殖産銀行	同元	10,000	大谷町區北濱	有賀 光豊	川崎銀行	同元	10,000	日本橋區本町	神田 鑽藏
大阪農工銀行	同元	10,000	京都市南區大門通	弘世正二郎	安田銀行	同元	10,000	日本橋區本町	星野 章
兵庫農工銀行	同元	10,000	大谷町區南大門通	大谷吟右衛門	東京山口銀行	同元	10,000	日本橋區永樂町二丁目	安田善次郎
愛知農工銀行	同元	10,000	大谷町區北濱	磯貝 浩	日本晝夜銀行	同元	10,000	京橋區南大工町八	山口誠太郎
東京農工銀行	同元	10,000	大谷町區元大工町	鈴木茂兵衛	古河銀行	同元	10,000	京橋區尾張町	安田善四郎
日本信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	門脇 正	日比谷銀行	同元	10,000	日本橋區尾張町	古河虎之助
三井信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	米山 梅吉	東京貯蓄銀行	同元	10,000	日本橋區萬町一	原 邦造
住友信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	湯川 寛吉	不動貯蓄銀行	同元	10,000	日本橋區新龍土町一	牧野元次郎
安田信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	帝國朝日銀行	同元	10,000	麻布區新龍土町一	太田德九郎
鴻池信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	五十一銀行	同元	10,000	麻布區新龍土町一	寺田 元吉
千代田信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	鴻池銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	寺田 元吉
關西信託銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	野村銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	野村元五郎
日本不動產會社	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	渡邊銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	渡邊福三郎
神戶信託會社	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	第二銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	原 富太郎
三重農工銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	神戶同業銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	岡崎 藤吉
神奈川農工銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	澤商業銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	嘉納治郎右衛門
濃飛農工銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	尼崎共立銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	藤田 德太郎
長野農工銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	新瀉銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	松田 精一
福島農工銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	安田善次郎	新瀉銀行	同元	10,000	大谷町區有樂町	白勢 春三

六十九銀行	同元	10,000	長岡市表三之町	長部松三郎	百十七銀行	同元	4,000	長野縣飯田町	大平 翁郎
武州銀行	同元	10,000	埼玉縣浦和町	大川平三郎	佐久那銀行	同元	3,000	同縣岩村田町	鹽川 幸太
第八十五銀行	同元	10,000	埼玉縣川越市	綾部利右衛門	上伊那銀行	同元	3,000	同縣伊那町	金井 清志
所澤銀行	同元	10,000	埼玉縣所澤町	小澤 久助	小諸銀行	同元	3,000	長野縣小諸町	柳澤 貞三
第九十八銀行	同元	10,000	千葉市千葉	安田善兵衛	東北實業銀行	同元	3,000	仙臺市名掛町	大塚民三郎
群馬銀行	同元	10,000	前橋市本町	江原 芳平	第七十七銀行	同元	3,000	同市大町四丁目	伊澤平左衛門
上州銀行	同元	10,000	高崎市田町	小澤 宗平	第百七銀行	同元	3,000	同市大町四丁目	吉野周太郎
五十銀行	同元	10,000	茨城縣土浦町	堤 宗次郎	盛岡銀行	同元	3,000	盛岡市紺屋町	金田 一國士
下野中央銀行	同元	10,000	宇都宮市杉原町	見目 清	第五十九銀行	同元	3,000	弘前市親方町	高杉 金作
足利銀行	同元	10,000	足利市通三丁目	荻野萬太郎	秋田銀行	同元	3,000	秋田市大町三丁目	奈良 磐松
下野銀行	同元	10,000	同市大工町	峰岸福三郎	四十八銀行	同元	3,000	秋田市茶町菊之町	本間金之助
吉野銀行	同元	10,000	奈良縣下市町	阪本 仙次	兩羽銀行	同元	3,000	山形市七日町	長谷川平内
六十八銀行	同元	10,000	奈良市角振町	島田平右衛門	大和田銀行	同元	3,000	福井縣敦賀町	大和田莊七
百五銀行	同元	10,000	津市大門町	川喜田久太夫	加州銀行	同元	3,000	金澤市下堤町	加藤晴比古
四日市銀行	同元	10,000	四日市市藏町	熊澤 一衛	加能合同銀行	同元	3,000	同市小松町	米谷 半平
愛知農商銀行	同元	10,000	名古屋南區熱田傳馬町竹内	深田三太夫	小松銀行	同元	3,000	同市小松町	永井 伊助
岡崎銀行	同元	10,000	岡崎市傳馬町	村瀬九郎右衛門	中越銀行	同元	3,000	富山縣出町	中田清兵衛
村瀬銀行	同元	10,000	名古屋中區榮町	大沼 吉平	高岡銀行	同元	3,000	富山縣守山町	根尾宗四郎
伊豆銀行	同元	10,000	靜岡縣三島町	高林 泰虎	第四十七銀行	同元	3,000	富山縣仲町	金井久兵衛
遠州銀行	同元	10,000	濱松市傳馬町	若尾謹之助	越中銀行	同元	3,000	富山縣越前町	淺野長太郎
若尾銀行	同元	10,000	甲府市八日町	矢島 榮助	大正島取銀行	同元	3,000	鳥取市二階町	奥田 柳藏
第十銀行	同元	10,000	同市常盤町	寺田忠三郎	松江銀行	同元	3,000	松江白湯本町	三島佐治右衛門
有信銀行	同元	10,000	甲府市柳町一七	廣野規矩太郎	第一合同銀行	同元	3,000	岡山市下之町	大原孫三郎
百三十三銀行	同元	10,000	滋賀縣彦根町	桑原 善吉	山陽銀行	同元	3,000	岡山市津山町	土居 通博
十六銀行	同元	10,000	岐阜市中竹屋町	安田善兵衛	吳銀行	同元	3,000	岡山市通六丁目	佐々木千秀
大垣共立銀行	同元	10,000	大垣市便町九	小林 暢	高松百十四銀行	同元	3,000	高松市丸龜町	中村新太郎
六十三銀行	同元	10,000	長野市西後町						

五十二銀行	明治二	七、三五	松山市三番町	石原 操
四國銀行	同	三、〇〇〇	高知市津戸町	安田善兵衛
十七銀行	同	一〇、〇〇〇	福岡市博多橋口町	安田善兵衛
大分銀行	同	六、五〇〇	大分市竹町	廣岡 惠三
唐津銀行	同	四、八〇〇	佐賀縣唐津町	大島小太郎
宮崎銀行	大正〇	三、〇〇〇	宮崎市	遠山克太郎
鹿兒島銀行	大正〇	五、〇〇〇	鹿兒島市六日町	鏡原 隼人
第百七銀行	明治三〇	一五、〇〇〇	鹿兒島市金生町	湯地 定敏
百十三銀行	同	四、〇〇〇	函館市末廣町	相馬 哲平
漢城銀行	明治三六	六、〇〇〇	京城南大門通一丁目	韓 相龍
鐘淵紡績	明治三〇	六〇、〇〇〇	東京府下隅田町	武藤 山治
東洋紡績	大正三	五、八五〇	大阪北區堂島濱通二	阿部房次郎
富士瓦斯紡績	明治三〇	四、五〇〇	東京府下大島町	森村 開作
日清紡績	同	三、〇〇〇	同 龜戸町	宮島清治郎
大日本紡績	同	三、〇〇〇	大阪市東區備後町	菊池 恭三
大阪合同紡績	同	一八、七〇〇	同北區堂島濱通二	谷口 房藏
同 興紡績	大正九	一五、〇〇〇	上海楊樹浦路	谷口 房藏
同 外 綿	明治三〇	一六、〇〇〇	大阪市北區堂島北町	武居 綾藏
倉敷紡績	同	一七、〇〇〇	岡山縣倉敷町	大原孫三郎
日華紡績	大正七	一〇、〇〇〇	上海四川路五五號	喜多 又藏
日出紡績	明治三〇	三、〇〇〇	和歌山縣御坊町	伊藤長次郎
相模紡績	大正六	三、〇〇〇	日本橋區堀町	日比谷新次郎
旭紡績	同	六、〇〇〇	同 本町	菅原 通敬
日本レイヨン	同	一五、〇〇〇	大阪東區備後町	菊池 恭三
帝國人造絹糸	同	一三、五〇〇	神戸市海岸通	佐藤 法潤
日本絹織	同	一〇、〇〇〇	大阪北區中之島	藤井 善助

足利紡績	同	一〇、〇〇〇	東京市日本橋區芳町	岩原 謙三
名古屋紡績	同	五、七五〇	名古屋市南區八熊町	橋本萬右衛門
日本毛織	明治三〇	五、〇〇〇	神戸市西出町	川西清兵衛
東京毛織	同	一六、〇〇〇	同 區永樂町	藤田 謙一
滿蒙毛織	大正七	三、〇〇〇	奉天浪島姑屯	遠藤 眞一
毛斯倫紡績	明治三〇	三〇、〇〇〇	大阪市東區川區	稻畑勝太郎
東京モスリン	同	一五、二〇〇	東京府下香燭町	鶴見左吉雄
東洋モスリン	同	二、一〇〇	東京府下龜戸町	若尾鴻太郎
片倉製絲紡績	同	三、七五〇	京橋區墨堤町	片倉兼太郎
郡是製絲	同	三、〇〇〇	京橋區墨堤町	遠藤三郎兵衛
帝國製麻	同	三、二五〇	日本橋區裏河岸	安田 善助
東京株式取引	明治二	四七、〇〇〇	日本橋區兜町	岡崎 國區
大阪同	同	四四、〇〇〇	大阪市東區北濱	上益益三郎
京都取引所	同	五、〇〇〇	京都市下京區東洞院	會野作太郎
名古屋同	同	六、〇〇〇	名古屋中區南伊勢町	高橋彦次郎
神戶同	同	三、五〇〇	神戶市楠町七丁目	瀧川 儀作
大阪堂島米穀	同	六、〇〇〇	大阪北區堂島濱通一	林 市藏
東京米穀商品	同	六、五〇〇	日本橋區綱敷町	窪田 四郎
橫濱取引所	同	六、五〇〇	大阪東區北久太郎町	井坂 孝
上海取引所	大正	五、〇〇〇	大阪東區北久太郎町	渡邊 修
大連取引所信託	同	一五、〇〇〇	上海福州路十九號	王 一亭
大連株式商品	同	一〇、〇〇〇	大連市山縣通	原田光次郎
天津取引所	同	七、五〇〇	大連市大山通	原田 耕一
中華取引市場	同	一〇、〇〇〇	天津日本租界福島街	奧村千太郎
日本橋區兜町	同	同	同	皆川 芳雄

大日本製糖	明治三〇	三〇、〇〇〇	東京府下砂町	藤山 雷太
臺灣製糖	同	三〇、〇〇〇	臺灣高雄州屏東街	武智 直道
明治製糖	同	三〇、〇〇〇	同 臺南州麻豆街	相馬 半治
鹽水港製糖	同	三〇、〇〇〇	同 臺南州新營庄	山成 喬六
東洋製糖	同	三〇、〇〇〇	同 水上庄	大倉喜七郎
新高製糖	同	三〇、〇〇〇	同 臺中州和美庄	松方 正熊
帝國製糖	同	三〇、〇〇〇	同 臺中州臺中市	鈴木梅四郎
南滿洲製糖	大正二	九、〇〇〇	同 臺北州羅東郡	橋本 貞夫
北海道製糖	同	一〇、〇〇〇	奉天末廣町	松方 正熊
〔電氣電燈〕	同	八、〇〇〇	十勝國河西郡帶廣町	松方 正熊
東京電燈	明治二六	三、四〇〇	芝區新櫻田本郷町	若尾 璋八
宇治川電氣	同	三、五〇〇	大阪市北區曾根崎上	林 安繁
京都電燈	同	三、〇〇〇	京都府下京區河原町通	大澤 善助
東邦電力	同	三、〇〇〇	同 藥師下ル備前島町	伊丹彌太郎
鬼怒川水力電氣	同	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	利光 鶴松
東北電力	大正五	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	酒井 忠亮
九州水力電氣	明治四〇	八、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	森村 開作
東部電力	明治三〇	三、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	橋本萬右衛門
四國水力電氣	同	三、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	寒川 恒貞
廣島電力	同	三、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	海塚 新八
熊本電力	同	三、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	紫藤 章
京城電力	同	三、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	大橋新太郎
日本電力	大正八	一〇、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	山岡順太郎
大同電力	同	一〇、〇〇〇	同 區有樂町一丁目	福澤 桃介

臺灣電力	同	三〇、〇〇〇	臺北市書院街町	高木 友枝
北海道電燈	同	三〇、〇〇〇	京橋三十間堀一ノ二	穴水 要七
三重合同	同	一〇、〇〇〇	津市南堀端津	太田 光熙
山形電氣	明治三〇	一〇、〇〇〇	松江市母衣	織原万次郎
白山水力	大正八	一〇、〇〇〇	山形市橫町二〇五	塚田 正一
庄川水力電氣	同	一〇、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	成瀨 正忠
信越電力	同	三、〇〇〇	大阪東區北濱四ノ四八	淺野總一郎
關東中央電氣	同	一八、三〇〇	芝櫻田本郷町	若尾 璋八
關東電力電氣	同	一七、〇〇〇	大阪東區北濱四ノ四八	淺野總一郎
關東電力	同	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
東京電力	同	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
中國合同電氣	大正五	六、三三〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
同 崎電氣	明治四〇	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
中央電氣	同	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
新潟水力電氣	同	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
矢作水力	大正八	三、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
桂川電氣興業	大正二	二、〇〇〇	同 區永樂町一丁目	淺野總一郎
〔瓦〕	同	同	同	淺野總一郎
東京瓦斯	明治二八	一〇〇、〇〇〇	同 區有樂町一ノ一	岩崎 清七
大阪瓦斯	同	一〇〇、〇〇〇	同 區有樂町一ノ一	片岡 直方
神戶瓦斯	同	一〇〇、〇〇〇	同 區有樂町一ノ一	松方幸次郎
廣島瓦斯	同	一〇〇、〇〇〇	同 區有樂町一ノ一	松本勝太郎
東邦瓦斯	大正二	三、〇〇〇	同 區有樂町一ノ一	岡本 櫻
南滿洲鐵道	明治三〇	四〇、〇〇〇	大連市東公園町	山本条太郎

京阪電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	大阪府下枚方町	伊丹 二郎
阪神電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	大阪府下池田町	根津嘉一郎
南海電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	大阪府下難波新地渡邊千代三郎	岡田伊賀彦
阪神急行電鐵	同	三	七、〇〇〇	大阪府下東區上本町	和合英太郎
九州電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	小倉市東區上本町	藤原銀次郎
富士電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下北相模町	大川平三郎
愛知電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	名古屋南區熱田東町	赤松 範一
京濱電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	中内久太郎
王子電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
大坂電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
玉川電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
東武電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
伊豫鐵道電氣	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
伊那鐵道電氣	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
東京地下鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
京成電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
阪神國道電軌	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
新武鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
西武鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
武藏野鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
目黒蒲田電鐵	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
名古屋鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
湘南電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
阪和電氣鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
富士山麓電鐵	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
朝鮮鐵道	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎
東京乘合自動車	同	三	七、〇〇〇	東京府下西區南區熱田東町	大川平三郎

日本郵船	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	白仁 啓次郎
東洋汽船	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	堀野總一郎
日清汽船	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	淺野總一郎
川崎汽船	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	森方幸次郎
大坂鐵工所	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
川崎鐵工所	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
浦賀汽船	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
國際汽船	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
大日本人造肥料	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
日本窒素肥料	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
日本化學工業	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
ラサ島礦業	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
電氣化學工業	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
大日本セルロ	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
伊豆電氣	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
掛斐川電氣	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
帝國火藥工業	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
星製藥	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
淺野セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
日本セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
小野田セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
磐城セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
大分セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
豊國セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
土佐セメント	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎
大日本麥酒	同	八	一〇、〇〇〇	大阪府永樂町一ノ一	松方幸次郎

藤崎麥酒	同	三	一〇、〇〇〇	橫濱市子安町	伊丹 二郎
日本麥酒	同	三	一〇、〇〇〇	橫濱市子安町	伊丹 二郎
帝國麥酒	同	三	一〇、〇〇〇	橫濱市子安町	伊丹 二郎
日東麥酒	同	三	一〇、〇〇〇	橫濱市子安町	伊丹 二郎
王子製紙	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
富士製紙	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
東京製紙	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
日本製紙	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
日太工業	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
秋田製粉	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
芝浦製粉	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
東京電氣	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
日清製粉	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
森永製菓	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
亞細亞製菓	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
愛知時計電機	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
東洋冷藏	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
東洋木材防腐	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
明治製菓	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
鳥津製作所	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
日本樂器製造	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
東京製線	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
日本電線	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
大阪電球	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎
東京瓦斯電氣	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下王子町	根津嘉一郎

川北電氣企業	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
日本車輛	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
日本石油	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
北海道炭礦汽船	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
日本炭礦	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
久原鐵業	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
三洋鐵業	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
東洋製鐵	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
旭石製鐵	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
日本製鋼所	同	二	六、〇〇〇	大阪北區堂島	川北 榮夫
日本生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
明治生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
中央火災傷害	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
日本火災	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
東洋生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
日本共立生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
帝國生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
富國生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
仁壽生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
八千代生命	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
橫濱火災海上	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
共同火災	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
明治火災	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
日本火災	同	三	三、〇〇〇	大阪東區今橋四丁目	山口吉郎兵衛
大日本麥酒	同	三	一〇、〇〇〇	東京府下目黒町	馬越 恭平

外國貿易

續前頁食物

三六七三三〇

二四六

帝國の重要輸入品 (單位百萬圓)

品名	大正十四年	同十五年	同十六年	同十七年
棉花	五三三	六〇五	九三三	七三三
鐵材	一〇三	一五九	九三	一三三
木材	一〇九	一〇三	一〇七	一〇三
羊毛	八六	一三九	一三三	一〇三
紗	三三	三三	三三	三三
機械及同部	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
豆類	三三	三三	三三	三三
小麥	三三	三三	三三	三三
毛織物	三三	三三	三三	三三
米	三三	三三	三三	三三
生油	三三	三三	三三	三三
硫酸	三三	三三	三三	三三

月別輸出貿易額 (單位千圓)

品名	大正十四年	大正十五年	昭和元年	昭和二年
石炭	二〇	二〇	二〇	二〇
紙類	二〇	二〇	二〇	二〇
鳥卵	二〇	二〇	二〇	二〇
揮發油	二〇	二〇	二〇	二〇
自動車及同部	二〇	二〇	二〇	二〇
製紙用パルプ	二〇	二〇	二〇	二〇

月別輸入貿易額 (單位千圓)

品名	大正十四年	大正十五年	昭和元年	昭和二年
石炭	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三
紙類	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三
鳥卵	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三
揮發油	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三
自動車及同部	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三
製紙用パルプ	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三

輸出入額相手國別

國名	大正十四年	大正十五年(昭和元年)
亞細亞洲	四八、四八	三九、四〇
支那	三二、六七	三九、四〇

國名	大正十四年	大正十五年(昭和元年)
關東州	一〇、六六	一六、五五
香港	三、六三	四、七五
英領印度	一、三三	一、三三
海峽殖民地	四、九〇	三、〇〇
佛領印度支那	八、五五	七、七五

國名	大正十四年	大正十五年(昭和元年)
歐洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
英吉利	五九、七六	三三、二九
佛蘭西	一、八〇〇	一、〇〇〇
獨逸	一、二〇〇	一、二〇〇
白俄羅斯	一、二〇〇	一、二〇〇
伊太利	一、二〇〇	一、二〇〇
瑞西	一、二〇〇	一、二〇〇
瑞典	一、二〇〇	一、二〇〇
露西亞	一、二〇〇	一、二〇〇
波蘭	一、二〇〇	一、二〇〇
西班牙	一、二〇〇	一、二〇〇
丁班	一、二〇〇	一、二〇〇
土耳其	一、二〇〇	一、二〇〇
其他諸國	一、二〇〇	一、二〇〇
北亞米利加洲	一、二〇〇	一、二〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

國名	大正十四年	大正十五年(昭和元年)
南亞米利加洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
秘魯	一、〇〇〇	一、〇〇〇
智利	一、〇〇〇	一、〇〇〇
亞利桑那	一、〇〇〇	一、〇〇〇
伯利西	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他諸國	一、〇〇〇	一、〇〇〇
亞非利加洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
埃及	一、〇〇〇	一、〇〇〇
喜望峯殖民地	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他諸國	一、〇〇〇	一、〇〇〇
漆太刺利	一、〇〇〇	一、〇〇〇
新西蘭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
布哇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他諸國	一、〇〇〇	一、〇〇〇
假計	一、〇〇〇	一、〇〇〇
不詳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

二四七

國別	車輛數	人口万
愛媛	206	222
高知	233	254
福岡	466	577
大分	255	269
佐賀	179	186
熊本	225	336
宮崎	177	196
鹿兒島	225	336
沖縄	200	233
合計	1,856	2,684
北米合衆國	7,591,982	156,966
イギリス	770,889	17,177
カナダ	639,124	6,927
フランス	575,000	14,022
ドイツ	2,999,000	35,222
オーストリア	1,662,000	3,277
イタリア	1,000,000	19,955
ベルギー	920,000	23,828
スウェーデン	82,755	2,927
スロバキア	79,608	3,129
スペイン	58,669	2,677
インド	55,000	2,677
日本	47,227	1,788
合計	17,717	278

橋梁種類	橋梁數	長さ(尺)
鋼橋	1,770	41,750
石橋	1,666	40,800
木橋	1,666	33,000
其他	1,666	33,000
合計	1,770	148,550

項目	大正十三年度末	同十四年度末
停車場數	2,207	2,232
開業線路(哩・鎖)	7,556.4	7,577.0
車輛數	3,981	3,987
客車	1,005	1,008
貨車	2,976	2,979
旅客人員	6,698,481	7,775,251
貨物噸數	6,698,481	7,775,251
旅客收入	2,600,000	2,600,000

項目	大正十三年度末	同十四年度末
貨物收入總計	1,606,600	1,606,600
平均日一哩	1,606,600	1,606,600

項目	大正十三年度末	同十四年度末
停車場數	2,207	2,232
開業線路(哩・鎖)	7,556.4	7,577.0
車輛數	3,981	3,987

項目	大正十三年度	同十四年度
營業益金	5,133,886	5,381,474
從事員	3,581	3,581
從事員は運輸關係の者のみ	3,581	3,581

項目	大正十三年度	同十四年度
旅客人員	208,266,133	233,826,575
貨物噸數	1,335,392,037	1,335,392,037
收入總計	1,606,600	1,606,600

項目	大正十三年度	同十四年度
營業益金	5,133,886	5,381,474
營業者數	1,550	1,550
營業線路	1,550	1,550

種別	國有鐵道	地方鐵道
乘客	56	187
職員	1	26
公眾	758	35
合計	815	228

項目	大正十三年度	同十四年度
營業客車	1,814,144	1,814,144
營業貨車	2,791,467	2,791,467
合計	4,605,611	4,605,611

項目	大正十三年度	同十四年度
營業客車	1,814,144	1,814,144
營業貨車	2,791,467	2,791,467
合計	4,605,611	4,605,611

ヨロツパ主要驛行汽車賃及距離
東京からシベリア經由でヨロツパ主要驛へ行く汽車賃及距離は昭和二年八月現在左の如くである。但し汽車賃中には運賃料急行料を含んで居らぬ。なほ汽車賃は爲替相場に

電信局	一等	普通	無線	計
電話局	一等	普通	無線	計
電信取扱所	計	無線	計	
電話取扱所	計	無線	計	
電話所	計	無線	計	

郵便電信電話収入

切手収入	大正十三年度	同十四年度
郵便収入	大正十三年度	同十四年度
電信収入	大正十三年度	同十四年度
電話収入	大正十三年度	同十四年度
納付金	大正十三年度	同十四年度

郵便物数累年比較

大正十三年度	同十四年度
大正十一年度	同十二年
大正十一年度	同十三年
大正十一年度	同十四年

第三種郵便物認可現在数

(各年三月末)

電信線路及線條累年比較

大正十三年度	同十四年度
大正十一年度	同十二年
大正十一年度	同十三年
大正十一年度	同十四年

外國有料電報通數國別

(大正十四年度)

支那	支那	支那
イギリス	イギリス	イギリス
香港	香港	香港
ロシア	ロシア	ロシア
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
フランス	フランス	フランス
エジプト	エジプト	エジプト
ハワイ	ハワイ	ハワイ
カナダ	カナダ	カナダ
メキシコ	メキシコ	メキシコ
その他	その他	その他

電話線路及線條累年比較

大正十三年度	同十四年度
大正十一年度	同十二年
大正十一年度	同十三年
大正十一年度	同十四年

電話加入者数

大正十三年度	同十四年度
大正十一年度	同十二年
大正十一年度	同十三年
大正十一年度	同十四年

法令

帝國憲法

▲憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す惟ふに我が祖我が宗は我が臣民の協力輔翼に倚り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたる是れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉體し朕が事を獎勵し相與に和衷協同し益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

▲大日本帝國憲法

朕祖宗の遺烈を受け萬世一系の帝位を踐み朕が御愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳長能を發達せしめんことを願ひ又其の翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由す

法令

る所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを怠らざるべし朕は我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきを宣言す帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有效ならしむるの期とすべし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕が繼承の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之を改定を試みることを得ざるべし朕が在廷の大臣は朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すべく朕が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふべし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道

- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵 松方正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 文部大臣 伯爵 森有禮
- 逓信大臣 子爵 榎本武揚
- 第一章 天皇
- 第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇を統治す
- 第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇太子孫之を繼承す
- 第三條 天皇は神聖にして侵すべからず
- 第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬す
- 第五條 此の憲法の條規に依り之を行ふ
- 第六條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ
- 第七條 天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命ず
- 第八條 天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命ず
- 第九條 天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於いて法律に代るべき勅令を發す

布すへし
 第九條 天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず
 第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各々其の條項に依る
 第十一條 天皇は陸海軍を統帥す
 第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む
 第十三條 天皇は職を宣し和を講し及諸般の條約を締結す
 第十四條 天皇は戒嚴を宣告す
 第十五條 天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す
 第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復権を命す
 第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る
 攝政は天皇の名に於て大權を行ふ
 第二章 臣民權利義務
 第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る
 第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均く文武官に任せられ及其の他

の公務に就くことを得
 第二十條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す
 第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す
 第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移住の自由を有す
 第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁禁錮處罰を受くることなし
 第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし
 第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるることなし
 第二十六條 日本臣民は法律の定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし
 第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さるることなし
 公益の爲必要な處分は法律の定むる處に依る
 第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げす及臣民たる義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す
 第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す
 第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を爲すことを得

第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐるることなし
 第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は規律に牴觸せざるものに限り軍人に準行す
 第三章 帝國議會
 第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す
 第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる處に依り皇族華族及勳任せられたる議員を以て組織す
 第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す
 第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず
 第三十七條 凡て法律は帝國議會の協贊を経るを要す
 第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各々法律案を提出することを得
 第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを不得す
 第四十條 兩議院は法律又は其他の事件に付各々其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを不得す

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す
 第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長することあるへし
 第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すへし
 臨時會の會期を定むるは勅令に依る
 第四十四條 帝國議會の閉會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふへし
 衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるへし
 第四十五條 衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て新に議員を選舉せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すへし
 第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず
 第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可同數なるときは議長の決するところを依る
 第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘密會と爲すことを得
 第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得
 第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に掲ぐるもの外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得
 第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるへし
 第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるることなし
 第五十四條 國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得
 第四章 國務大臣及樞密顧問
 第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任す
 凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す
 第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す
 第五章 司法
 第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之行ふ
 裁判所の構成は法律を以て之れを定む
 第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるることなし
 懲戒の條規は法律を以て之を定む
 第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得
 第六十條 特別裁判所の管轄に屬すへきものは別に法律を以て之を定む
 第六十一條 行政官廳の違法處分に依り權利を侵害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへきものは司法裁判所に於て受理するの限りにあらず
 第六章 會計
 第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むへし
 但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限に在らず
 國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約を爲すは帝國議會の協贊を経へし
 第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊により之を徵收す
 第六十四條 國家の歳入歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を経へし
 豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じた

る支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すへし
第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合は除外帝國議會の協賛を要せず

第六十七條 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを不得

第六十八條 特別の須要に依り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得
第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す
第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すへし

第七十二條 國家の歳入歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と

俱に之を帝國議會に提出すへし
會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

第七章 補 則
第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅令を以て議案を帝國議會の議に附すへし

此の場合に於て兩議院は各々其議員三分の二以上出席するにあらざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず
第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遡由の效力を有す
歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

皇室典範

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は萬世一系歴代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大意一たひ定まり昭なること日星の

如し今の時に當り宜く遺訓を明徴にし皇家の式典を制立し以て不基を永遠に鞏固にすへし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及子孫をして遵守する所あらしむ

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す

第二條 皇位は皇長子に傳ふ

第三條 皇長子に在らざるときは皇長孫に傳ふ皇長子及其の子孫皆在らざるときは皇次子及其の子孫に傳ふ以下皆之に例す

第四條 皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざるときに依る

第五條 皇子孫皆在らざるときは皇兄弟及其の子孫に傳ふ

第六條 皇兄弟及其の子孫皆在らざるときは皇伯叔父及其の子孫に傳ふ

第七條 皇伯叔父及其の子孫皆在らざるときは其の以上に於て最近親の皇族に傳ふ

第八條 皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす

第九條 皇嗣精神若し身體の不治の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及樞密顧問に諮詢し前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

第二章 踐祚即位

第二十七條 先帝遺命を以て太傅を任せざりしときは攝政より皇族會議及樞密顧問に諮詢し之を委任す

第二十八條 太傅は攝政及び其の子孫之に任することを得ず

第二十九條 攝政は皇族會議及樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば太傅を退職せしむることを得ず

第七章 皇 族

第三十條 皇族と稱ふるは太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ

第三十一條 皇子より皇支孫に至るまでは男を親王女を内親王とし五世以下は男を王女を女王とす

第三十二條 天皇支系より入て大統を承くるときは皇兄弟姉妹の王女王たる者に特に親王内親王の號を宣賜す

第三十三條 皇族の誕生命名婚嫁喪去は宮内大臣之を公告す

第三十四條 皇統譜及前條に關る記録は圖書寮に於て尙藏す

第三十五條 皇族は天皇之を監督す

第三十六條 攝政在任の時前條の事を攝行す

第三十七條 皇族男女幼年にして父なき者は宮内の官僚に命し保育を掌らしむ事宜によ

第十條 天皇崩するときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く

第十一條 即位の禮及大嘗祭は京都に於て之を行ふ

第十二條 踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に従ふ

第十三條 成年立后立太子

第十四條 天皇及皇太子皇太孫は滿十八年を以て成年とす

第十五條 前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす

第十六條 備嗣たる皇子を皇太子とす皇太子在らざるときは備嗣たる皇孫を皇太孫とす

第十七條 皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す

第十八條 天皇太后皇太后皇后の敬稱は陛下とす

第十九條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫親王親王妃内親王王王妃女王の敬稱は殿下とす

第五章 攝 政

第十九條 天皇未だ成年に達せざるときは攝政を置く

天皇久きに互るの故障に由り大政を親らすること能はざるときは皇族會議及樞密顧問の議を経て攝政を置く

リ天皇は其の父母の選舉せる後見人を認可し又は之を勅選すへし
 第三十八條 皇族の後見人は成年以上の皇族に限る
 第三十九條 皇族の婚嫁は同族又は勅旨により特に認許せられたる華族に限る
 第四十條 皇族の婚嫁は勅許に由る
 第四十一條 皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之に副書す
 第四十二條 皇族は養子を爲すことを得ず
 第四十三條 皇族國疆の外に旅行せむとするときは勅許を請ふへし
 第四十四條 皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍内親王女王の稱を有せしむることあるへし
 第八章 世傳御料
 第四十五條 土地物件の世傳御料と定めたるものは分割譲與することを不得す
 第四十六條 世傳御料に編入する土地物件は樞密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮内大臣之を公告す
 第九章 皇室經費
 第四十七條 皇室諸般の經費は特に常額を定め國庫より支出せしむ
 第四十八條 皇室經費の豫算決算検査及其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る
 第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互の民事の訴訟は勅旨に依り宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を経て之を執行す
 第五十條 人民より皇族に對する民事の訴訟は東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ自ら訟廷に出るを要せず
 第五十一條 皇族は勅許を得るに非されば勾引し又は裁判所に召喚することを不得す
 第五十二條 皇族其の品位を辱しむるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て之を懲戒し其の重き者は皇族特權の一部又は全部を停止し若し剝奪すへし
 第五十三條 皇族遺產の所行あるときは勅旨を以て治産の禁を宣告し其の管財者を任ずへし
 第五十四條 前二條は皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す
 第十一章 皇族會議
 第五十五條 皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ
 第五十六條 天皇は皇族會議に親臨し又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ
 第十二章 補 則
 第五十七條 現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る

皇室典範増補

(明治四十年二月十一日)

第五十八條 皇位繼承の順序は總て實系に依る現在皇太子皇孫子又は他の繼承たるの故を以て之を混することなし
 第五十九條 親王内親王女王の品位は之を廢す
 第六十條 親王の家格及其の他此の典範に載るる例規は總て之を廢す
 第六十一條 皇族の財産歳費及諸規則は別に之を定むへし
 第六十二條 將來此の典範の條項を改正し又は増補すへきの必要あるに於ては皇族會議及樞密顧問に諮詢して之を勅定すへし

那に子孫申由の道を裕にするは亦
 皇宗聖蹟の存する所に外ならず皇族に皇室典範増補を制定し仰て
 皇祖
 皇宗の神祇を禱り永遠に履行して愆らさらむことを誓ふ庶幾くは
 神靈此を鑒みたまへ
 天祐を享有したる我が日本帝國皇家の成典は皇宗の洪範を祖述して敢て違ふことあるなし而して人文の發展は寰宇の通運に隨ひ制度の燦爛は修章の増廣を必ず是の時に當り朕は皇宗の不基を永遠に鞏固にする所以の其圖を惟ひ且憲章に由て以て皇族の分義を昭にせむことを欲し茲に皇族會議及樞密顧問の諮詢を経て皇室典範増補を裁定し朕か子孫及臣民をして之に率由して愆ることなきを期せしむ
 皇室典範増補
 第一條 王は勅旨又は情願により家名を賜ひ華族に列せしむることあるへし
 第二條 王は勅許に依り華族の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て華族の養子となることを得
 第三條 前二條に依り臣籍に入りたる者の妻直系卑屬及其の妻は其の家に入る但し他の皇族に嫁したる女子及其の直系卑屬は此の限りに在らず

第四條 特權を剝奪せられたる皇族は勅旨に由り臣籍に降することあるへし
 前項により臣籍に降されたる者の妻は其の家に入る
 第五條 第一條第二條第四條の場合に於ては皇族會議及樞密顧問の諮詢を経へし
 第六條 皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを得ず
 第七條 皇族の身位其の他の權義に關する規程は此の典範に定めたるものの外別に之を定む
 皇族と人民とに涉る事項にして各々適用すべき法規を異にするときは前項の規程に依る
 第八條 法律命令中皇族に適用すへきものとしたる規定は此の典範またはこれに基づき發する規則に別段の條規なきときに限り之を適用す

皇室典範増補

(大正七年十一月二十八日)

皇室典範増補
 皇族女子は王族又は公族に嫁することを得
 貴族院令
 第一條 貴族院は左の議員を以て組織す
 一 皇族
 二 公侯爵
 三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
 四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者
 五 帝國學士院の互選に由り勅任せられたる者
 六 北海道各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者の中より一人又は二人を互選して勅任せられたる者
 第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す
 第三條 公侯爵を有する者満三十歳に達したるときは議員たるべし
 前項の議員は勅許を得て議員たることを辭することを得
 前項の規定に依り議員たることを辭したる者は勅命により再び議員となることを得
 第四條 伯子男爵を有するものにして満三十歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者は

七箇年の任期を以て議員たるべし其の選挙に關する規則は別に勅令を以て之を定む

前項議員の定数は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人とす

第五條 國家に勲勞あり又は學識ある満三十歳以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるべし

第一項の議員身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至りたるときは貴族院に於て其の旨を議決し上奏して勅裁を請ふべし

第五條の二 満三十歳以上の男子にして帝國學士院會員たる者の中より四人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は其の會員たるの間七箇年の任期を以て議員たるべし其の選挙に關する規則は別に勅令を以て之を定む

第六條 満三十歳以上の男子にして北海道各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選挙に關する規則は別に勅令を以て之を定む

前項議員の總数は六十六人以内とし其の北海道各府縣に於ける定数は通常選挙毎に人口に應じ勅令を以て之を指定す

第七條 (削除)

第八條 貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す

第九條 貴族院は其の議員の資格及選挙に關する争訟を判決す其の判決に關する規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふべし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又は破産の宣告を受け確定したる者あるときは勅命を以て之を除名すべし

第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし

第十二條 此の勅令に定むるもの外は總て議院法の條規に依る

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又は増補するときは貴族院の議決を経べし

附則(省略)

衆議院議員選挙法

(大正十四年法律第四十七號同十五年改正)

第一章 選挙に關する區域

第一條 衆議院議員は各選挙區に於て之を選挙す

第二條 投票區は市町村の區域に依る

第三條 開票區は郡市の區域に依る

第四條 地方長官特別の事情ありと認むるときは郡市の區域を分ちて數開票區を設けることを得

第五條 前項の規定に依り開票區を設けたるときは地方長官は直に之を告示すべし

第六條 第二項の規定に依り設ける開票區の開票に關し本法の規定を適用し難き事項に付ては勅令を以て特別の規定を設けることを得

第六條 内閣總理大臣秘書官

第七條 各省秘書官

第八條 北海道會議員及府縣會議員は衆議院議員と相兼ぬることを得す

第九條 第三章 選挙人名簿

第十二條 市町村長は毎年九月十五日の現在に依り其の日迄引續き一年以上其の市町村内に住居を有する者の選挙資格を調査し十月三十一日迄に選挙人名簿を調製すべし

第十三條 市町村長は十一月五日より十五日間市役所、町村役場又は其の指定したる場所に於て選挙人名簿を縦覽に供すべし

第十四條 市町村長は縦覽開始の日より少くとも三日前に縦覽の場所を告示すべし

第四條 行政區畫の變更に因り選挙區に異動を生ずるも現在議員は其の職を失ふことなし

第二章 選挙權及被選挙權

第五條 帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者は選挙權を有す

第六條 左に掲ぐる者は選挙權及被選挙權を有せず

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者にして復權を得ざる者

三 貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者

四 一定の住居を有せざる者

五 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者

第六條 刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者

第七條 官吏及特選官吏は左に掲ぐる者を除くの外在職中議員と相兼ぬることを得す

一 國務大臣

二 内閣書記官長

三 法制局長官

四 各省政務次官

五 各省參事官

受けたる日より二十日以内之を決定すべし其の申立を正當なりと決定したるときは直に選挙人名簿を修正し其の旨を申立人及關係人に通知し併せて之を告示すべし其の申立を正當ならずと決定したるときは其の旨を申立人に通知すべし

第十六條 前條市町村長の決定に不服ある申立人又は關係人は市町村長を被告とし決定の通知を受けたる日より七日以内に地方裁判所に出訴することを得

第十七條 選挙人名簿は十二月二十日を以て確定す

第十八條 選挙人名簿は次年の十二月十九日迄之を据置くべし但し確定判決に依り修正すべきものは市町村長に於て直に之を修正し其の旨を告示すべし

天災事變其の他の事故に因り必要あるときは更に選挙人名簿を調製すべし

前項選挙人名簿の調製及其の期日、縦覧確定に關する期日、期間等は命令の定むる所に依る

第四章 選挙、投票及投票所

第十八條 總選挙は議員の任期終りたる日の翌日之を行ふを例とす但し特別の事情ある場合に於ては議員の任期終りたる日より五日以内之を行ふことを妨げず

第十九條 選挙は一人一票に限る

第二十條 市町村長は投票管理者と爲り投票に關する事務を擔任す

第二十一條 投票所は市役所、町村役場又は投票管理者の指定したる場所に之を設く

第二十二條 投票管理者は選挙の期日より少くとも五日前に投票所を告示すべし

第二十三條 投票所は午前七時に開き午後六時に閉づ

第二十四條 議員候補者は各投票場に於ける選挙人名簿に記載せられたる者の中より本人の承諾を得て投票立會人一人を定め選挙の期日の前日迄に投票管理者に届出づることを得但し議員候補者死亡し又は議員候補者たることを辭したるときは其の届出でたる投票立會人は其の職を失ふ

前項の規定に依る投票立會人三人に達せざるときは若し三人に達せざるに至りたるるときは投票立會人にして參會する者投票所を開くべき時刻に至り三人に達せざるときは其の後三人に達せざるに至りたるときは投票管理者は其の投票區に於ける選挙人名簿に記載せられたる者の中より三人に達する迄の投票立會人を選任し直に之を本人に通知し投票に立會はしむべし

投票立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを不得す

第二十五條 選挙人は選挙の當日自ら投票所に到り選挙人名簿の對照を経て投票を爲すべし

投票管理者は投票を爲さむとする選挙人の本人なりや否やを確認すること能はざるときは其の本人なる旨を宣言せしむべし其の宣言を爲さざる者は投票を爲すことを得ず

第二十六條 投票用紙は選挙の當日投票所に於て之を選挙人に交付すべし

第二十七條 選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら議員候補者一人の氏名を記載して投票すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず

第二十八條 投票に關する記載に付ては勅令を以て定むる點字は之を文字と看做す

第二十九條 選挙人名簿に登録せられざる者

關しては第二十五條、第二十六條、第二十七條第一項、第二十九條但書及第三十一條の規定に拘らず勅令を以て特別の規定を設くることを得

第三十條 投票管理者は投票録を作り投票に關する顛末を記載し投票立會人と共に之に署名すべし

第三十一條 投票管理者は一人又は數人の投票立會人と共に町村の投票區に於ては投票の翌日迄に、市の投票區に於ては投票の當日投票録、投票録及選挙人名簿を開票管理者に送致すべし

第三十二條 島嶼其の他交通不便の地にして前條の期日に投票録を送致すること能はざるときは投票管理者は之を地方長官に適宜に其の投票の期日を定め開票の期日迄に其の投票録、投票録及選挙人名簿を送致せしむることを得

第三十三條 天災其の他避くべからざる事故に因り投票を行ふことを得ざるるときは更に投票を行ふの必要あるときは投票管理者は選挙長を経て地方長官に其の旨を届出づべし此の場合に於ては地方長官は更に期日を定め投票を行はしむべし但し其の期日は少くとも五日前に之を告示せしむべし

第三十四條 第七十五條又は第七十九條の選挙を同時に行ふ場合に於ては一の選挙を以

て合併して之を行ふ

第三十九條 何人と雖選挙人の投票したる被選挙人の氏名を陳述するの義務なし

第四十條 投票管理者は投票所の秩序を保持し必要なる場合に於ては警察官吏の處分を請求することを得

第四十一條 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職權を有する者及警察官吏に非ざれば投票所に入ることを得ず

第四十二條 投票所に於て演説討論を爲し若し喧騒に涉り又は投票に關し協議若し勸誘を爲し其の他投票所の秩序を紊る者あるときは投票管理者は之を制止し命に従はざるときは投票所外に退出せしむべし

第四十三條 前條の規定に依り投票所外に退出せしめられたる者は最後に至り投票を爲すことを得但し投票管理者は投票所の秩序を紊るの虞なしと認むる場合に於て投票を爲さしむることを妨げず

第五章 開票及開票所

第四十四條 支廳長、市長又は地方長官の指定したる官吏は開票管理者と爲り開票に關する事務を擔任す

第四十五條 開票所は支廳市役所又は開票管理者の指定したる場所に之を設く

第四十六條 開票管理者は豫め開票の場所及

法 令

日時を告示すべし
 第四十七條 第二十四條の規定は開票立會人に之を準用す
 第四十八條 開票管理者は總ての投票函の送致を受けたる日の翌日開票所に於て開票立會人立會の上投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すべし
 第四十九條 前條の計算終りたるときは開票管理者は先づ第三十一條第二項及第四項の投票を調査し開票立會人の意見を聽き其の受理如何を決定すべし
 開票管理者は開票立會人と共に投票區毎に投票を點檢すべし
 投票の點檢終りたるときは開票管理者は直に其の結果を選挙長に報告すべし
 第五十條 選挙人は其の開票所に就き開票の參觀を求むることを得
 第五十一條 投票の効力は開票立會人の意見を聽き開票管理者之を決定すべし
 第五十二條 左の投票は之を無効とす
 一 成規の用紙を用ひざるもの
 二 議員候補者に非ざる者の氏名を記載したるもの
 三 一投票中二人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの
 四 被選挙権なき議員候補者の氏名を記載したるもの

五 議員候補者の氏名の外他事を記載したるもの但し官位、職業、身分、住居又は敬稱の類を記入したるものは此の限に在らず
 六 議員候補者の氏名を自書せざるもの
 七 議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きもの
 八 衆議院議員の職に在る者の氏名を記載したるもの
 前項第八號の規定は第七十五條又は第七十九條の規定に依る選挙の場合に限り之を適用す
 第五十三條 投票は有效無効を區別し議員の任期間開票管理者に於て之を保存すべし但し第四十四條の規定に依り地方長官の指定したる官吏開票管理者たる場合に於ては地方長官に於て之を保存すべし
 第五十四條 開票管理者は開票録を作り開票に關する顛末を記載し開票立會人と共に署名し投票録と併せて議員の任期間之を保存すべし
 但し前條但書の規定は開票録及投票録の保存に之を準用す
 第五十五條 選挙の一部無効と爲り更に選挙を行ひたる場合の開票に於ては其の投票の效力を決定すべし
 第五十六條 第三十七條の規定は但書を除き

開票に之を準用す
 第五十七條 開票所の取締に付ては第四十條乃至第四十二條の規定を準用す
 第六章 選挙會
 第五十八條 左に掲ぐる者を以て選挙長とす
 一 一縣又は一市一選挙區たる場合に於ては其の地方長官又は市長
 二 一選挙區數市又は支廳管内及市に涉る場合に於ては關係支廳長又は市長の中に就き地方長官の指定する者
 三 其の他の選挙區に於ては官吏又は關係市長の中に就き地方長官の指定する者
 選挙長は選挙會に關する事務を擔任す
 第五十九條 選挙會は選挙長の屬する縣廳、支廳若しは市役所又は選挙長の指定したる場所に之を開く
 第六十條 選挙長は豫め選挙會の場所及び日時を告示すべし
 第六十一條 第二十四條の規定は選挙立會人に之を準用す
 第六十二條 選挙長は總ての開票管理者より第四十九條第三項の報告を受けたる日又は其の翌日選挙會を開き選挙立會人立會の上其の報告を調査すべし
 選挙の一部無効となり更に選挙を行ひたる場合に於て第四十九條第三項の報告を受けたるときは選挙長は前項の例に依り選挙會

を開き他の部分の報告と共に更に之を調査すべし
 第六十三條 選挙人は其の選挙會の參觀を求むることを得
 第六十四條 選挙長は選挙録を作り選挙會に關する顛末を記載し選挙立會人と共に署名し第四十九條第三項の報告に關する書類と併せて議員の任期間之を保存すべし
 但し第五十八條第一項第三號の規定に依り地方長官の指定したる官吏(支廳長を除く)選挙長たる場合に於ては地方長官に於て選挙録及第四十九條第三項の報告に關する書類を保存すべし
 第六十五條 第三十七條の規定は但書を除き選挙會に之を準用す
 第六十六條 選挙會場の取締に付ては第四十條乃至第四十二條の規定を準用す
 第七章 議員候補者及當選人
 第六十七條 議員候補者たらむとする者は選挙の期日の公布又は告示ありたる日より選挙の期日前七日迄に其の旨を選挙長に届出づべし
 選挙人名簿に記載せられたる者他人を議員候補者と爲さむとするときは前項の期日内に其の推薦の届出を爲すことを得
 前二項の期間内に届出ありたる議員候補者其の選挙に於ける議員の定數を越ゆる場合

に於て其の期間を經過したる後議員候補者死亡し又は議員候補者たることを辭したるときは前二項の例に依り選挙の期日の前日迄議員候補者の届出又は推薦届出を爲すことを得
 議員候補者は選挙長に届出を爲すに非ざれば議員候補者たることを辭することを得ず
 前四項の届出ありたるときは議員候補者の死亡したることを知りたるときは選挙長は直に其の旨を告示すべし
 第六十八條 議員候補者の届出又は推薦届出を爲さむとする者は議員候補者一人に付二千圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要す
 議員候補者の得票數其の選挙區内の議員の定數を以て有効投票の總數を除して得たる數の十分の一に達せざるときは前項の供託物は政府に歸屬す
 議員候補者選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辭したるときは前項の規定を準用す但し被選挙権を有せざるに至りたる爲議員候補者たることを辭したるときは此の限に在らず
 第六十九條 有効投票の最多數を得たる者を以て當選人とす但し其の選挙區内の議員の定數を以て有効投票の總數を除して得たる數の四分の一以上の得票あることを要す

當選人を定むるに當り得票數同じきときは年齢多き者を取り年齢も亦同じきときは選挙會に於て選挙長抽籤して之を定む
 第八十一條 又は第八十三條の規定に依る訴訟の結果更に選挙を行ふことなくして當選人を定め得る場合に於ては選挙會を開き之を定むべし
 當選人當選を辭したるとき、死亡者なるるとき又は第七十條の規定に依り當選を辭したるときは直に選挙會を開き第一項但書の得票者にして當選人と爲らざりし者の中に就き當選人を定むべし
 當選人第八十四條の規定に依る訴訟の結果又は第三百三十六條の規定に依り當選無効と爲りたるときは選挙會を開き其の第七十四條の規定に依る當選承諾届出期限前なる場合に於ては前項の例に依り其の届出期限經過後なる場合に於ては第二項の規定の適用を受けたる得票者にして當選人と爲らざりし者の中に就き當選人を定むべし
 前三項の場合に於て第一項但書の得票者にして當選人と爲らざりし者選挙の期日後に於て被選挙権を有せざるに至りたるときは之を當選人と定むることを得ず
 第七十條 當選人選挙の期日後に於て被選挙権を有せざるに至りたるときは當選を失ふ
 第七十一條 第六十七條第一項乃至第三項の

規定に依る届出ありたる議員候補者其の選挙に於ける議員の定数を越えざるときは其の選挙区に於ては投票を行はず
 前項の規定に依り投票を行ふことを要せざるときは選挙長は直に其の旨を投票管理者に通知し併せて之を告示し且地方長官に報告すべし
 投票管理者前項の通知を受けたるときは直に其の旨を告示すべし
 第一項の場合に於ては選挙長は選挙の期日より五日以内に選挙会を開き議員候補者を以て當選人と定むべし
 前項の場合に於て議員候補者の被選挙権の有無は選挙立會人の意見を聴き選挙長の之を決定すべし
 第七十二條 當選人定りたるときは選挙長は直に當選人に當選の旨を告知し同時に當選人の氏名を告示し且當選人の氏名、得票数及其の選挙に於ける有効投票の總数其他選挙の順末を地方長官に報告すべし
 當選人なきときは又は當選人其の選挙に於ける議員の定数に達せざるときは選挙長は直に其の旨を告示し且之を地方長官に報告すべし
 第七十三條 當選人當選の告知を受けたるときは其の當選を承諾するや否やを選挙長に届出づべし

一人にして數選挙区の當選を承諾することを得ず
 選挙長第一項の規定に依る届出を受けたるときは直に其の旨を地方長官に報告すべし
 第七十四條 當選人當選の告知を受けたるときは二十日以内に當選承諾の届出を爲さざるときは其の當選を辭したるものと看做す
 第七十五條 左に掲ぐる事由の一に該當する場合に於ては更に選挙を行ふことなくして當選人を定め得るときを除くの外地方長官は選挙の期日を定め少くとも十四日前に之を告示し更に選挙を行はしむべし但し同一人に關し左に掲ぐる其の他の事由に依り又は第七十九條第六項の規定に依り選挙の期日を告示したるときは此の限に在らず
 一 當選人なきときは又は當選人其の選挙に於ける議員の定数に達せざるとき
 二 當選人當選を辭したるとき又は死亡者なるとき
 三 當選人第七十條の規定に依り當選を失ひたるとき
 四 第八十一條又は第八十三條の規定に依る訴訟の結果當選人なきに至り又は當選人其の選挙に於ける議員の定数に達せざるに至りたるとき
 五 當選人第八十四條の規定に依る訴訟の結果當選無効と爲りたるとき

六 當選人第三十六條の規定に依り當選無効と爲りたるとき
 第九條の規定に依る訴訟の出訴期間は前項の規定に依る選挙を行ふことを得ず其の出訴ありたる場合に於て訴訟繫屬中亦同じ
 第一項の選挙の期日は第九章の規定に依る訴訟の出訴期間満了の日、其の出訴ありたる場合に於ては地方長官第八十六條第一項の規定に依り訴訟繫屬せざるに至りたる旨の大審院長の通知を受けたる日又は第四百十三條の規定に依る通知を受けたる日より二十日を越ゆることを得ず
 第一項各號の一に該當する事由議員の任期の終る前六月以内に生じたるときは第一項の選挙は之を行はず
 第七十六條 當選人當選を承諾したるときは地方長官は直に當選證書を付與し其の氏名を告示し且之を内務大臣に報告すべし
 第七十七條 第九章の規定に依る訴訟の結果選挙若は當選無効と爲りたるときは又は當選人第三十六條の規定に依り當選無効と爲りたるときは地方長官は直に其の旨を告示すべし
 第八章 議員の任期及補選
 第七十八條 議員の任期は四年とし總選挙の期日より之を起算す但し議會開會中に任期終るも閉會に至る迄在任す

第七十九條 議員に關員を生ずるも其の關員の數同一選挙区に於て二人に達する迄は補選を行はしむべし
 議員に關員を生じたるときは内務大臣は議院法第八十四條の規定に依る衆議院議長の通牒を受けたる日より五日以内に地方長官に對し其の旨を通知すべし
 地方長官は前項の規定に依る通知を受けたるときは其の關員と爲りたる議員が第七十四條の規定に依る當選承諾届出の期限前に於て關員と爲りたる者なる場合に於て第六十九條第一項但書の得票者にして當選人と爲らざりし者あるときは又は其の期限經過後に於て關員と爲りたる者なる場合に於て第六十九條第二項の規定の適用を受けたる得票者にして當選人と爲らざりし者あるときは直に議員關員と爲りたる旨を選挙長に通知すべし
 選挙長は前項の規定に依る通知を受けたる日より二十日以内に第六十九條第四項乃至第六項の規定を準用し當選人を定むべし
 地方長官は第二項の規定に依る通知を受けたる場合に於て第三項の規定の適用あるとき及同一人に關し第七十五條の規定に依り選挙の期日を告示したるときを除くの外其の關員の數同一選挙区に於て二人に達するを待ち最後に第二項の規定に依る通知を受

けたる日より二十日以内に補選選挙を行はしむべし
 補選選挙の期日は地方長官少くとも十四日前に之を告示すべし
 第七十五條第二項乃至第四項の規定は補選選挙に之を準用す
 第八十條 補選議員は其の前任者の残任期間在任す
 第九章 訴訟
 第八十一條 選挙の効力に關し異議ある選挙人又は議員候補者は選挙長を被告とし選挙の日より三十日以内に大審院に出訴することを得
 第八十二條 選挙の規定に違反することあるときは選挙の結果に異議を及ぼすの虞ある場合に限り裁判所は其の選挙の全部又は一部の無効を判決すべし
 第八十三條 第八十三條の規定に依る訴訟に於ても其の選挙前項の場合に該當するときは裁判所は其の全部又は一部の無効を判決すべし
 第八十三條 當選を失ひたる者當選の効力に關し異議あるときは當選人を被告とし第七十二條第一項及第二項の告示の日より三十日以内に大審院に出訴することを得但し第六十九條第一項但書に定めたる得票に達したりとの理由、第六十九條第六項若は第七十條の規定に該當せずとの理由又は第七十

一條第五項の決定違法なりとの理由に依り出訴する場合に於ては選挙長を被告とすべし
 前項の規定に依る訴訟の裁判確定前當選人死亡したるときは檢事を被告とす
 第八十四條 第八十條の規定に依り當選無効なりと認むる選挙人又は議員候補者は當選人を被告とし第七十二條第一項の告示の日より三十日以内に大審院に出訴することを得
 第八十五條 裁判所は本章の規定に依る訴訟を裁判するに當り檢事をして口頭辯論に立會はしむべし
 第八十六條 本章の規定に依る訴訟の提起ありたるときは大審院長は其の旨を内務大臣及關係地方長官に通知すべし訴訟の繫屬せざるに至りたるるとき亦同じ
 本章の規定に依る訴訟に付判決ありたるときは大審院長は其の判決書の謄本を内務大臣に送付すべし帝國議會開會中なるときは併せて之を衆議院議長に送付すべし

第八十七條 本章の規定に依る訴訟を提起せむとする者は保證金として三百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要す

原告敗訴の場合に於て裁判確定の日より七日以内に裁判費用を完納せざる時は保證金を以て之に充當し仍足らざるときは之を追徴す

第十章 選舉運動

第八十八條 議員候補者は選舉事務長一人を選任すべし但し議員候補者自ら選舉事務長と爲り又は推薦届出者(推薦届出者數人あるときは其の代表者)議員候補者の承諾を得て選舉事務長を選任し若し自ら選舉事務長と爲ることと妨げず

議員候補者の承諾を得ずして其の推薦の届出を爲したる者は前項但書の承諾を得ることとを要せず

議員候補者は文書を以て通知することに依り選舉事務長を解任することを得選舉事務長を選任したる推薦届出者に於て議員候補者の承諾を得たるるとき亦同じ

選舉事務長は文書を以て議員候補者及選任者に通知することに依り解任することを得選舉事務長の選任者(自ら選舉事務長と爲りたる者を含む以下之に同じ)は直に其の旨を選舉區内警察官署の一に届出づべし

選舉事務長に異動ありたるときは前項の規定に依り届出を爲したる者直に其の届出を爲したる警察官署に其の旨を届出づべし

第九十五條の規定に依り選舉事務長に代りて其の職務を行ふ者は前項の例に依り届出づべし其の之を罷めたるるとき亦同じ

第八十九條 選舉事務長に非ざれば選舉事務所を設置し又は選舉委員若し選舉事務員を選任することを得ず

選舉事務長は文書を以て通知することに依り選舉委員又は選舉事務員を解任することを得

選舉委員又は選舉事務員は文書を以て選舉事務長に通知することに依り解任することを得

選舉事務長選舉事務所を設置し又は選舉委員若し選舉事務員を選任したるときは直に其の旨を前條第五項の届出ありたる警察官署に届出づべし選舉事務所又は選舉委員若し選舉事務員に異動ありたるるとき亦同じ

第九十條 選舉事務所は議員候補者一人に付七箇所を超ゆることを得ず

選舉の一部無効と爲り更に選舉を行ふ場合又は第三十七條の規定に依り投票を行ふ場合に於ては選舉事務所は前項に掲ぐる數を超えざる範圍内に於て地方長官(東京府に在りては警視總監)の定めたる數を超ゆる

ことを得ず

地方長官(東京府に在りては警視總監)前項の規定に依り選舉事務所の數を定めたる場合に於ては選舉の期日の告示ありたる後直に之を告示すべし

第九十一條 選舉事務所は選舉の當日に限り投票所を設けたる場所の入口より三町以内の區域に之を置くことを得ず

第九十二條 休憩所其の他之に類似する設備は選舉運動の爲之を設くることを得ず

第九十三條 選舉委員及選舉事務員は議員候補者一人に付通じて五十人を超ゆることを得ず

第九十條第二項及第三項の規定は選舉委員及選舉事務員に關し之を準用す

第九十四條 選舉事務長選舉權を有せざる者なるとき又は第九十九條第二項の規定に依り選舉運動を爲すことを得ざる者なるときは地方長官(東京府に在りては警視總監)は直に其の解任又は退任を命ずべし

第八十九條第一項の規定に違反して選舉事務所の設置ありと認むるときは地方長官(東京府に在りては警視總監)は直に其の選舉事務所の閉鎖を命ずべし第九十條第一項又は第二項の規定に依る定數を超えて選舉事務所の設置ありと認むるときは其の超過したる數の選舉事務所に付亦同じ

前條の規定に依る定數を超えて選舉委員又は選舉事務員の選任ありと認むるときは地方長官(東京府に在りては警視總監)は直に其の超過したる數の選舉委員又は選舉事務員の解任を命ずべし選舉委員又は選舉事務員選舉權を有せざる者なるとき又は第九十九條第二項の規定に依り選舉運動を爲すことを得ざる者なるとき其の選舉委員又は選舉事務員に付亦同じ

第九十五條 選舉事務長故障あるときは選任者代りて其の職務を行ふ

推薦届出者たる選任者も亦故障あるときは議員候補者の承諾を得ずして其の推薦の届出を爲したる場合を除くの外議員候補者代りて其の職務を行ふ

第九十六條 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざれば選舉運動を爲すことを得ず但し演説又は推薦狀に依る選舉運動は此の限に在らず

第九十七條 選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員は選舉運動の爲に要する飲食物、船車馬等の供給又は旅費、宿泊料其の他の實費の辨償を受くることを得演説又は推薦狀に依る選舉運動を爲す者其の運動を爲すに付亦同じ

選舉事務員は選舉運動を爲すに付報酬を受くることを得

第九十八條 何人と雖投票を得若し得しめ又は得しめざるの目的を以て戸別訪問を爲すことを得ず

何人と雖前項の目的を以て連續して個々の選舉人に對し面接し又は電話に依り選舉運動を爲すことを得ず

第九十九條 選舉權を有せざる者は選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員と爲ることを得ず

選舉事務に關係ある官吏及吏員は其の關係區域内に於ける選舉運動を爲すことを得ず

第一百條 内務大臣は選舉運動の爲頒布し又は揭示する文書圖畫に關し命令を以て制限を設くることを得

第一章 選舉運動の費用

第一百一條 立候補準備の爲に要する費用を除くの外選舉運動の費用は選舉事務長に非ざれば之を支出することを得ず但し議員候補者、選舉委員又は選舉事務員は選舉事務長の文書に依る承諾を得て之を支出することを妨げず

議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざる者は選舉運動の費用を支出することを得ず但し演説又は推薦狀に依る選舉運動の費用は此の限に在らず

第一百二條 選舉運動の費用は議員候補者一人に付左の各號の額を超ゆることを得ず

一 選舉區内の議員の定數を以て選舉人名簿確定の日に於て之に記載せられたる者の總數を除して得たる數を四十錢に乘じて得たる額

二 選舉の一部無効と爲り更に選舉を行ふ場合に於ては選舉區内の議員の定數を以て選舉人名簿確定の日に於て關係區域の選舉人名簿に記載せられたる者の總數を除して得たる數を四十錢に乘じて得たる額

三 第三十七條の規定に依り投票を行ふ場合に於ては前號の規定に準じて算出したる額但し地方長官(東京府に在りては警視總監)必要ありと認むるときは之を減額することを得

地方長官(東京府に在りては警視總監)は選舉の期日の公布又は告示ありたる後直に前項の規定に依る額を告示すべし

第一百三條 選舉運動の爲財産上の義務を負担し又は建物、船車馬、印刷物、飲食物其の他の金錢以外の財産上の利益を使用し若し費消したる場合に於ては其の義務又は利益を時價に見積りたる金額を以て選舉運動の費用と看做す

第一百四條 左の各號に掲ぐる費用は之を選舉運動の費用に非ざるものと看做す

一 議員候補者が乗用する船車馬等の爲に

要したる費用
 二 選挙の期日後に於て選挙運動の残務整理の爲に要したる費用
 三 選挙委員又は選挙事務員の支出したる費用にして議員候補者又は選挙事務長と意思を通じて支出したる費用以外のもの
 但し第一條第一項の規定の適用に付ては此の限に在らず
 四 第六十七條第一項乃至第三項の届出ありたる後議員候補者、選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員に非ざる者の支出したる費用にして議員候補者又は選挙事務長と意思を通じて支出したる費用以外のもの
 但し第一條第二項の規定の適用に付ては此の限に在らず
 五 立候補準備の爲に要したる費用にして議員候補者若は選挙事務長と爲りたる者の支出したる費用又は其の者と意思を通じて支出したる費用以外のもの
 第六十五條 選挙事務長は勅令の定むる所に依り帳簿を備へ之に選挙運動の費用を記載すべし
 第六十六條 選挙事務長は勅令の定むる所に依り選挙運動の費用を精算し選挙の期日より十四日以内に第八十八條第五項の届出ありたる警察官署を経て之を地方長官（東京府に在りては警視總監）に届出づべし

地方長官（東京府に在りては警視總監）は前項の規定に依り届出ありたる選挙運動の費用を告示すべし
 第七十七條 選挙事務長は前條第一項の届出を爲したる日より一年間選挙運動の費用に關する帳簿及書類を保存すべし
 前項の帳簿及書類の種類は勅令を以て之を定む
 第七十八條 警察官吏は選挙の期日後何時にても選挙事務長に對し選挙運動の費用に關する帳簿又は書類の提出を命じ、之を検査し又は之に關する説明を求むることを得
 第七十九條 選挙事務長は解任せられたる場合に於ては遅滞なく選挙運動の費用の計算を爲し新に選挙事務長と爲りたる者に對し、新に選挙事務長と爲りたる者なきときは第九十五條の規定に依り選挙事務長の職務を行ふ者に對し選挙事務所、選挙委員、選挙事務員其の他に關する事務と共に其の引繼を爲すべし第九十五條の規定に依り選挙事務長の職務を行ふ者事務の引繼を受けたる後新に選挙事務長定りたる時亦同じ
 第八十條 議員候補者の爲支出せられたる選挙運動の費用が第二條第二項の規定に依り告示せられたる額を超えたるときは其の議員候補者の當選を無効とす但し議員候補

者及推薦届出者が選挙事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者の選任及監督に付相當の注意を爲し且選挙事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者に於て選挙運動の費用の支出に付過失なかりしときは此の限に在らず
 第十二章 罰 則
 第八十一條 詐偽の方法を以て選挙人名簿に登録せられたる者又は第二十五條第二項の場合に於て虚偽の宣言を爲したる者は百圓以下の罰金に處す
 第八十二條 左の各號に掲ぐる行為を爲したる者は二年以下の懲役若は禁錮又は千圓以下の罰金に處す
 一 當選を得若は得しめ又は得しめざる目的を以て選挙人又は選挙運動者に對し金錢、物品其の他の財産上の利益若は公私の職務の供與、其の供與の申込若は約束を爲し又は要應接待、其の申込若は約束を爲したるとき
 二 當選を得若は得しめ又は得しめざる目的を以て選挙人又は選挙運動者に對し其の者又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用して誘導を爲したるとき
 三 投票を爲し若は爲さざること、選挙運

動を爲し若は止めたること又は其の周旋勸誘を爲したることを報酬と爲す目的を以て選挙人又は選挙運動者に對し第一號に掲ぐる行為を爲したるとき
 四 第一號若は前號の供與、要應接待を受け若は要求し、第一號若は前號の申込を承諾し又は第二號の誘導に應じ若は之を促したるとき
 五 前各號に掲ぐる行為に關し周旋又は勸誘を爲したるとき
 第六十三條 左の各號に掲ぐる行為を爲したる者は三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
 一 議員候補者たること若は議員候補者たらむとすることを止めしむる目的を以て議員候補者若は議員候補者たらむとする者に對し又は當選を辭せしむる目的を以て當選人に對し前第一號又は第二號に掲ぐる行為を爲したるとき
 二 議員候補者たること若は議員候補者たらむとすることを止めたること、當選を辭したること又は其の周旋勸誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て議員候補者たりし者、議員候補者たらむとしたる者又は當選人たりし者に對し前第一號に掲ぐる行為を爲したるとき
 三 前二號の供與、要應接待を受け若は要

求し、前二號の申込を承諾し又は第一號の誘導に應じ若は之を促したるとき
 四 前各號に掲ぐる行為に關し周旋又は勸誘を爲したるとき
 第六十四條 前二條の場合に於て收受したる利益は之を沒收す其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す
 第六十五條 選挙に關し左の各號に掲ぐる行為を爲したる者は三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す
 一 選挙人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選挙運動者又は當選人に對し暴行若は威力を加へ又は之を拐引したるとき
 二 交通若は集會の便を妨げ又は演説を妨害し其の他偽計詐術等不正の方法を以て選挙の自由を妨害したるとき
 三 選挙人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選挙運動者若は當選人又は其の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其の他特殊の利害關係を利用して選挙人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選挙運動者又は當選人を威逼したるとき
 第六十六條 選挙に關し官吏又は吏員故意に其の職務の執行を怠り又は職權を濫用して

選挙の自由を妨害したるときは三年以下の禁錮に處す
 官吏又は吏員選挙人に對し其の投票せむとし又は投票したる被選挙人の氏名の表示を求めたるときは三月以下の禁錮又は百圓以下の罰金に處す
 第六十七條 選挙事務に關係ある官吏、吏員、立會人又は監視者選挙人の投票したる被選挙人の氏名を表示したるときは二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す其の表示したる事實虚偽なる時亦同じ
 第六十八條 票所又は開票所に於て正當の事由なくして選挙人の投票に關涉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行ひたる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す
 第六十九條 投票管理者、開票管理者、選挙長、立會人若は選挙監視者に暴行若は脅迫を加へ、選挙會場、開票所若は投票所を騷擾し又は投票、投票面其の他關係書類を扣留、毀壞若は奪取したる者は四年以下の懲役又は禁錮に處す
 第七十條 多衆聚會して第六十五條第一號

又は前條の罪を犯したる者は左の區別に従て處断す

- 一 首魁は一年以上七年以下の懲役又は禁錮に處す
- 二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けたる者は六月以上五年以下の懲役又は禁錮に處す
- 三 附和隨行したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第百十五條 第一號又は前條の罪を犯す爲多衆衆合し當該公務員より解散の命を受くること三回以上に及ぶも仍解散せざるときは首魁は二年以下の禁錮に處し其の他の者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第百二十一條 選舉に關し銃砲、刀劍、棍棒其の他人を殺傷するに足るべき物件を携帯したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

警察官吏又は憲兵は必要と認むる場合に於て前項の物件を留置することを得

第百二十二條 前條の物件を携帯して選舉會場、開票所又は投票所に入りたる者は三年以下の禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

第百二十三條 前二條の罪を犯したる場合に於ては其の携帯したる物件を沒收す

第百二十四條 選舉に關し多衆衆合し若は隊伍を組みて往來し又は煙火、毆打り類を用

ひ若は鐘鼓、喇叭の類を鳴らし旗幟其の他の標章を用ふる等氣勢を張るの行爲を爲し警察官吏の制止を受くるも仍其の命に従はざる者は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す

第百二十五條 演説又は新聞紙、雜誌、引札、張札其の他何等の方法を以てするに拘らず第百十二條、第百十三條、第百十五條、第百十八條乃至第百二十二條及前條の罪を犯さしむる目的を以て人を煽動したる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す但し新聞紙及雜誌に在りては仍其の編輯人及實際編輯を擔當したる者を罰す

第百二十六條 演説又は新聞紙、雜誌、引札、張札其の他何等の方法を以てするに拘らず左の各條に掲ぐる行爲を爲したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す新聞紙及雜誌に在りては前條但書の例に依る

- 一 當選を得又は得しむる目的を以て議員候補者の身分、職業又は經歷に關し虚偽の事項を公にしたるとき
- 二 當選を得しめざる目的を以て議員候補者に關し虚偽の事項を公にしたるとき

第百二十七條 選舉人に非ざる者投票を爲したるときは一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

氏名を詐稱し其の他詐偽の方法を以て投票

を爲したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

投票を偽造し又は其の數を削減したる者は三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

選舉事務に關係ある官吏、吏員、立會人又は監視者前項の罪を犯したるときは五年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

第百二十八條 立會人正當の事故なくして本法に定めたる義務を缺くときは百圓以下の罰金に處す

第百二十九條 第九十六條若は第九十八條の規定に違反したる者又は第九十四條の規定に依る命令に従はざる者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第百三十條 第九十條第一項第二項の規定に依る定數を超え若は第九十一條の規定に違反して選舉事務所を設置したる者又は第九十二條の規定に違反して休憩所其の他之に類似する設備を設けたる者は三百圓以下の罰金に處す

第九十三條の規定に依る定數を超えて選舉委員又は選舉事務員の選任を爲したる者亦前項に同じ

第百三十一條 第八十九條第一項、第九十九條又は第九十條の規定に違反したる者は六

月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す

第百三十二條 第八十八條第五項乃至第七項又は第八十九條第四項の届出を怠りたる者は百圓以下の罰金に處す

第百三十三條 選舉事務長又は選舉事務長に代り其の職務を行ふ者第百二條第二項の規定に依り告示せられたる額を超え選舉運動の費用を支出し又は第百一條第一項但書の規定に依る承諾を與へて支出せしめたるときは一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第百三十四條 第百一條の規定に違反して選舉運動の費用を支出したる者は一年以下の禁錮に處す

第百三十五條 左の各條に掲ぐる行爲を爲したる者は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す

- 一 第百五條の規定に違反して帳簿を備へず又は帳簿に記載を爲さず若は之に虚偽の記入を爲したるとき
- 二 第百六條第一項の届出を怠り又は虚偽の届出を爲したるとき
- 三 第百七條第一項の規定に違反して帳簿又は書類を保存せざるとき
- 四 第百七條第一項の規定に依り保存すべ

き帳簿又は書類に虚偽の記入を爲したるとき

第百八條の規定に依り帳簿若は書類の提出若は検査を拒み若は之を妨げ又は説明の求に應ぜざるとき

第百三十六條 當選人其の選舉に關し本章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるときは其の當選を無効とす

選舉事務長第百十二條又は第百十三條の罪を犯し刑に處せられたるとき亦同じ但し選舉事務長の選任及監督に付相當の注意を爲したるときは此の限に在らず

第百三十七條 本章に掲ぐる罪を犯したる者にして罰金の刑に處せられたる者在りては其の裁判確定の後五年間、禁錮以上の刑に處せられたる者在りては其の裁判確定の後刑の執行を終る迄又は刑の時効に因る場合を除くの外刑の執行の免除を受くる迄の間及その後五年間衆議院議員及選舉に付本章の規定を準用する議會の議員の選舉權及被選舉權を有せず禁錮以上の刑に處せられたる者に付其の裁判確定の後刑の執行を受くることなきに至る迄の間亦同じ

前項に規定する者と雖情狀に因り裁判所は刑の首渡と同時に前項の規定を適用せず又は其の期間を短縮する旨の宣告を爲すことを得

前二項の規定は第六條第五號の規定に該當する者には之を適用せず

第百三十八條 第百二十七條第三項及第四項の罪の時効は一年を経過するに因りて完成したるときは其の期間は一年とす

第十三章 補 則

第百三十九條 選舉に關する費用に付ては勅令を以て之を定む

第百四十條 議員候補者又は推薦届出者は勅令の定むる所に依り其の選舉區内に在る選舉人に對し選舉運動の爲にする通常郵便物を選舉人一人に付一通を限り無料を以て差出すことを得

公立學校其の他勅令を以て定むる營造物の設備は勅令の定むる所に依り演説に依る選舉運動の爲其の使用を許可すべし

第百四十一條 選舉に關する訴訟に付ては本法に規定したるものを除くの外民事訴訟の例に依る選舉に關する訴訟に付ては裁判所は他の訴訟の順序に拘らず速に其の裁判を爲すべし

第百四十二條 第十二章に掲ぐる罪に關する刑事訴訟に付ては上告裁判所は刑事訴訟法第四百二十二條第一項の期間に依らざるこ

とを得
 第四百十三條 當選人其の選舉に關し第十二
 章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるとき
 又は選舉事務長第四百十二條若は第四百十三條
 の罪を犯し刑に處せられたるときは裁判所
 の長は其の旨を内務大臣及關係地方長官に
 通知すべし

第四百十四條 町村組合にして町村の事務の
 全部又は役場事務を共同處理するものは本
 法の適用に付ては之を一町村、其の組合管
 理者は之を町村長、其の組合役場は之を町
 村役場と看做す

第四百十四條之二 本法中郡又は島廳管内と
 あるは從前郡長又は島司の管轄したる區域
 を謂ふ

從前郡長又は島司の管轄したる區域内に於
 て市の設置ありたるるとき又は其の區域の境
 界に涉りて市町村の境界の變更ありたると
 きは其の區域も亦自ら變更したるものと看
 做す

從前郡長又は島司の管轄したる區域の境界
 に涉りて町村の設置ありたる場合に於ては
 本法の適用に付其の町村の屬すべき區域は
 内務大臣之を定む

第四百十四條之三 北海道廳支廳長の管轄區
 域に變更あるも選舉區に關しては仍從前の
 管轄區域に依る但し市町村の境界の變更あ
 りたる爲北海道廳支廳長の管轄區域に變更

ありたるときは此の限に在らず
 前項の規定に依る選舉に關し本法の規定を
 適用し難き事項に付ては勅令を以て特別の
 規定を設くることを得

第四百十五條 第四百十四條の二の規定を除
 くの外本法中郡に關する規定は支廳長の管
 轄區域に之を適用す

市制第六條の市に於ては本法中市に關する
 規定は區に、市長に關する規定は區長に、
 市役所に關する規定は區役所に之を適用す

町村制を施行せざる地に於ては本法中町村
 に關する規定は町村に準すべきものに、町
 村長に關する規定は町村長に準すべき者に
 町村役場に關する規定は町村役場に準すべ
 きものに之を適用す

第四百十六條 交通至難の島嶼其の他の地に
 於て本法の規定を適用し難き事項に付ては
 勅令を以て特別の規定を設くることを得

第四百十七條 第三十三條の規定に依る投票
 に付ては其の投票を管理すべき者は之を投
 票管理者、其の投票を記載すべき場所は之
 を投票所、其の投票に立會ふべき者は之を
 投票立會人と看做し第十二章の規定を適用
 す

第四百十八條 本法の適用に付ては明治十三
 年第三十六號布告刑法の重罪の刑に處せら
 れたる者は之を六年の懲役又は禁錮以上の
 刑に處せられたる者、同法の禁錮の刑に處
 せられたる者は之を六年未満の懲役又は禁
 錮の刑に處せられたる者と看做す

第四百十九條 明治十三年第三十六號布告刑
 法第二編第四章第九節の規定は衆議院議員
 の選舉に關しては之を適用せず

第五十條 本法は東京府小笠原島並北海道
 廳根室支廳管内占守郡、新知郡、得撫郡及
 色丹郡には當分の内之を施行せず

本法は次の總選舉より之を施行す
 本法に依り初て議員を選舉する場合に於て第
 十八條の規定に依り難きときは勅令を以て別
 に總選舉の期日を定むることを得

前項の規定に依る總選舉に必要なる選舉人名
 簿に關し第十二條、第十三條、第十五條又は
 第十七條に規定する期日又は期間に依り難き
 ときは勅令を以て別に其の期日又は期間を定
 む但し其の選舉人名簿は次の選舉人名簿確定
 迄其の效力を有す

衆議院議員選舉法施行令

(大正十五年一月勅令)
 (第三號同年六月改正)

第一章 選舉區、選舉權及被選舉權

第一條 衆議院議員選舉法の別表に掲ぐる以
 外の市は其の設置前屬したる郡市の屬する
 選舉區に包含するものとす

第二條 選舉人の年齢は選舉人名簿調製の期
 日に依り、被選舉人の年齢は選舉の期日に
 依り之を算定す

第三條 衆議院議員選舉法第七條第二項の規
 定に依り除外すべき學生生徒左の如し
 一 陸軍各部依託學生生徒
 二 海軍軍醫學生藥劑學生主計學生造船學
 生造船學生造兵學生並海軍豫備生徒及海
 軍豫備練習生

第二章 選舉人名簿
 第四條 市町村の境界變更ありたる爲選舉人
 名簿に異動を生じたるときは市町村長は其
 の管理に屬する選舉人名簿中異動に係る部
 分を新に屬したる市町村の市町村長に送付
 すべし

市町村の設置分合ありたる爲選舉人名簿の
 引續を要するときは前項の例に依る

第五條 削除
 第六條 選舉人名簿は市町村長に於て議員の
 任期間之を保存すべし

第三章 投票
 第七條 市町村の區域を分ちて數投票區を設
 けたる場合に於ては左の規定に依る
 一 選舉人名簿は投票區毎に之を調製すべ

りたる爲北海道廳支廳長の管轄區域に變更
 ありたるときは此の限に在らず
 前項の規定に依る選舉に關し本法の規定を
 適用し難き事項に付ては勅令を以て特別の
 規定を設くることを得

第四百十五條 第四百十四條の二の規定を除
 くの外本法中郡に關する規定は支廳長の管
 轄區域に之を適用す

市制第六條の市に於ては本法中市に關する
 規定は區に、市長に關する規定は區長に、
 市役所に關する規定は區役所に之を適用す

町村制を施行せざる地に於ては本法中町村
 に關する規定は町村に準すべきものに、町
 村長に關する規定は町村長に準すべき者に
 町村役場に關する規定は町村役場に準すべ
 きものに之を適用す

二 各投票區に於ける投票管理者は地方長
 官に於て官吏又は吏員の中に就き之を定
 む此の場合に於ては投票管理者の中一人
 は市町村長を以て之に充つることを要す

三 市町村長は選舉の期日の公布又は告示
 ありたるときは直に選舉人名簿を各投票
 管理者に送付すべし

第八條 數町村の區域を合せて一投票區を設
 けたる場合に於ては左の規定に依る
 一 投票管理者は地方長官に於て關係町村
 長の中に就き之を定む

二 町村長は選舉の期日の公布又は告示あ
 りたるときは直に選舉人名簿を投票管理
 者に送付すべし

第九條 投票管理者及其の代理者故障あると
 きは監督官廳は臨時に官吏又は吏員をして
 其の事務を管掌せしむることを得

第十條 投票立會人の届出は文書を以て之を
 爲し投票立會人の氏名、住居及生年月日を
 記載し且本人の承諾書を添附すべし

第十一條 選舉人選舉人名簿調製期日後其の
 投票區域外に住居を移したる場合に於ては
 名簿調製期日に於て住居を有したる地の投
 票區の投票所に到り投票を爲すべし

第十二條 投票管理者必要ありと認むるとき
 は投票所入場券及到著番號札を選舉人に交

付することを得
 第十三條 投票記載の場所は選舉人の投票を
 覗ひ又は投票の交換其の他不正の手段を用
 ふること能はざらしむる爲相當の設備を爲
 すべし

第十四條 投票函は二重の蓋を造り各別に鎖
 鑰を設くべし
 第十五條 投票管理者は投票を爲さしむるに
 先ち投票所に參會したる選舉人の面前に於
 て投票函を開き其の空虚なることを示した
 る後内蓋を鎖すべし

第十六條 投票管理者は投票立會人の面前に
 於て選舉人を選舉人名簿に對照したる後投
 票用紙を交付すべし
 第十七條 選舉人誤りて投票の用紙又は封筒
 を汚損したるときは其の引換を請求するこ
 とを得
 第十八條 投票は投票管理者及投票立會人の
 面前に於て選舉人自ら之を投函すべし
 第十九條 投票を爲さんとする選舉人をして
 本人なる旨の宣言を爲さしむる必要あると
 きは投票管理者は投票立會人の面前に於て
 之を宣言せしめ投票所の事務に従事する者
 をして之を証記せしめ選舉人に讀聞かせ選
 舉人をして之に署名せしむべし
 前項の規定に依る宣言書は之を投票録に添
 附すべし

第二十條 選舉人投票前投票所外に退出し又は退出を命ぜられたるときは投票管理者は投票用紙を返付せしむべし

第二十一條 衆議院議員選舉法第二十八條の規定に依り盲人の投票に關する記載に使用する點字を得る點字は別表を以て之を定む點字に依り投票を爲さむとする選舉人は投票管理者に對し其の旨を申立つべし此の場合に於ては投票管理者は投票用紙に點字投票なる旨の印を押捺して交付すべし

第二十二條 投票を終りたるときは投票管理者は投票用紙の内蓋の投票口を外蓋を鎖し其の内蓋の餘は投票用紙を送致すべき投票立會人を保管し外蓋の餘は投票管理者之を保管すべし

第二十三條 投票に關する書類は投票管理者に於て議員の任期間之を保存すべし但し市町村の區域に分ちて數票區を設けたる場合に於ては市町村長たる投票管理者は其の

他の投票管理者の保存すべき書類を併せて保存すべし

第二十四條 地方長官衆議院議員選舉法第三十六條の規定に依り投票の期日を定めたるときは直に之を告示し併せて投票管理者及開票管理者に通知すべし

第二十五條 地方長官衆議院議員選舉法第三十七條の規定に依り投票の期日を定めたるときは直に之を投票管理者、開票管理者及選舉長に通知すべし

第四章 衆議院議員選舉法第三十三條の投票

第二十六條 衆議院議員選舉法第三十三條の事由を定むること左の如し

一 湖川、港灣のみを航行する船舶、噸噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の船舶及端舟其他の船舶を以て運轉し又は主として櫓を以て運轉する舟を除くの外日本船舶(内地以外に船籍港を定むるものを含む以下之に同じ)の船員又は其の船舶に乗務するの常況に在る者船内從業中なるべきこと

二 前條の船舶を除くの外日本船舶にして噸噸數五噸以上又は積石數五十石以上のもの船員又は其の船舶に乗務するの常況に在る者船内從業中なるべきこと

三 鐵道列車に乗務するの常況に在る鐵道

係員、郵便取扱員其他の者鐵道列車に乗務中なるべきこと

四 陸海軍軍人演習召集中又は教育召集中なるべきこと

五 艦船乗員たる軍屬海上勤務中なるべきこと

第二十七條 選舉人前條第一號、第四號又は第五號に掲ぐる事由に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべきときは選舉の期日の公布又は告示ありたる日より選舉の期日の前日迄に自ら其の屬する投票區の投票管理者に就き又は之に對し郵便を以て其の旨を證して投票用紙及投票用封筒の交付を請求することを得

選舉人前條第二號又は第三號に掲ぐる事由に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべきときは選舉の期日前十日より選舉の期日の前日迄に自ら其の屬する投票區の投票管理者に就き其の旨を證して投票用紙及投票用封筒の交付を請求することを得

點字に依り投票を爲さむとする選舉人は前二項の請求を爲すと同時に投票管理者に對し其の旨を申立つべし

第二十八條 選舉人前條の請求を爲す場合に於ては併せて其の證する事項に付各左に掲ぐる者の證明書を提出すべし但し第二十六

條第四號に掲ぐる事由に基く事項に付ては選舉の期日が召集期間中なる場合に於て選舉人自ら其の屬する投票區の投票管理者に就き請求を爲すとき限り召集令狀の提示を以て證明書の提出に代ふることを得

第二十九條 投票管理者第二十七條及前條第一項又は第三項の規定に依り投票用紙及投票用封筒の交付を受けたる場合に於ては直に其の選舉に用ふべき選舉人名簿に對照し當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由の一に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はずと認むるときは投票用紙及投票用封筒を直に選舉人に直接に交付し又は郵便を以て發送すべし

第三十條 衆議院議員選舉法第三十三條の規定に依る投票に付ては當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由何れに關し投票用紙及投票用封筒の交付を受けたるかに依り各左に掲ぐる者之を管理す(之を特別投票管理者と稱す)

一 第二十六條第一號に掲ぐる事由に關し

ては其の者の所屬の艦船の長

前項の規定に依る證明書前項の證明書の交付の請求を受けたる場合に於て該當事項ありと認むるときは直に證明書を交付すべし

選舉人正當の事由に因り第一項の證明書を提出すること能はざるときは其の旨を投票管理者に説明すべし

第二十九條 投票管理者第二十七條及前條第一項又は第三項の規定に依り投票用紙及投票用封筒の交付を受けたる場合に於ては直に其の選舉に用ふべき選舉人名簿に對照し當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由の一に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はずと認むるときは投票用紙及投票用封筒を直に選舉人に直接に交付し又は郵便を以て發送すべし

第三十條 衆議院議員選舉法第三十三條の規定に依る投票に付ては當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由何れに關し投票用紙及投票用封筒の交付を受けたるかに依り各左に掲ぐる者之を管理す(之を特別投票管理者と稱す)

一 第二十六條第一號に掲ぐる事由に關し

ては其の者の所屬の艦船の長

前項の規定に依る證明書前項の證明書の交付の請求を受けたる場合に於て該當事項ありと認むるときは直に證明書を交付すべし

選舉人正當の事由に因り第一項の證明書を提出すること能はざるときは其の旨を投票管理者に説明すべし

第二十九條 投票管理者第二十七條及前條第一項又は第三項の規定に依り投票用紙及投票用封筒の交付を受けたる場合に於ては直に其の選舉に用ふべき選舉人名簿に對照し當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由の一に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はずと認むるときは投票用紙及投票用封筒を直に選舉人に直接に交付し又は郵便を以て發送すべし

第三十條 衆議院議員選舉法第三十三條の規定に依る投票に付ては當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由何れに關し投票用紙及投票用封筒の交付を受けたるかに依り各左に掲ぐる者之を管理す(之を特別投票管理者と稱す)

一 第二十六條第一號に掲ぐる事由に關し

ては其の者の所屬の艦船の長

前項の規定に依る證明書前項の證明書の交付の請求を受けたる場合に於て該當事項ありと認むるときは直に證明書を交付すべし

選舉人正當の事由に因り第一項の證明書を提出すること能はざるときは其の旨を投票管理者に説明すべし

係員、郵便取扱員其他の者鐵道列車に乗務中なるべきこと

四 陸海軍軍人演習召集中又は教育召集中なるべきこと

五 艦船乗員たる軍屬海上勤務中なるべきこと

第二十七條 選舉人前條第一號、第四號又は第五號に掲ぐる事由に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべきときは選舉の期日の公布又は告示ありたる日より選舉の期日の前日迄に自ら其の屬する投票區の投票管理者に就き又は之に對し郵便を以て其の旨を證して投票用紙及投票用封筒の交付を請求することを得

選舉人前條第二號又は第三號に掲ぐる事由に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべきときは選舉の期日前十日より選舉の期日の前日迄に自ら其の屬する投票區の投票管理者に就き其の旨を證して投票用紙及投票用封筒の交付を請求することを得

點字に依り投票を爲さむとする選舉人は前二項の請求を爲すと同時に投票管理者に對し其の旨を申立つべし

第二十八條 選舉人前條の請求を爲す場合に於ては併せて其の證する事項に付各左に掲ぐる者の證明書を提出すべし但し第二十六

條第四號に掲ぐる事由に關し

ては其の者の所屬の艦船の長

前項の規定に依る證明書前項の證明書の交付の請求を受けたる場合に於て該當事項ありと認むるときは直に證明書を交付すべし

選舉人正當の事由に因り第一項の證明書を提出すること能はざるときは其の旨を投票管理者に説明すべし

第二十九條 投票管理者第二十七條及前條第一項又は第三項の規定に依り投票用紙及投票用封筒の交付を受けたる場合に於ては直に其の選舉に用ふべき選舉人名簿に對照し當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由の一に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はずと認むるときは投票用紙及投票用封筒を直に選舉人に直接に交付し又は郵便を以て發送すべし

第三十條 衆議院議員選舉法第三十三條の規定に依る投票に付ては當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由何れに關し投票用紙及投票用封筒の交付を受けたるかに依り各左に掲ぐる者之を管理す(之を特別投票管理者と稱す)

一 第二十六條第一號に掲ぐる事由に關し

ては其の者の所屬の艦船の長

前項の規定に依る證明書前項の證明書の交付の請求を受けたる場合に於て該當事項ありと認むるときは直に證明書を交付すべし

選舉人正當の事由に因り第一項の證明書を提出すること能はざるときは其の旨を投票管理者に説明すべし

第二十九條 投票管理者第二十七條及前條第一項又は第三項の規定に依り投票用紙及投票用封筒の交付を受けたる場合に於ては直に其の選舉に用ふべき選舉人名簿に對照し當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由の一に因り選舉の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はずと認むるときは投票用紙及投票用封筒を直に選舉人に直接に交付し又は郵便を以て發送すべし

第三十條 衆議院議員選舉法第三十三條の規定に依る投票に付ては當該選舉人が第二十六條に掲ぐる事由何れに關し投票用紙及投票用封筒の交付を受けたるかに依り各左に掲ぐる者之を管理す(之を特別投票管理者と稱す)

一 第二十六條第一號に掲ぐる事由に關し

たる選挙人は其の交付を受けたる後直に特別投票管理者に管理する投票記載の場所に於て自ら投票用紙に被選挙人一人の氏名を記載し之を投票用紙筒に入れ封緘し投票用紙筒の表面に其の氏名を記載し直に之を當該管理者に提出すべし

前二項の場合に於て特別投票管理者は各關係市町村吏員、船員若しくは海軍軍人又は之に準ずべき者をして之に立會はしむべし

第十三條の規定は第一項及第二項の投票記載の場所に之を準用す

第三十二條 特別投票管理者前項第一項又は第二項の規定に依る投票を受領したるときは投票用紙筒の裏面に投票の年月日及場所を記載し前條第三項の規定に依る立會人と共に之に署名すべし

前項の特別投票管理者選挙人の屬する投票區の投票管理者なるときは其の投票を其の儘保管すべし

第一項の特別投票管理者選挙人の屬する投票區の投票管理者以外の人なるときは更に其の投票を他の封筒に入れ封緘し其の表面に投票在中の旨を明記し其の裏面に署名捺印し之を選挙人の屬する投票區の投票管理者に送致すべし

投票用紙及投票用封筒を交付したる後投票區に異動ありたるに因り投票管理者の管理

に係る投票區に屬することなきに至りたる選挙人の投票は投票管理者に於て直に之を新に選挙人の屬する投票區の投票管理者に送致すべし

投票管理者投票所を閉づべき時刻迄に前二項の規定に依る投票の送致を受けたるときは送致に用ひられたる封筒を開披し投票は其の儘之を保管すべし

第三十三條 投票管理者は第二十七條乃至第二十九條及前二條の規定に依る手續に關する願末書を作成し之に署名し投票録に添附すべし

第三十四條 投票管理者は投票函閉鎖前投票立會人の意見を聴き第三十二條第二項又は第五項の規定に依り保管する投票の受理如何を決定すべし

前項の決定ありたるときは投票管理者は直に投票用紙筒を開披し其の點字投票なる旨の印を押捺したる投票用紙を用ひたる投票に付衆議院議員選挙法第三十一條の例に依り其の拒否を決定すべし

第一項の規定に依り受理すべしと決定せられ且前項の規定に依る拒否の決定を受けざる投票は投票管理者に於て直に之を投函せられたる投票又は前項の規定に依る拒否の決定を受けたる投票は投票管理者に於て

之を保存すべし

第三十六條の規定に依り送致を受けたる投票は開票管理者に於て其の封筒を開披せず議員の任期間之を保存すべし

地方長官の指定したる官吏(支廳長を除く)又は吏員(市長を除く)開票管理者たる場合に於ては開票管理者の保存すべき投票は地方長官若しくは支廳長又は市長に於て之を保存すべし

第四十三條 開票に關する書類は開票管理者に於て議員の任期間之を保存すべし

此の場合に於ては前條第四項の規定を準用す

第四十四條 地方長官衆議院議員選挙法第五十六條の規定に依り開票の期日を定めたるときは直に之を開票管理者及選挙長に通知すべし

第五章 開票

第三十五條 第二十九條の規定に依り交付を受けたる投票用紙及投票用封筒は選挙の當日投票所に於て之を使用することを得ず

選挙人第二十九條の規定に依り投票用紙及投票用封筒の交付を受けたるときは之を投票管理者に返還するに非ざれば衆議院議員選挙法第二十五條第一項の規定に依る投票を爲すことを得ず

第三十六條 投票管理者投票所を閉づべき時刻後第三十二條第三項又は第四項の規定に依る投票の送致を受けたるときは送致に用ひられたる封筒を開披し投票用紙筒の裏面に受領の年月日時を記載し之を開票管理者に送致すべし

第三十七條 都市の區域を分ちて數開票區を設けたる場合に於ては各開票區に於ける開票管理者は地方長官に於て官吏又は吏員の

中に就き之を定む但し支廳長の管轄區域又は市の區域を分ちて數開票區を設けたる場合に於ては開票管理者の内一人は支廳長又は市長を以て之に充つることを要す

第三十八條 第九條の規定は開票管理者及其の代理者に、第十條の規定は開票立會人に之を準用す

第三十九條 投票を點検するときは開票管理者は開票事務に従事する者二人をして各別に同一議員候補者の得票数を計算せしむべし

第四十條 前條の計算終りたるときは開票管理者は投票區毎に各議員候補者の得票数を朗讀し終りに各議員候補者の得票總数を朗讀すべし

第四十一條 開票管理者衆議院議員選挙法第四十九條第三項の報告を爲すときは同時に開票録の謄本を送付すべし

開票管理者は前項の報告を爲したる後直に投票管理者より送付したる選挙人名簿を關係市町村長に返付すべし

第四十二條 開票管理者は投票區毎に點檢済に係る投票の有効無効を區別し各之を封筒に入れ開票立會人と共に封印を施し之を保存すべし

受理すべからずと決定したる投票は其の封筒を開披せず前項の例に依り議員の任期間

之を保存すべし

第三十六條の規定に依り送致を受けたる投票は開票管理者に於て其の封筒を開披せず議員の任期間之を保存すべし

地方長官の指定したる官吏(支廳長を除く)又は吏員(市長を除く)開票管理者たる場合に於ては開票管理者の保存すべき投票は地方長官若しくは支廳長又は市長に於て之を保存すべし

第四十三條 開票に關する書類は開票管理者に於て議員の任期間之を保存すべし

此の場合に於ては前條第四項の規定を準用す

第四十四條 地方長官衆議院議員選挙法第五十六條の規定に依り開票の期日を定めたるときは直に之を開票管理者及選挙長に通知すべし

第六章 選挙會

第四十五條 第九條の規定は選挙長及其の代理者に、第十條の規定は選挙立會人に之を準用す

第四十六條 開票管理者の報告を調査するときは選挙長は開票區毎に各議員候補者の得票数を朗讀し終りに各議員候補者の得票總数を朗讀すべし

第四十七條 選挙會に關する書類は選挙長に於て議員の任期間之を保存すべし

但し地方長官の指定したる官吏(支廳長を除く)選挙長たる場合に於ては地方長官に於て之を保存すべし

第四十八條 地方長官衆議院議員選挙法第六十五條の規定に依り選挙會の期日を定めたるときは直に之を選挙長に通知すべし

第七章 議員候補者及當選人

第四十九條 議員候補者の届出又は推薦届出は文書を以て之を爲し議員候補者たるべき者の氏名職業、住居及生年月日(推薦届出の場合に於ては併せて推薦届出者の氏名、住居及生年月日)を記載し衆議院議員選挙法第六十八條第一項の供託を爲したることを證すべき書面を添附すべし

議員候補者たることを辭することの届出は文書を以て之を爲し其の被選挙権を有せざるに至りたる爲選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辭する場合に於ては其の事由を記載すべし

第五十條 議員候補者の届出又は推薦届出ありたるときは選挙長は直に其の旨を議員候補者の住居を有する地の市町村長に通知し同時に議員候補者の氏名、職業、住居、生年月日其の他必要な事項を開票管理者に通知すべし

前項の通知を受けたる市町村長は當該議員候補者死亡したるときは直に其の旨を選挙

長に通知すべし
選挙長は議員候補者の議員候補者たることを
を辭したるとき又は其の死亡したることを
知りたるときは直に其の旨を開票管理者に
通知すべし

第五十一條 議員候補者選挙の期日前十一日
迄に議員候補者たることを辭したるとき、
選挙の期日に於ける投票所へ開くべき時刻
迄に死亡したるとき若しくは被選挙権を有せざ
るに至りたる爲議員候補者たることを辭し
たるるとき又は選挙の全部無効と爲りたる
ときは直に衆議院議員選挙法第六十八條第一
項の供託物の還付を請求することを得
議員候補者の得票数衆議院議員選挙法第六
十八條第二項の規定に該當せざるものなる
ときは議員候補者同法第七十一條の規定
の適用を受けたるものなるときは其の選挙
及當選の効力確定後直に同法第六十八條第
一項の供託物の還付を請求することを得
第五十二條 當選人衆議院議員選挙法第七
四條の期間内に當選承諾の届出を爲さざ
るときは選挙長は直に其の旨を地方長官に報
告すべし

第八章 選挙運動

第五十三條 選挙事務長の選任(議員候補者
又は推薦届出者自ら選挙事務長と爲りたる
場合を含む以下之に同じ)の届出は文書を

以て之を爲し選挙事務長の氏名、職業、住
居、生年月日及選任年月日並議員候補者の
氏名を記載し且選挙事務長が選挙権を有す
る者なることを證すべき書面を添付すべし
推薦届出者選挙事務長の選任を爲したる場
合に於ては前項の届出には推薦届出者数人
あるときは其の代表者たることを證すべき
書面を、其の選任に付議員候補者の承諾を
要するときは其の承諾を得たることを證す
べき書面を添付すべし

第五十四條 選挙委員又は選挙事務員の選任
の届出は文書を以て之を爲し選挙委員又は
選挙事務員の氏名、職業、住居、生年月日
及選任年月日を記載し且選挙委員又は選挙
事務員が選挙権を有する者なることを證す
べき書面を添付すべし

第五十五條 選挙事務所の設置の届出は文書
を以て之を爲し選挙事務所の所在地及設置
年月日を記載すべし
第五十六條 選挙事務長、選挙委員、選挙事
務員又は選挙事務所に異動ありたることの
届出は前三條の例に依り之を爲すべし
前項の届出にして解任又は辭任に因る異動
に關するものには衆議院議員選挙法第八
十八條第三項若しくは第四項又は第八十九條第二
項若しくは第三項の通知ありたることを證すべ
き書面を添付すべし選挙事務長を選任した

推薦届出者選挙事務長を解任したる場合
に於ては併せて其の解任に付議員候補者の
承諾ありたることを證すべき書面を添付す
べし

第五十七條 選挙事務長故障あるとき之に代
りて其の職務を行ふことの届出は文書を以
て之を爲し選挙事務長の氏名(選挙事務長
の選任を爲したる推薦届出者も亦故障ある
ときは併せて其の氏名)、故障の事實及其の
職務代行を始めた年月日を記載し且故障
の生じたることを證すべき書面を添付すべ
し
選挙事務長故障あるとき之に代りて其の職
務を行ふ者を罷めたることの届出は文書
を以て之を爲し故障の止みたる事實及其の
職務代行を認めたる年月日を記載し且故障
の止みたることを證すべき書面を添付すべ
し

第九章 選挙運動の費用

第五十八條 選挙事務長選挙運動の費用の支
出の承諾を與へたる場合に於て承諾に係る
費用の支出終了したるとき又は選挙の期日
経過したるときは選挙事務長は遅滞なく其
の承諾を受けたる者に就き支出金額(財産
上の義務の負擔又は金銭以外の財産上の利
益の使用若しくは費用の消滅)を與へたる場合に
於ては其の負擔したる義務又は其の使用し

若しくは費消したる利益)、其の用途の概要、支
出先、支出年月日及支出者の氏名を記載し
たる精算書を作成すべし

第五十九條 演説又は推薦状に依る選挙運動
の費用にして議員候補者、選挙事務長、選
挙委員又は選挙事務員に非ざる者が議員候
補者又は選挙事務長と意思を通じて支出し
たるものに付ては選挙事務長は其都度遅滞
なく議員候補者又は支出者に就き前條の例
に依り精算書を作成すべし前項の費用にし
て議員候補者と意思を通じて支出したるも
のに付ては其の意思を通じて都度議員候
補者は直に其の旨を選挙事務長に通知すべ
し

第六十條 立候補準備の爲に要したる費用に
して議員候補者若しくは選挙事務長と爲りたる
者が支出し又は他人が其の者と意思を通じ
て支出したるものに付ては選挙事務長は其
の就任後遅滞なく議員候補者又は支出者に
就き第五十八條の例に依り精算書を作成す
べし

第六十一條 選挙事務長は左に掲ぐる帳簿を
備ふべし
一、承諾簿
二、評價簿
三、支出簿
第六十二條 選挙事務長選挙運動の費用の支

出の承諾を與へたるときは直に承諾に係る
金額(財産上の義務の負擔又は金銭以外の
財産上の利益の使用若しくは費用の承諾を與へ
たる場合に於ては承諾に係る義務又は利益
)、其の用途の概要、承諾年月日及承諾を
受けたる者の氏名を承諾簿に記載すべし
選挙事務長選挙運動の費用の支出の承諾を
與へたる後未だ支出せられざる費用に付て
は文書を以て其承諾の取消を爲すことを得
此の場合に於ては其の旨を前項の例に依り
承諾簿に記載すべし

選挙事務長第五十八條の規定に依り精算書
を作成したるときは直に支出金額(財産
上の義務の負擔又は金銭以外の財産上の利
益の使用若しくは費用に付ては其の種類別總
額)、其の用途の概要、精算年月日及承諾を
受けたる者の氏名を承諾簿に記載すべし

第六十三條 左に掲ぐる場合に於ては選挙事
務長は直に財産上の義務又は金銭以外の財
産上の利益を時價に見積りたる金額、其の
用途の概要、支出先、支出年月日及見積り
の詳細なる根拠を評價簿に記載すべし
一、選挙事務長選挙運動の費用として財産
上の義務を負擔し又は金銭以外の財産上
の利益を使用し若しくは費消したるとき
二、選挙事務長第五十九條第一項又は第六
十條の規定に依り財産上の義務の負擔又

は金銭以外の財産上の利益の使用若しくは費
消に關する精算書を作成したるとき
三、選挙事務長前條の規定に依り財産上の
義務の負擔又は金銭以外の財産上の利益
の使用若しくは費用に關する承諾簿の記載を
爲したるとき

第六十四條 左に掲ぐる場合に於ては選
務長は直に支出金額、其の用途の概要、支
出先及支出年月日を支出簿に記載すべし
一、選挙事務長金銭を以て選挙運動の費用
の支出を爲したる時
二、選挙事務長第五十九條第一項又は第六
十條の規定に依り金銭の支出に關する精
算書を作成したるとき
三、選挙事務長第六十二條第三項の規定に
依り金銭の支出に關する承諾簿の記載を
爲したる時

四、選挙事務長前條の規定に依り評價簿の
記載を爲したるとき
第六十五條 衆議院議員選挙法第九條の規
定に依り事務の引繼を爲す場合に於ては第
六十六條に定むる精算届書の様式に準じ選
挙運動の費用の計算書を作成して引繼を爲
す者及引繼を受くる者に於て之に引繼の旨
及引繼年月日を記載し共に署名捺印し第六
十八條に定むる帳簿及書類と共に其の引繼
を爲すべし

第六十六條 衆議院議員選舉法第六條第一項の規定に依る選舉運動の費用の精算の届出は文書を以て之を爲し内務大臣の定むる精算届書の様式に依るべし

第六十七條 選舉運動の費用の支出を爲したるときは其の都度領收書其の他の支出を證すべき書面を徴すべし但し之を徴し難き事情あるときは又は一口五圓未満の支出を爲したるときは此の限りに在らず

第六十八條 衆議院議員選舉法第七條第二項の規定に依り帳簿及書類の種類を定むること左の如し

- 一 第五十八條乃至第六十條の精算書
- 二 第六十一條に掲ぐる帳簿
- 三 第六十五條の計算書
- 四 前條の領收書其の他の支出を證すべき書面

第十章 選舉に關する費用

第六十九條 選舉人名簿、投票の用紙及封筒、投票函並點字器の調製に要する費用は北海道地方費又は府縣の負擔とす

第七十條 選舉事務の爲め地方長官、選舉長、開票管理者又は投票管理者に於て要する費用及選舉會場、開票所又は投票所に要する費用は關係行政廳の經費を以て之を支辨すべし衆議院議員選舉法第三十三條の規定に依る投票に關する選舉事務の爲め投票管理者

又は特別投票管理者に於て要する費用及其の投票記載の場所に要する費用は選舉人の屬する投票區の行政廳の經費を以て之を支辨すべし

第七十一條 前條の關係行政廳二以上ある場合に於ては其の支辨すべき費用は關係行政廳に之を平分すべし此の場合に於て關係行政廳の經費が同一經濟に屬するときは一行政廳の經費を以て之を支辨すべし

第七十二條 投票立會人、開票立會人及選舉立會人には職務の爲め要する費用を給す

前項の費用の額は地方長官之を定む

第一項の費用は北海道地方費又は府縣の負擔とす

第十一章 無料郵便物の差出

第七十三條 衆議院議員選舉法第四十條第一項の選舉運動の爲にする通常郵便物は左に掲ぐるものに限る

- 一、重量十匁迄の無封の書狀
- 二、私製葉書

前項の郵便物は之を特殊取扱と爲すことを得ず

第七十四條 前條の郵便物は選舉事務長の選任を爲したる議員候補者又は推薦届出者に限り之を差出すことを得

すことを得ざるときは議員候補者之を差出すことを得
前項の議員候補者は前條の郵便物を其の未だ差出されざる選舉人に對してのみ差出すことを得
選舉事務長に異動ありたる場合に於て新に選舉事務長の選任を爲したる者も亦同じ
第七十五條 前二條に定むる者の外第七十三條の郵便物に關し必要な事項は選信大臣之を定む

第十二章 公立學校等の設備の使用

第七十六條 衆議院議員選舉法第四十條第二項の營造物の設備は左に掲ぐるものにして道府縣、市町村、市町村組合、町村組合、商業會議所又は農會の管理に屬するものに限る

- 一 公會堂
- 二 議事堂
- 三 前各號の外地方長官の指定したる營造物の設備

議事堂にして國又は公共團體の他の營造物の設備と同一の建物内に在り又は之に接続し若は近接し其の使用に依り國又は公共團體の事務に著しき支障ありと認むるものに付ては地方長官は豫め之を指定し其の使用を制限し又は禁止することを得
前二項の指定を爲したるときは地方長官は

直に之を告示すべし

第七十七條 公立學校及前條の營造物の設備の使用は選舉事務長の選任を爲したる議員候補者又は推薦届出者に限り之を申請することを得

第七十四條 第二項の規定は前項の申請に之を準用す

第七十八條 公立學校を使用せむとするときは其の使用すべき學校の設備及日時を記載したる文書を以て當該公立學校管理者に之を申請すべし

同一議員候補者の爲二回以上同一公立學校を使用せむとするときは先の申請に對し許可せられたる使用の日を經過したる後に非ざれば更に申請を爲すことを得ず

第七十九條 同一公立學校を同一日に使用すべき二以上の申請ありたるときは公立學校管理者は先に到達したる申請書の申請に對し、其の到達同時なるときは既に使用を許可せられたる度数の少き議員候補者の爲めの申請に對し其の使用を許可すべし其の度數も亦同じときは申請者又は其の代人立會の上抽籤に依り其の使用を許可すべき者を決定すべし

第八十條 第七十八條の規定に依る申請書の到達ありたるときは公立學校管理者は當該公立學校長の意見を徴して其の許可を決定

し到達の日より二日以内に申請者又は其の代人及當該公立學校長に通知すべし

法

第八十一條 公立學校の使用の許可は左の各號の規定に依る

- 一 公立學校に於て學校の授業又は諸行事に支障ありと認むる場合に於ては其の使用を許可することを不得
- 二 職員室、事務室、宿直室、器械室、本室其他公立學校長に於て著しき支障ありと認むる設備に付ては其の使用を許可することを不得
- 三 使用を許可すべき期間は選舉の期日の公布又は告示ありたる日より選舉の期日の前日迄とす
- 四 使用の時間は一回に付五時間を超ゆることを不得

第八十二條 道府縣立學校管理不たる地方長官は前四條に規定する管理者の権限を學校長に委任することを得

第八十三條 前五條の規定は第七十六條の營造物の設備の使用に之を準用す但し公立學校長に該當する者なき場合に於ては第八十一條中公立學校長とあるは管理者とす

第八十四條 第七十六條の營造物の設備の使用に付一般に使用に關する料金を徴收の定め

るものに關しては其の料金を徴收することを妨げず

第八十五條 公立學校又は第七十六條の營造物の設備の使用の準備及其の後片付等に要する費用は使用の許可を受けたる者の負擔とす

公立學校又は第七十六條の營造物の設備の使用に因り其の設備を損傷したるときは使用の許可を受けたる者に於て之を賠償し又は原狀に復すべし

第八十六條 地方長官は公立學校又は第七十六條の營造物の設備の管理者が本章の規定に違反して又は不當に使用の許可を爲し又は爲さざるときは使用の許可を取消し又は使用の許可を爲すことを得

第八十七條 地方長官は選舉運動の爲にする公立學校又は第七十六條の營造物の設備の使用に關し本章に定むるものの外必要な規定を設くることを得

第十三章 通至難の島嶼に於ける
第八十八條 北海道根室支廳管内國後郡、紗那郡、樺皮郡及蘆取郡に於ける選舉に關しては第八十九條乃至第七十七條の規定に依る

第九十一條 削除
 第九十二條 削除
 第九十三條 衆議院議員選舉法第十六條第一項に定むる出訴期間は決定の通知を受けた日より三十日以内とする
 第九十四條 衆議院議員選舉法第三十一條第二項乃至第四項の規定及第三十四條中投票を受理すべからずと決定したる場合に關する規定は之を適用せず
 第九十五條 投票管理者は投票の翌日投票所に於て衆議院議員選舉法第四十八條、第四十九條第二項及第五十一條の例に依り開票管理者に屬する職務を行ふ此の場合に於ては投票立會人は其の例に依り開票立會人に屬する職務を行ふ
 第三十九條の規定は前項の規定に依り投票を點檢する場合に之を準用す
 第九十六條 各議院候補者の得票数の計算終りたるときは投票管理者は其の得票数を朗讀すべし
 第九十七條 投票の點檢終りたるときは投票管理者は直に其の結果を開票管理者に報告すべし
 第九十八條 投票管理者は點檢済に係る投票の有効無効を區別し各之を封筒に入れ立會人と共に之に封印を施すべし
 第三十四條の規定に依り受理すべからずと

決定したる投票は投票管理者之を其の儘他の封筒に入れ投票立會人と共に之に封印を施すべし
 第九十九條 投票管理者は前四條の規定に依る手續に關する願末書を作成し投票立會人と共に署名し投票録及前條の投票と併せて開票管理者に之を送致すべし
 第一百條 投票管理者は豫め開票の日時を告示すべし
 第一百一條 選舉人は其の投票所に就き開票の參觀を求むることを得
 第一百二條 天災其他避くべからざる事故に因り投票を行ふことを得ざるるときは更に之を行ふ必要あるときは投票管理者は更に期日を定め投票を行はしむべし
 前項の規定は開票に之を準用す
 投票管理者第一項の規定に依り投票の期日を定めたるときは少くとも五日前に之を告示し前項の規定に依り開票の期日を定めたるときは豫め之を告示すべし
 投票管理者第一項又は第二項の規定に依り投票又は開票の期日を定めたるときは直に之を開票管理者、選舉長及地方長官に報告すべし
 第一百三條 開票管理者は第九十七條の報告及衆議院議員選舉法第三十五條又は第三十六條の規定に依り送致せられたる投票面の總

て到達したる翌日開票を行ふべし
 開票管理者は前項の投票面の投票に付衆議院議員選舉法第四十九條第一項及第二項の規定に依る手續を終りたるときは前項の報告を調査し投票區毎に各議員候補者の得票数を朗讀し終りに各議員候補者の得票總数を朗讀すべし
 第九十七條の報告遲滞の虞あるときは其の報告總て到達せざるも投票面の總て到達したる翌日以後は開票管理者は其の投票面の投票及前日迄に到達したる報告に付前項の例に依り開票の手續を爲すことを得
 前項の規定に依り開票を行ひたる場合に於ては開票管理者は報告の總て到達したる日又は其の翌日更に開票所に於て調査未済の報告を調査し該報告に付投票區毎に各議員候補者の得票数を朗讀し終りに前項の規定に依る得票總数を朗讀したる各議員候補者の得票總数を朗讀すべし
 第二項及前項の場合に於ては開票管理者は直に其の結果を選舉長に報告すべし
 第九十四條 第九十七條の報告に關する書類及第九十九條の規定に依り送致を受けたる願末書は開票管理者に於て議員の任期間之を保存すべし
 第一百五條 選舉の一部無効と爲り更に選舉を行ひたる場合の開票に於ては其の選舉に係

第九十七條の報告を調査すべし
 第九十八條 衆議院議員選舉法第六條の規定に依り届出づべき事項に付同條の定むる期間内に届出づること能はざる情況ありと認むるときは地方長官は第八十八條の地域に關する部分に限り分別して適宜に其の期間を延長することを得
 地方長官前項の規定に依り届出期間を延長したるときは直に其の旨を告示すべし
 第八十八條の地域に關する當選人に對する衆議院議員選舉法第八十四條第一項に定むる出訴期間は第一項の規定に依り延長したる期間と同一の期間之を延長す
 第九十七條 衆議院議員選舉法第二百二十八條の規定は投票立會人正當の事故なくして第九十五條又は第九十九條に定めたる義務を缺きたる場合に之を適用す
 第九十八條 東京府青ヶ島に於ては名主は其の年十二月十九日迄に選舉人名簿を支廳長に送付すべし
 前項の規定に依り送付を受けたる選舉人名簿は支廳長に於て之を管理すべし
 第一項の規定に依り選舉人名簿を支廳長に發送したる時確定判決に依り之を修正すべきときは名主は直に其の旨を支廳長に報告すべし
 支廳長前項の報告を受けたるときは直に名

簿を修正し其の旨を告示すべし
 選舉人名簿を其の年十二月十九日迄に支廳長に送付すること能はざる情況ありと認むるときは地方長官は適宜に選舉人名簿の複製、縦覽、修正の申立及修正の申立の決定に關する期日又は期間を定め併せて之を告示し其の年十二月十九日迄に選舉人名簿を送付せしむることを得
 第一項の區域に於ける選舉に關しては第九十三條及第九十六條の規定を準用す但し地方長官とあるは警視總監とす
 投票所は支廳に之を設け投票管理者の職務は支廳長之を行ふ
 衆議院議員選舉法第二十四條第二項の規定に依り投票立會人の選任を爲す場合に於ては官吏又は吏員の中に就き之を選任することを得
 第九十九條 沖縄縣大東島に於ける選舉人名簿に關する町村長の職務は地方長官の定めたる官吏之を行ふ
 前項の區域に於ける選舉に關しては第九十三條乃至第九十七條の規定を準用す但し投票管理者の職務は地方長官の定めたる官吏之を行ふ
 第十四章 補 則
 第一百十條 地方長官衆議院議員選舉法第四百十三條の規定に依り選舉事務長が同法第百

十二條又は第百十三條の罪を犯し刑に處せられたる旨の裁判所の長の通知を受けたるときは直に之を關係選舉長に通知すべし
 選舉長前項の通知を受けたるときは直に其の旨を告示すべし
 第九十一條 衆議院議員選舉法第四十四條及第四十五條の二及第百四十五條の規定は本令の適用に付之を準用す
 附 則
 本令は次の地選舉より之を施行す
 北海道衆議院議員選舉特別例之を廢止す
 銀行法 (昭和二年三月法律第二十二號)
 第一條 左に掲ぐる業務を營む者は之を銀行とす
 一 預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと
 二 代替取引を爲すこと
 營業として預金の受入を爲す者は之を銀行と看做す
 第二條 銀行業は主務大臣の免許を受くるに非ざれば之を營むことを得ず
 第三條 銀行業は資本金百萬元以上の株式會社に非ざれば之を營むことを得ず但し勸令を以て指定する地域に本店又は支店を有する銀行の資本金は二百萬圓を下ることを得ず

前項但書の規定に依り地域の指定ありたる場合に於て其の地域に本店又は支店を有する銀行にして資本金二百萬圓未満のものは指定の日より五年を限り前項但書の資本金に依らざることを得

第四條 銀行は其の商號中に銀行なる文字を用ふべし
銀行に非ざるものは其の商號中に銀行たることを示すべき文字を用ふることを得ず

第五條 銀行は擔保附社債信託法に依り擔保附社債に關する信託業を營み又は保函預りその他の銀行業に附隨する業務を營むの外他の業務を營むことを得ず
第六條 銀行は左の場合に於ては主務大臣の認可を受くべし
一 商號を變更せんとするとき
二 資本金を變更せんとするとき
三 支店其の他の營業所又は代理店を設置せんとするとき
四 本店其の他の營業所の位置を變更せんとするとき
五 支店以外の營業所を支店に變更せんとするとき
第七條 銀行は代理店主をして其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設けしむることを得ず
銀行の代理店主は其の代理事務に關し代理

店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設けることを得ず
第八條 銀行は資本の總額に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其の利益の十分の一以上を積立つべし
第九條 銀行の營業年度は一月より六月迄及七月より十二月迄とす
第十條 銀行は營業年度毎に業務報告書を作成して之を主務大臣に提出すべし
第十一條 銀行は營業年度毎に主務大臣の定める様式に依り貸借對照表を作成して之を公告すべし
第十二條 銀行の監査役は銀行の業務及財産の狀況に關する調査の結果を記載したる監査書を毎營業年度二回作成して之を本店に備へ置くべし
第十三條 銀行の常務に従事する取締役又は支配人が他の會社の常務に従事せんとするときは主務大臣の認可を受くべし
第十四條 銀行の合併は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず
第十五條 銀行が合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項の規定に依りて爲すべき催告は預金者に對しては之を爲すことを要せず
第十六條 銀行が合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項但書の期間は

一月迄之を下すことを得合併に因る株式併合の場合に於て商法第二百二十條の二但書の期間に付亦同じ
第十七條 銀行が合併に因りて貯蓄銀行法第一條第一項の業務に屬する契約に基く權利義務を承継したる場合に於ては其の契約の完了する迄仍其の契約に關する業務に限り之を繼續することを妨げず
貯蓄銀行法第九條、第十條及第十五條の規定は前項の場合に之を準用す
第十八條 銀行の休日、祝日、日曜日其の他銀行の營業所所在地に行はるる一般の休日に限る
銀行が天災其の他避くべからざる事變に因り臨時に休業するときは直に其の旨を公告し地方長官に届出づべし
第十九條 銀行が預金の拂戻を停止するときは直に其の旨を公告し事由を具して主務大臣に届出づべし
第二十條 主務大臣は何時にても銀行をして其の業務に關する報告を爲さしめ又は監査書其の他の書類帳簿を提出せしむることを得
第二十一條 主務大臣は何時にても都下の官吏に命じて銀行の業務及財産の狀況を調査せしむることを得
第二十二條 主務大臣は銀行の業務又は財産

求に因り又は職權を以て裁判所之を選任す其の清算人の解任亦同じ
第二十八條 前條の場合を除くの外裁判所は利害關係人の請求に因り又は職權を以て清算人を解任することを得
前項の規定に依り清算人を解任したるときは裁判所は清算人を選任することを得
第二十九條 裁判所は銀行の清算事務及財産の狀況を檢査し、財産の供託を命じ其の他清算の監督に必要な命令を爲すことを得
第三十條 銀行の清算、破産又は強制和議の場合に於て裁判所は銀行の檢査監督に従事する官吏に對し意見を求め又は檢査若し調査を囑託することを得
第三十一條 銀行の清算、破産又は強制和議の場合に於て銀行の檢査監督に従事する官吏は裁判所に對し意見を述ぶることを得
第三十二條 本法施行地外に本店を有する銀行が本法施行地内に支店、出張所又は代理店を設け銀行業を營まんとするときは各營業所毎に代表者を定め第二條の規定に依り免許を受くべし
前項の規定に依り免許を受けたるときは該營業所は本法の適用に付之を銀行と看做す此の場合に於ては第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及第二十七條乃至前條の規定に拘らず命令を

の狀況に依り必要と認むるときは業務の停止又は財産の供託を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得
第二十三條 銀行が法令、定款若しは主務大臣の命令に違反し又は公益を害すべき行為を爲したるときは主務大臣は業務の停止若しは取締役、監査役の改任を命じ又は營業の免許を取消すことを得
第二十四條 主務大臣は業務の停止を命ぜられたる銀行に對し其の整理の狀況に依り必要と認むるときは營業の免許を取消すことを得
第二十五條 銀行業の廢止又は銀行の解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず
第二十六條 銀行が其の目的を變更し他の業務を營む會社として存続する場合に於ては銀行に關する事務を管理する主務大臣は其の會社が預り債務を完済するに至る迄財産の供託を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得合併に因り銀行に非ざる會社が銀行の預金債務を承継したる場合亦同じ
第二十條及第二十一條の規定は前項の場合に之を準用す
第二十七條 銀行が營業の免許を取消されたるときは之に因りて解散す
前項の場合に於て清算人は利害關係人の請

以て別段の規定を設けることを得
第一項の免許に付ては主務大臣は特に必要なる制限を附することを得
第三十三條 主務大臣の免許を受けずして銀行業を營みたる者は五千圓以下の罰金に處す
第三十四條 左の場合に於ては取締役、監査役、支配人、清算人又は本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地に於ける代表者を一年以下の懲役若し禁錮又は千圓以下の罰金に處す
一 業務報告書又は監査書の不實の記載、虚偽の公告其の他の方法に依り官廳又は公衆を欺罔したるとき
二 本法に依る檢査に際し帳簿書類の隱蔽、不實の申立其の他の方法に依り檢査を妨げたるるとき
第三十五條 左の場合に於ては取締役、監査役、支配人、代理店主(代理店主法人なるときは其の業務を執行する社員、取締役其の他法人の代表者又は外國會社の代表者)、清算人又は本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地に於ける代表者を十圓以上千圓以下の過料に處す但し其の行為に付刑を科すべきときは此の限に在らず
一 第五條乃至第八條又は第十三條の規定に違反したるとき

二 第十七條に於て準用する貯蓄銀行法第九條の規定に違反したるとき
 三 本法に依り銀行に備へ置くべき書類の備付若し主務大臣に提出すべき書類の提出を怠り、之に記載すべき事項を記載せず又は之に不實の記載を爲したるとき
 四 本法に定めたる届出若し公告を爲すことと怠り又は不實の届出若し公告を爲したるとき
 五 第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九條の規定に依り主務大臣又は裁判所の爲したる命令に違反したるとき
 六 本法に基きて發する命令に違反したるとき
 第三十六條 第四條第二項の規定に違反したる者は十圓以上百圓以下の過料に處す
 第三十七條 銀行が本法に依り爲すべき公告は新聞紙に依るべし
 附 則
 第三十八條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 第三十九條 銀行條例は之を廢止す
 舊法に依りて營業の認可を受けたる銀行にして本法施行の際現に存するものは第四十條及第四十一條の定むる制限に従ひ本法に依りて免許を受けたる銀行と看做す

舊法に依りて爲したる認可、處分其の他の行爲は本法中之に相當する規定ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做す
 第四十條 前條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものは本法施行後五年を限り仍其の營業を繼續することを得
 商法施行前に設立したる合資會社にして舊法に依り營業の認可を受けたる銀行が本法施行後五年内に其の組織を變更し又は合併に因り株式會社と爲りたるときは前項の規定に拘らず其の營業を繼續することを得
 前項の組織變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
 第四十一條 第三十九條第二項の銀行の資本金に付ては本法施行後五年を限り第三條第一項本文の規定を適用せず第三十九條第二項の銀行の合併に因りて設立したる銀行の資本金に付亦同じ
 命令を以て定むる人口一萬未滿の地に本法施行の際現に本店を有する銀行に付ては第三條第一項本文の規定を適用せず但し其の資本金は本法施行後五年内に五十萬圓以上と爲すことを要す
 第四十二條 本法施行の際現に銀行にして其の商號中に銀行なる文字を用ひざるもの及銀行に非ずして其の商號中に銀行たること

を示すべき文字を用ふるものに付ては本法施行後六月を限り第四條の規定を適用せず
 第四十三條 本法施行の際現に第五條の業務以外の業務を營む銀行は本法施行後五年を限り仍其の業務を繼續することを得
 第四十四條 第三十九條第二項の銀行の本法施行の際現に有する本店及支店以外の營業所又は代理店は本法施行後一年内に主務大臣の認可を受くるに非ざれば之を存續することを不得す
 前項の認可申請書は本法施行後三月内に主務大臣に提出すべし
 第四十五條 本法施行の際現に銀行の常務に従事する取締役又は支配人にして他の會社の常務に従事する者は本法施行後一年を限り主務大臣の認可を受けずして引續き其の會社に常務に従事することを不得
 第四十六條 第三十九條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のもの、業務廢止に付ては主務大臣の認可を受くべし
 第四十七條 本法中取締役に関する規定は第三十九條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものに付ては其の營業主(營業主法人なるときは其の業務を執行する社員)に之を準用す

公益質屋法

(昭和二年三月) 法律第三十五號

第一條 市町村又は公益法人は本法に依り公益質屋を經營することを得
 公益法人公益質屋を經營する場合に於ては業務所を定め地方長官の認可を受くべし
 第二條 本法に依る公益質屋に非ざれば其の名稱中に公益質屋たることを示すべき文字を用ふることを不得す
 第三條 國庫は勅令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て市町村又は公益法人に對し公益質屋の設備に要する經費の二分の一以内を補助す
 第四條 貸付金額は一口に付十圓、二世帯に付五十圓を超ゆることを得ず但し地方長官の認可を受けたる場合に於ては此の限に在らず
 第五條 貸付利率は一月に付百分の一・二五を超ゆることを得ず但し特別の事情ある地方に於て地方長官の認可を受けたる場合に於ては此の限に在らず
 利子の計算に關する期間に付ては月を以て計算し民法第四百十條乃至第四百十三條の規定を適用す但し一月に滿ちざる日数が十六日以上なるときは之を一月とし其の十六日未滿なるときは之を半月として計算す
 第六條 貸付金に對する利子にして一錢未滿の端數を生じたるときは其の端數は之を切捨つ其の金額一錢未滿なるときは之を一錢

とす
 第七條 公益質屋に於ては其の質契約に關して元金及利子の外何等の名稱を以てするも質置主より金錢其の他の利益を受くることを不得す
 第八條 流質期限は質契約成立の日より四月未滿の期間内に於て之を定むることを得ず四月未滿の期間内に於て之を定めたるときは其の期間を四月とす
 第九條 流質期限到來前に於て質物の交換又は質物の一部の受戻を爲したるときと雖も利子の計算及流質期限に付ては質契約の變更なきものと看做す
 第十條 質置主は命令の定むる所に依り一部辨済を爲すことを得
 第十一條 流質物は競争入札に依りて之を賣却すべし
 特別の事情ある場合に於ける流質物の處分に關しては命令を以て之を定む
 第十二條 流質物處分前に於て質置主が元金、利子及流質期限經過後質契約が存續したりとせば支拂ふことを要すべき利子に相當する金額を支拂ひたるときは流質物は之を返還すべし
 第十三條 流質物の賣却代金より元金及利子に相當する金額並に命令を以て定むる手数料を控除したる殘餘金は之を質置主に交付

すべし
 流質物を一括して賣却したる場合に於ける各該質物に對する代金の計算に關しては命令を以て之を定む
 第十四條 前條第一項の規定に依り交付すべき殘餘金額は之を質置主に通知すべし前項の通知を發したる日より六月を経過したるときは殘餘金の交付を請求することを不得す
 第十五條 質屋取締法第二條乃至第八條、第十條乃至第十七條及第二十條の規定は公益質屋に之を準用す
 質屋取締法第十二條の規定は第十二條の流質物の返還及第十三條第一項の殘餘金の交付に之を準用す
 第十六條 本法に違反する質契約にして質置主に不利なるものは其の不利なる部分に限り之を爲さざるものと看做す
 第十七條 公益法人の經營する公益質屋の監督上必要あるときは地方長官は其の業務に關する諸般の報告を爲さしめ書類帳簿を徴し及業務又は會計を檢閲することを不得
 第十八條 第二條の規定に違反したる者は百圓以下の過料に處す
 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す
 第十九條 公益質屋を經營する公益法人の理事又は従業員左の各號の一に該當するときは

は百圓以下の罰金に處す

一 第十五條の規定に依り準用する賃屋取
締法第二條乃至第四條、第五條第一項第
二項、第六條、第七條第一項、第八條第
一項、第十四條又は第十七條の規定に違
反したるとき

二 第十五條の規定に依り準用する賃屋取
締法第十五條の場合に於て虚偽の陳述を
爲し又は故意に物品若し帳簿を毀損し失
したるとき

第二十條 本法中町村に關する規定は町村制
を施行せざる地に於ては町村に準すべきも
の之を適用す

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む（勅令
第二百三十一號により昭和二年八月十日より
施行）

本法施行の際現に市町村又は公益法人の經營
する公益質屋は本法に依る公益質屋と看做す
市町村又は公益法人の經營する公益質屋に於
て本法施行前に爲したる質契約は本法に拘ら
ず仍其の效力を有す

兵役法（昭和二年三月
法律第四十七號）

第一章 總 則

第一條 帝國臣民たる男子は本法の定むる所
に依り兵役に服す

第二條 兵役は之を常備兵役、後備兵役、補
充兵役及國民兵役に分つ

常備兵役は之を現役及豫備役に、補充兵役
は之を第一補充兵役及第二補充兵役に、國
民兵役は之を第一國民兵役及第二國民兵役
に分つ

第三條 志願に依り兵籍に編入せらるる者の
兵役に關しては勅令の定むる所に依る

第四條 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せ
られたる者は兵役に服することを得ず

第五條 現役は陸軍に在りては二年、海軍に
在りては三年とし現役兵として徵集せられ
たる者之に服す

第六條 豫備役は陸軍に在りては五年四月、
海軍に在りては四年とし現役を終りたる者
之に服す

第七條 後備兵役は陸軍に在りては十年、海
軍に在りては五年とし常備兵役を終りたる
者之に服す

第八條 第一補充兵役は陸軍に在りては十二
年四月、海軍に在りては一年とし現役に適
する者にして其の年所要の現役兵員に超過
する者の中所要の人員之に服す

第九條 第二補充兵役は十二年四月とし現役に適す
る者の中現役又は第一補充兵役に徵集せら
れたる者之に服す

れざる者及海軍の第一補充兵役を終りたる
者之に服す但し海軍の第一補充兵役を終り
たる者に在りては十一月四月とす

第九條 第一國民兵役は後備兵役を終りたる
者及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にし
て補充兵役を終りたる者之に服す

第二國民兵役は戸籍法の適用を受くる者に
して常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一
國民兵役に在らざる年齢十七年より四十年
迄の者之に服す

第十條 年齢二十五年迄に師範學校を卒業し
たる者（小學校の教職に就く資格を失ひ
たる者を除く）の現役は第五條の規定に拘
らず五月とす但し師範學校の教職を終了せ
ざる者に在りては七月とす

前項の規定に依り現役に服する者は現役中
之を短期現役兵と稱す

短期現役兵其の現役を終りたるときは直に
第一國民兵役に服す

第十一條 現役兵にして青年訓練所の訓練又
は之と同等以上と認むる訓練を終了したる
者の在營期間は六月以内之を短縮すること
を得

前項に規定する認定及在營期間短縮に關す
る事項は勅令を以て之を定む

第十二條 現役兵にして前條の規定の適用を
受けざる者の在營期間は軍事上妨げなきと
す

第十三條 現役兵にして入營前又は入營後
六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられた
る者の在營、刑の執行を受けたる日數及在
營中逃亡したる者の逃亡中の日數は之を現
役期間に算入せず

第十四條 戸籍法の適用を受くる者にして
前年十二月一日より其の年十一月三十日迄
の間に於て年齢二十年に達する者は本法中
別段の規定あるものを除くの外徴兵検査を
受くることを要す

第十五條 前項に規定する年齢は之を徴兵年齢と稱す

第十六條 戸主は其の家族中毎年十二月一
日より同月三十一日迄の間に年齢二十年と
爲る者あるときは翌年一月中旬に、一月一
日より十一月三十日迄の間に年齢二十年と爲
る者あるときは其の年一月中旬に本籍の市町
村長に届出づべし戸主年齢二十年と爲ると
き亦同じ但し命令を以て定むる者に付ては
此の限に在らず

第十七條 兵員を徵集する爲徴兵區を設く
徴兵區は之を徵募區に分つ

第十八條 徴兵區の種類及區域並に徵募區の區域に關
しては勅令の定むる所に依る

第十九條 現役兵及第一補充兵の員數は之
を徴兵區に配賦し更に之を徵募區に配賦す
前項に規定する配賦は徴兵區又は徵募區に

きに限り勅令の定むる所に依り六十日以内
之を短縮することを得

第十三條 現役兵にして一年六月以内に於て
教育を終了し得る兵種に屬する者の在營期
間は前二條の規定に拘らず勅令の定むる所
に依り之を短縮することを得

第十四條 現役兵にして在營中左の各號の一
に該當する者の在營期間は之を短縮するこ
とを得

一 品行方正學術勤務の成績優秀なる者
二 定員に對し過剩と爲りたる者

第十五條 前四條の規定は短期現役兵に之を
適用せず

第十六條 第十一條乃至第十四條の規定に依
り在營期間を短縮する場合に於ては現役期
間内に未入營期間又は歸休期間を置く

第十七條 現役又は補充兵役は現役兵又は補
充兵として徵集したる年の十二月一日より
之を起算す

短期現役兵の現役は入營の月の一日より之
を起算す
戦時又は事變の際其の他必要ある場合に於
ては前二項の規定する起算の日を變更する
ことを得

第十八條 第五條乃至第八條、第九條第一項
及第十條に規定する服役は其の期間に拘ら
ず年齢四十年を以て限とす

本籍を有し徴兵検査を受くべき者の見込數を基準として之を行ふ

第二十七條 前項の規定に依り配賦したる兵員は當該徵募區に本籍を有する者より之を徵集す

第二十八條 徵兵區又は徵募區に配賦したる兵員を當該徵兵區又は徵募區に於て充足し難きときは其の不足員數を他の徵兵區又は徵募區に配賦し徵集することを得

第二十九條 徵兵検査は徵兵検査を受くべき者の本籍所在の徵募區に於て之を行ふ但し身體検査に限り本籍所在の徵募區以外の地に於て行ふことを得

第三十條 徵兵検査を受くべき者徴兵検査を受くべき年に於て之を受けざるときは次年に於て徵兵検査を行ふ

第三十一條 身體検査を受けたる者にして現役兵又は第一補充兵として徵集せらるべき者は他の徵募區に轉屬するも之を轉屬前の徵募區の配賦人員に充て徵集す

第三十二條 身體検査を受けたる者は左の如く之を区分す

- 一 現役に適する者
- 二 國民兵役に適するも現役に適せざる者
- 三 兵役に適せざる者
- 四 兵役の適否を判定し難き者

前項に規定する區分の標準は勅令の定むる

所に依る

第三十三條 現役に適する者は勅令の定むる所に依り體格等位の優劣に従ひ各徵募區の配賦人員に應じ現役兵、第一補充兵の順序に之を徵集す此の場合に於て體格等位同一なる者は本法中別段の規定あるものを除くの外兵種毎に抽籤の法に依り徵集順序を定む

前項の規定に依り徵集すべき者の屬する兵種は各徵募區の配賦人員に應じ其の身材、藝能及職業に依り之を定む

現役に適する者にして現役兵又は第一補充兵に徵集せざる者は之を第二補充兵に徵集す

現役兵として徵集せらるべき者にして其の屬する兵種定まりたる者は本人の願に依り第一項に規定する抽籤に加ふることもなく現役兵に之を徵集することを得

第三十四條 國民兵役に適するも現役に適せざる者は之を徵集せず

第三十五條 兵役に適せざる者は兵役を免除す

第三十六條 兵役の適否を判定し難き者に付ては徵集を延期し爾後適否を決定し得るに至る迄毎年徵兵検査を行ふ

第三十七條 徵兵検査を受くべき者勅令の定むる所に依り兵役に適せずと認むる疾病其

の他身體又は精神の異常の者なるときは其の事實を證明すべき書類に基き身體検査を行ふことなく兵役を免除することを得

第三十八條 短期現役兵たるの資格を有する者にして現役に適する者は第三十三條の規定に拘らず之を短期現役兵に徵集す

第二十六條乃至第二十八條の規定は短期現役兵の徵集に關し之を適用せず

第三十九條 徵兵検査を受くべき者左の各號の一に該當するときは徵集を延期することを得

- 一 禁錮以上の刑に該當すべき犯罪の爲豫審又は公判中なるとき
- 二 犯罪の爲拘禁中なるとき
- 三 刑の執行停止中なるとき
- 四 假出獄中なるとき
- 五 少年法の定むる所に依り感化院矯正院又は病院に收容中なるとき
- 六 矯正院法の定むる所に依り假退院中なるとき

前項の規定は現役に適する者にして未だ徵集順序定まらざる者に之を準用す

前二項の規定に依り徵集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ

第四十條 徵兵検査を受けたる者現役兵として徵集せらるるに因り家族（戸主を含み本

人と世帯を同じくする者に限る）が生活を爲すこと能はざるに至るべき確證ある場合に於ては二年間徵集を延期す但し故意に其の事故を作爲したるときは此の限に在らず前項の規定に依り徵集を延期せられたる者其の延期期間内に於て其の事由止むときは事由止む年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ

第一項の規定に依り徵集を延期せられたる者其の延期期間を過ぎ其の事由止まざるるときは之を過ぎたる年の翌年に於て徵兵検査を行ふ但し現役兵又は第一補充兵として徵集することなし

第一項の延期期間は徵兵検査を受けたる年の十二月一日より之を起算す

第四十一條 中學校又は中學校の學科程度と同年以上と認むる學校に在學する者に對しては本人の願に依り學校の修業年限に應じ年齢二十七年に至らぬ徵集を延期す

前項に規定する認定及年齢の區分に關しては勅令を以て之を定む

第一項の規定に依り徵集を延期せられたる者は在學の事由止む年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ但し一の學校卒業の日より六月以内に他の學校に入學する者に付ては徵集延期の事由尙繼續するものと看做す

第二項の年齢の區分に基き最高年齢に達す

るも在學の事由尙止まざる者は最高年齢に達したる年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ

第四十二條 徵兵適齡及其の前より帝國外の地に在る者（勅令を以て定むる者を除く）に對しては本人の願に依り徵集を延期す

前項の規定に依り徵集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ

第四十三條 前條第一項の規定に依り徵集を延期せられたる者にして直系尊屬若し妻子の死亡若し重傷の爲又は官廳の命に依り一時帝國内に歸還する者は徵集延期の事由尙繼續するものと看做す但し歸還後の滞在期間九十日を超過するときは此の限に在らず前項に規定する場合を除くの外前項第一項の規定に依り徵集を延期せられたる者にして一時帝國内に歸還する者は勅令の定むる所に依り在留地の遠近に應じ一年間一回滞在期間九十日を超過する場合には限り徵集延期の事由尙繼續するものと看做す

前二項の規定に該當する者にして歸還後の滞在期間に於て疾病其他他避くべからざる事故生じ前二項に規定する期間内に出発し難き者あるときは其の滞在期間を延長するものと得此の場合に於ては其の延長したる期間徵集延期の事由尙繼續するものと看做す

第四十四條 前二條の規定は帝國外の地を往復する帝國船舶の船員に之を準用す

第四十五條 家族（戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る）二人以上現役兵として同時に在營する爲事上の支障を生ずべきときは一人の在營間他の者の入營を延期することを得

第四十六條 現役兵として入營すべき者疾病其他避くべからざる事故に因り入營すべき期日に入營し難きときは第三十九條第一項各號の一に該當するときは三十一日以内入營を延期することを得

第四十七條 現役兵として入營すべき者入營の際に身體検査に於て疾病其他身體又は精神の異常に因り三十一日以内に治癒の見込なく且勅令に堪へずと認むる者なるときは之を歸郷せしめ第二十一條の規定の適用を受くる者を除くの外更に徵兵検査を行ふ

前條第二項但書の規定は前項の規定に依り

歸郷せしめられたる者に之を準用す
 第四十八條 現役兵に關員を生じたる場合に於ては服役第一年次の第一補充兵を以て其の徵集順序に従ひ之を補調することを得
 第二十條及第二十八條の規定は前項に規定する補調に之を準用す
 第四十九條 左に掲ぐる者(第一號、第二號、第五號及第六號の者に在りては徵兵適齢を過ぎたる者に限る)徵集せらるる場合に於ては第三十三條第一項に規定する抽籤に加へざるものとす但し二人以上あるときは其の者のみに付抽籤を行ひ徵集順序を定む
 一 第四十一條第三項又は第四項の規定に該當する者
 二 第四十二條第二項又は第四十四條の規定に該當する者
 三 第四十六條第二項の規定に該當する者
 四 第四十七條の規定に該當する者
 五 第六十六條第一項の規定に該當する者
 六 第六十七條の規定に該當する者
 七 第七十四條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者
 八 第七十六條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者
 前項に掲ぐる者の徵集順序は第三十三條第一項の規定に依り抽籤を爲したる者の上位とし同條第四項の規定に依り徵集せらるるべし

き者の徵集順序は前項に掲ぐる者の上位とす
 第五十條 第七十四條又は第七十六條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者に對しては第四十條乃至第四十二條、第四十四條及第四十五條の規定に依る延期を爲さず
 第五十一條 戶籍の記載の抹消又は潰漏其の他の事由に因り戶籍に記載せられざる爲本籍を有せざる者にして徵兵検査を受くべき者を發見したるときは發見の年又は其の翌年に於て徵兵検査を行ふ
 徵兵検査を受けたる者戶籍に記載せられぬ出生年月日の訂正に因り徵兵適齢又は徵兵適齢未滿と爲りたるときは左の各號の一に該當する者を除くの外更に徵兵検査を行ふ
 一 現役中の者又は現役を終りたる者
 二 補充兵にして教育の爲召集中の者又は其の召集を終りたる者
 三 第三十七條の規定に依り兵役を免除せられたる者
 第五十二條 戶籍法の適用を受けざる者にして徵兵適齢を過ぎ戶籍法の適用を受くる者の家に入りたる者に對しては徵集を免除す
 前項の規定は徵兵適齢を過ぎ帝國の國籍を取得し又は回復したる者に之を準用す
 第五十三條 第三十條、第三十六條、第三十

九條第三項、第四十條第二項若は第三項、第四十一條第三項若は第四項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に依り徵兵検査を受くべき者年齢三十七年を過ぎたるときは徵集を免除す
 前項の年齢は第十七條第一項又は第二項に規定する現役又は補充兵役の起算の日に於ける年齢とす
 第四章 召 集
 第五十四條 歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又は國民兵は平時又は事變に際し必要に應じ之を召集す
 第五十五條 歸休兵は在管兵の補調其他必要ある場合に之を召集することを得
 服役第一年次の豫備兵は豫備兵其他の必要に因り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合に之を召集することを得
 第五十六條 豫備兵及後備兵は勤務演習の爲豫備役及後備兵役を通じ五回以内之を召集することを得
 前項に規定する召集は一年一回とし一回の日数は陸軍に在りては三十五日以内、海軍に在りては七十日以内とす
 第五十七條 第一補充兵は教育の爲百二十日以内之を召集することを得

第五十八條 補充兵にして軍隊に於て教育を受けたる者は勤務演習の爲之を召集することを得
 第五十六條の規定は前項に規定する召集に之を準用す
 第五十九條 勤務演習に召集せられたる者召集中犯罪の爲又は正當の事由なく勤務演習を關したるときは其の關したる日數又は回数勤務演習の日數又は回数に算入せず正當の事由なく召集の期日に後れたるとき亦同じ
 前項の規定は教育の爲召集せられたる者に之を準用す
 第六十條 歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得
 第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして左の各號の一に該當する者に對しては勤務演習召集又は簡閱點呼を免除することを得
 一 餘人を以て代ふべからざる職に在る官吏又は官中待遇者
 二 市町村長、助役、収入役其他の他之に準すべき職に在る者
 三 帝國議會、府縣會、市町村會其他之に準すべき物の議員但し其の會期中に限る
 四 帝國外の地に旅行又は在留する者

五 帝國外の地を往復する帝國船舶の船員
 第六十二條 召集せられたる者疾病其の非避くべからざる事故に因り召集に應じ難きときは十日以内召集を延期することを得
 召集せられたる者第三十九條第一項各號の一に該當し召集期日に召集に應じ難きときは又は前項の規定に依り召集を延期せられたる者其の延期期間内に召集に應じ難きときは召集期日又は召集年次を變更す
 前二項の規定は簡閱點呼に參會を命ぜられたる者に之を準用す
 召集せられたる者入營の際行ふ身體検査に於て疾病其他身體又は精神の異常に因り勤務に堪へずと認むる者なるときは召集を免除す
 第六十三條 召集せられたる者召集に因り家族(戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る)が生活を爲すこと能はざるの確證ある場合に於ては召集を免除す但し故意に其の事故を作爲したるときは此の限に在らず
 第五章 雜 則
 第六十四條 第一補充兵にして第四十八條の規定に依り現役兵の補調に充てられ現役に服するに至りたる者の既に服したる第一補充兵役の期間は之を現役の期間に通算す
 第六十五條 第四十六條の規定に依り後れて

入營したる者又は第四十八條第一項の規定に依り補調として後れて入營したる者と雖も其の在營期間の計算に關しては後れずして入營したるものと爲す但し犯罪の爲又は正當の事由なく後れて入營したる者は此の限に在らず
 前項の規定は第六十二條第一項の規定に依り召集を延期せられたる者にして其の延期期間内に召集に應じたる者に之を準用す
 第六十六條 志願に依り兵籍に編入せられたる者にして兵籍より除かるに至りたる者勅令の定むる期間服役せざる者なるときは更に徵兵検査を行ふ
 前項の規定に依り徵兵検査を受けたる者現役兵として徵集せられたる場合に於ける現役期間の計算は勅令の定むる所に依る
 第六十七條 短期現役兵として現役を終りたる者年齢二十八歳迄の間に於て左の各號の一に該當するときは更に徵兵検査を行ふ此の場合に於て現役兵として徵集せられたるときは前項の現役期間を後の現役期間に、前に在營したる期間を後に在營すべき期間に通算す但し第十三條の規定に該當する現役兵として徵集せられたるときは前に在營したる期間を後に在營すべき期間に通算せず
 一 小學校の教職に就くの資格を失ひたる

二 現役を終りたる日より六月を超過したる日及其の後に於て小學校の教職に在らざる者

前項の規定は短期現役兵として現役中小學校の教職に就く資格を失ひたる者に之を準用す

第六十八條 本法に規定するものの外兵役に關し必要な届出に付ては命令の定むる所に依り之を爲さしむることを得

第六十九條 市町村長は兵役(第二國民兵役を除く)に在る者に付命令の定むる所に依り其の戸籍の欄外に兵役の略符號を附すべし

戸籍法第三條の規定は前項に規定する事務に之を準用す

第七十條 本法中本人より届出を爲すべき場合に於て本人事故あるときは戸主之を爲すことを得

第七十一條 本法中戸主に關する規定は戸主未成年者又は禁治産者なるときは戸主の法定代理人に、戸主若し戸主の法定代理人未だ決定せざるとき又は避くべからざる事故あるときは家族中該事を擔當する者に之を適用す

第七十二條 本法中市長に關する規定(第六十一條の規定を除く)は區長を以て戸籍に關する事務を管掌する者と爲したる市に在りては區長に之を適用す

本法中町村長に關する規定は町村長に準すべき者に之を適用す

第七十三條 本法に規定する學校中には帝國外の地に在りて帝國臣民の爲に設置したる學校にして勅令の定むる所に依り指定したるものを包含す

第六節 罰則

第七十四條 兵役を免るる爲逃亡し若し若し又は身體を毀傷し若し若し疾病を作爲し其の他詐僞の行爲を爲したる者は三年以下の懲役に處す

第七十五條 現役兵として入營すべき者正當の事由なく入營の期日に後れ十日を過ぎたるときは六月以下の禁錮に處し戦時に在りて五日を過ぎたるときは一年以下の禁錮に處す

前項の規定は志願に依り兵籍に編入せられ服役する者に之を準用す

第七十六條 正當の事由なく徴兵検査を受けざる者は百圓以下の罰金に處す

第七十七條 第二十四條の規定に依る届出を爲さざる者は五十圓以下の罰金又は料料に處す

第七十八條 前四條の規定は何人を問はず帝國外に於て其の罪を犯したる者に之を適用す

本法は昭和二年十二月一日より之を施行す
本法施行の際現に豫備役に在る者の服役期間は尙舊前の規定に依る此の場合に於ては第五十五條第二項の規定を適用せず
本法施行の際現に補充兵役に在る者は第一補充兵役に服するものとす
本法施行の際現に徴兵令第二十三條の規定に依り入營 逐則せられ居る者に付ては尙舊前の例に依る其の徵集せらるる場合に於ける徵集順序に關しては第四十九條の例に依る
刑法施行法第二十六條第二號を左の如く改む

毛織物の保存法

新しい新聞紙で包んで置くが宜しい。毛織物の害虫は 刷 使はれるインキを嫌ふのだから、新しい新聞紙でないと効果がない。それ故春秋二度位は虫ほしの時に取換へる必要がある。
□織物の錆を取る法
織物の錆を取るには稀硫酸と水とを半々位に混ぜて錆の上に乗らし、暫くの間布片にて拭き、水で洗ひ、次ぎに袖雑巾で拭くと綺麗に取れる。

財政

昭和二年の財界

金融界

不況續きの財界は本年も尙整理の域を脱せず事業界商品界共に不振にして資金の需要減退し金融界は變化的緩慢を續けた。然るに三月に至り震災手形の處理が議會の問題となるに及びこれに關聯せる銀行の窮狀暴露し金融界は空前の大恐慌を起すに至つた。日銀の貸出及び兌換券發行高について見れば左の如し。(單位千圓)

Table with columns for exchange rate (兌換券發行高) and output (出) for various months from January to July of the second year of the Shōwa era.

預金引下げる五厘方引下げを初め各種預金の一齊引下げを斷行し、日銀も引き續き三月九日から第三次利下げを行ひ國債擔保一厘安の日歩一錢七厘商業手形二厘安の日歩一錢六厘とした。然るに三月十五日以來の金融恐慌に依つて金融界の基調は根柢から覆へされ日銀の民間貸出は前記の如く二十億九千九百九十九萬圓を突破し兌換券亦二十六億五千九百九十九萬圓と空前の大膨脹を來し金利の高低の如きは一時全く眼中に置かれなくなつた。

而して銀行は全國一齊に二日間の臨時休業を爲し政府はモラトリアムを施行する等經濟史上に前例なき非常手段を講じ漸く鎮靜するを得たが金融界混亂の跡始末は急速に出來得可くもなく資金の偏在益々顯著となり二流銀行の資金難ある一方一流の有力銀行は資金溢れ其處分に困難を來す程となつた。故に今年度の生糸資金貸出利率は日銀利下げや預金利率引下げも手傳つて居るが資金豊富の折柄と云ふ理由の下に前年春より二厘安前年秋より一厘安に低下せしめた。而も生糸の低落は左程の資金を要せず遊資の横溢は幾何も緩和されなかつた。

一方に於いて休業銀行を多數に出した外多額の預金引出しに遇つた銀行の同期利益金は頗る減少し又預金の増加を來した一流銀行でも其處分難から利益率は却つて減少するの奇

現象を呈し全國銀行は一齊に減配を申合せ銀行の基礎強固を計つた。更らに東京手形交換所社員銀行は銀行業務改善協議を爲し今度の大恐慌に鑑みて銀行業務上各方面の不備なる點を改正した。

コトル市場について見るに從來大口の取引手として出し手銀行の最も上顧客として居た臺灣銀行が休業以來コトル吸收を止め再開店後も全く需要なくなつたのでさらだに遊資の潤澤に備へられて居た一流銀行は處分先なく有り餘つた預金を以て公債の買入を爲すとか、新規貸付を爲すとかして一部を放棄したが日銀へ預けずるもの多く一時日銀の民間預金は四億圓を突破する有様を示した。然るに臺灣銀行の整理案決定した後一億三千七百萬圓のコトルマネーを七月末に一時に返済する事となりこれを受取つた銀行は益々處分に困り遂に三井、三菱、第一、安田、住友、正金の有力銀行はコトル協定申を八年振りに改正して從來の最低率一錢三厘から一錢二厘に引下げた。然し一般市場は資金の需要尙喚起されずコトルレートは日歩九厘から八厘位を囁へ割引日歩も紡績手形の優良なるものは一錢三厘五毛位で取引される有様であつた。

斯の如くして資金の偏在は極端な一部の金融の緩慢を呈したが休業銀行の整理抄らず財界の一角には尙大なる暗影を存し兎角人氣不

銀の儘今朝を推移した。

事業界

不振続きの事業界は本年に入つても依然として物價低落、一般の購買力減退に依つて沈滞の氣味抜けず、殊に三月來の金融界の恐慌は事業界にも大なる影響を與へ各事業會社は何れも融通資金難に陥り其切り抜け策に最も腐心し従つて新規の事業計畫の如きは殆ど顧れない有様を示した。

就中甚だしきは豪銀から資金の新規融通を一切絶たれた鈴木商店の破綻から關係六十有餘の大小會社は窮地に陥り危く免れたものも積極的活動は容易でなくこれが他の人氣に及ぼす影響も大なるものがあつた。又十五銀行の休業に依つて問題となつた川崎造船所も政府の救済打ち切り依つて行き詰りの止むなきに至り其他休業銀行と取引して居た中小の商工業者は相當苦境に置かれた。

其他山十製糸會社の資金難や其他を一々數へ来れば本年は決して事業會社の榮な年ではなかつた。故に下半期に入つては社債類其他の發行に依つて資金を調達し一時を糊塗するものあり大正九年の財界恐慌に比して左程破綻の擴大は見なかつた。

比して減少した。即ち日本銀行調査に依る銀行會社計畫資本を見て一月以降六月迄の累計は八億一千四百萬圓にして前年同期に比すれば六千萬圓の減少である。事業別に示せば左の如し。(單位千圓)

事業	昭和二年	前年比較
銀行業	三、八四〇	減 一七、四三九
信託及金融	六、三三三	增 三、五九三
倉庫業	一、七〇〇	減 七、四〇〇
運輸業	一、一八三	減 三、〇九〇
保險業	三〇、一八七	減 八、三四〇
製造工業	三三、八三三	減 五、八三三
水産業	六、三三三	增 一、〇八八
林業	九、一〇〇	增 一、四三〇
農業	一四、九六六	增 六、八三三
商業其他	八四、六七〇	減 六、四六六

これを見て信託及び特殊商業の一部に於いて前年度より増加を來した以外は殆ど減少のみであり、運輸、電氣、製造工業に於いて特に著しい。

要するに本年度の事業界は尙整理期にあり金融動搖は更に整理を速かならしめた觀があるが相當の混亂を免れなかつた。而も整理の跡は未だ充分とは云へず新規事業の勃興する迄には尙相當の時日を要する筈である。

貿易及爲替

昭和元年の外國貿易は三億三千七百七十五萬圓の輸入超過に終つた。然し對外爲替相場は對米四十八ドル半以上を維持して新春に入り極めて堅實なる歩調を示して居た。而して翌二年四月二十二日金融恐慌の襲撃を蒙り、全國的にモラトリアムを施行するに至り貿易は入超過でありながら爲替は兎も角も對米四十八ドル半を維持して居たのである。即ち三月十五日に於ける東京渡邊銀行及びあかぎ貯蓄銀行の休業發表を受け、爲替市場には別段の衝動を與へず當日の市場は對米四十九ドル十六分の三賣を唱へ紐育の日本向も亦四十九ドル四分の一を傳へたのである。次いで同月十九日の中井銀行の休業二十二日の八十四、中澤、左右田、村井各銀行の休業事件を經たるも同月末の爲替相場は尙且對米四十九ドル八分の一を維持し得た。此間鈴木商店の破綻も亦爲替市場には殆ど暗影を認むることの出來ぬ状態であつた。然るに四月に入りて財界動搖の責任論に依り若槻内閣の影漸く薄からんとするに及び爲替は漸次落調を示すに至り正金銀行の申購的維持策も何等効果を奏する筈なく四月七日には對米四十八ドル八分の七に落ち同月十七日の内閣總辭職十九日の臺灣銀行東京及海外各支店の臨時休業に及び

財政

て急落して對米四十八ドル八分の三となつた豪銀の休業を動機として全國に波及した銀行取付騒ぎは去に同月廿二日の全國的モラトリアムの施行となつたのであるがこの形勢を傳へたる紐育市場は早く二十一日に於て日本向四十六ドル半の出合を見せ内地市場の廿三日は休市ながら氣配は對米四十五ドル賣と迄落し翌二十四日には四十六ドルを一ポイント位切れ込んだ所であつた。然し之を底として我國のモラトリアムが財界安定の爲めに施行された適宜の處置なりとの眞相が海外各市場へ傳へられるに及びて漸次恢復の歩を進め八月中旬には早くも對米四十七ドル半見當に迄恢復し金融恐慌當時購買力平價説によりて對外爲替は對米四十二ドルを通常とすべしと唱へられた所は見事に裏切られて居る。此間の對外貿易は上半期中に於て輸出は九億四千九百一十一萬餘圓輸入は十二億四千三百七十九萬餘圓を示し差引二億九千四百六十八萬餘圓の輸入超過を現した。然しこれを前年同期間の入超四億三百九十萬圓に比する時は實に一億九百〇四圓の入超減である。然も七月に入りては貿易は更に改善の跡を示し七百三十餘萬圓の出超となつて好轉した。故に今後いよ／＼輸出旺盛期に入らば相當の出超を期待し得ると共に爲替市場も強くなるとも軟化するとはないであらうと見込まれる。

財政 三〇五

第五十二回帝國議會を通過したる昭和二年一般會計豫算は、歳入出共總額十七億三千五百八千圓にして、歳入は經常部十四億五千八百一十一萬八千圓、臨時部二億七千九百九十四萬圓、歳出は經常部十一億七千四百九十四萬圓、臨時部五億五千五百一十一萬八千圓であつて、之を前年度に比較する時は、歳入經常部に於て八千四百九十七萬三千圓を、臨時部に於て五百七十七萬三千圓を、同臨時部に於て九千六百七十七萬六千圓を、歳入合計に於て九千六百七十七萬六千圓を、歳出合計に於て九千六百七十七萬六千圓を、これまた増加し、若槻内閣は多年標榜して來た緊縮方針の看板を、自ら破棄し去つたかの觀があつた。殊に片岡謙相の大風呂敷に對しては政府部内にも不平を唱ふるものあり、財界一般の非難は一層甚だしいものがあつた。殊に震災手形法案に對しては、議會中物議を醸した支けにそれだけ一般攻撃の的となつた。其後の財界の推移及び金融恐慌から見て、結果に於て之を是認し得るも、當時の政府の態度に於ては、儘に手落ちがあつたやうである。而して一方その公債政策に就て見るに、昭和二年に於いてはその發行額を一億五千萬圓と限定し、

物價

之を市場に公募せざることとしたが、四月中旬に内閣の更迭を見、田中内閣の出現を見たが、當時に於て高橋蔵相は、郵便局賣出を以て、一般市場公募と同様の影響を及ぼすものであるとなし、七千五百萬圓を市場に求むることを洩らして居たが、その後三土忠造氏、蔵相となるや財界状態著しく變化し、金融恐慌の後を享けて、郵便貯金が激増し、從つて預金部資金の激増を見るに至つたので、一億五千萬圓全部を預金部に於て引受くることとなつた。

東京 倫敦 紐育

東京	倫敦	紐育
昭和二年一月 一七八、五	一五二、二	一四八、一
二月 一八〇、三	一五六、四	一四四、六
三月 一八二、二	一五八、八	一四四、〇

同 四月 一七九〇 一四八八
 同 五月 一七九九 一四七七
 同 六月 一八〇六 一四七五

然し爲替の回復は漸く一段落を告げ残る處は幾何もない程になつたが一般の購買力は益々減退するのみで此方面から見れば物價は益々下落す可きである。然るに事業界の不振から苦境に置かれた製造會社其他の生産業者間に於いて減産操切等の申合せあり石炭、砂糖、毛織物、モスリン、紙等は最早や下落を絶對的防止せんとする以上却つて幾分の値上りを來したるものさへあり全く人為的に物價を或程度以上に止めて置いたと見る可き點が多々ある。

一方需要方面から見れば貿易の入超は前年

昭和二年 金融恐慌史

昭和二年の財界に於いて最も重大な事件は三月から四月にかけての銀行界大動搖である。其の範圍から見ても深刻さから見ては將又影響から見ては我國の經濟史上未だ曾て経験しなかつた程の大規模なものであつた。斯の如き大恐慌を惹起するに決して一朝一夕の事ではなく全く、正九年來の財界反動に胚胎し大正十二年の關東大震災に依つて更に胚根を大にして居る。而も當局者は徒に強硬

に比して稍々減少したとは云へ總體的に見て貿易の總額は減じて居り輸入も減少して居る代には輸出も相當減少を來して居る勿論價格上の數字であるから物價低落の現状から推して分量がそれだけ減少したとは云へぬが何れにしても海外への輸出は餘り振らない而も内地需要とても別段喚起されず農村の如き米價安、繭安等に依つて収入減は著しきものあり田舎からの購買力は減する傾向があつても増加の傾向は一寸見當らない。最も大なる勢力を有し根本的に財界振興を徐々に齎す可き地方經濟にして既に斯の如し、都會經濟が特に良好なる理由もなく、購買力は都鄙共に夢徴沈退し、當分需要供給の原則から見れば物價高は望まれぬ。故に單なる生産制限の如き人に

に彌縫を重ね、最後の爆發を來す迄は何等の手段を講ずる事なく拱手して最後の來るを待つのみであつた。政府及び日銀ではこの危險を感じて内々其善後策を考究して居た殊に片岡鐵相は金融輸出禁止の解除を急ぐのと震災手形の結末をつける機會に二流銀行の合同を計畫した。然るにこの二流銀行合同を速に世間へ公表した爲めに、未だ銀行恐慌を知らなぬ一般世人に迄、不良銀行の存在を知悉せしめ併せて所謂二流銀行なる名前を付けて了つた。財界反動を以つて銀行破綻の遠因とすれば、震手補償の議會通過を速ならしめん爲

銀行合同狀況

昭和二一年一月より同年七月末迄の銀行合同狀況は合併又は買収により設立又は存續せる銀行は普通銀行五十五(資本金合計四億二千七百二十一萬九百五十圓)貯蓄銀行一(資本金五十萬圓)合計五十五行(資本金合計四億二千七百七十一萬九百五十圓)にして合併又は買収に伴ひ消滅解散又は廢業せる銀行又は他業會社は普通銀行六十五(資本金合計五千八百七十八萬二千五百圓)貯蓄銀行一(資本金五十萬圓)他業會社二(資本金五百三萬圓)合計六十八(資本金六千四百三十一萬二千五百圓)である。

東京渡邊銀行休業

昭和二一年三月十四日の衆議院豫算委員會に於いて大藏大臣片岡直温氏は「今日正午頃に於いて渡邊銀行がとうとう破綻しました云々の言明を爲した。然るに事實はこれと相違して同日中東京渡邊銀行は營業を繼續し手形決済尻二十萬圓も午後三時頃に日銀へ入金

し無事終了して居た。然し鐵相の斯の如き言明ある以上最早や營業繼續困難となり同夜深更の重役會に於いて三月十五日から臨時休業する旨決定した。三月十二日現在の同行資産狀況は左の如し。

- 資本金 五百萬圓(内二百萬圓拂込済)
- 預金 三千七百萬圓
- 重役 頭取渡邊治右衛門、専務取締役渡邊六郎、常務取締役内藤恒吉
- ▽あかち貯蓄銀行休業
- 東京渡邊銀行の休業と共に同行と密接な關係にある、あかち貯蓄銀行も三月十五日から臨時休業する事となつた。同行資産内容左の如し。

この突如たる東京渡邊の休業は常に底意不安に陥つて居た金融界に時ならぬ動搖を與へた。勿論片岡鐵相の失言なくとも同行の内容不良は夙に識者の承知して居る處で休業前數日間手形交換尻の決済にさへ苦しむつゝあつたものであるが、鐵相の言明で臨時休業の時期を早めた事は他の同一階級に立つ銀行家を以て殊更らに脅威を感じしめた。況んや銀行間の警戒氣分遂に濃厚となり、資金融通の圓滑を缺く上に一般的預金の引出し行はれ漸次弱小銀行を窮地に陥らしめたが、更に片岡

鐵相の失言が政治問題となり銀行の信用が政治家の口で大膽に云々されるに至つては預金者の不安益々加はり當時から既に緩漫な預金の取付けが行はれた。

- ▽中井銀行休業
- 東京渡邊銀行休業後緩漫な預金取付けを受けて居た、中井銀行は、三月十九日から突如として臨時休業を爲した。三月十二日現在の同行資産内容は左の如し。(單位千圓)
- 資本金 五百萬圓(全額拂込済)
- 預金 二千九百萬圓(休業當時)
- 貸出 三千百萬圓(休業當時)
- 東京渡邊に續いて中井銀行の臨時休業は金融界に大なる衝動を與へ至る所預金の取付行はれ事態急を告げるので三月十九日午後二時半から日本銀行は東京に本店を有する有力銀行代表者、

池田(三井)、串田(三菱)、佐々木(第一)、結城(安田)、西野(十五)、原(第百)、野々村(川崎)の七氏を招致し安定策協議の結果日銀は非常貸出しを爲して動搖の擴大を防ぐし有力銀行も銀行間の貸出しを寛大にして相互援助を申合せた。當日、日本銀行は營業時間を午後八時迄延長し本店だけで三千五百萬圓の貸出しを爲して休日明けの準備を爲さしめた。然し事態容易ならざるを見た日銀當局は二

- 十日、日曜にも拘らず臨時重役會を開き善後策を協議し更に二十一日の祭日には重役行員總出で徹宵貸出しに努め同日中に一億圓の非常貸出しを行つた。然し大勢の赴く處遂に支へきれず二十二日深更迄日銀に泣きついて居た、左右田銀行は二十三日午前一時先づ臨時休業を宣し八十四、中澤兩銀行もこれに倣ひ村井銀行亦午前五時重役會の決定を見、二流銀行の中堅たる右四行は二十三日から一齊に臨時休業を爲した。四銀行の資産内容左の如し。(單位千圓)
- 左右田銀行 (昭和元年末現在)
 - 資本金 五百萬圓(内二百五十萬圓拂込済)
 - 準備金 七萬三千圓
 - 諸預金 二千八百八十萬圓
 - 諸貸出 二千三百四十萬圓
 - 金銀在高 百八十萬圓
 - 頭取 左右田喜一郎
- 八十四銀行 (昭和元年末現在)
 - 資本金 五百萬圓(内二百三十萬圓拂込済)
 - 諸積立金 八十二萬圓
 - 諸預金 一千七百八十萬圓
 - 諸貸出 一千五百萬圓
 - 頭取 山田丈太郎
- 中澤銀行 (昭和元年末現在)
 - 資本金 五百萬圓(内百二十五萬圓拂込済)
 - 諸積立金 三十七萬四千圓

預金 八百六十八萬圓
貸出 一千六百萬圓
頭取 中澤義一
村井銀行(昭和元年末)
資本金 一千二十五萬圓(内五百十二萬五
千圓拂込済)
積立金 三百四十八萬圓
預金 五千七百萬圓
貸出 六千五百萬圓
現金 七百萬圓
頭取 村井貞之助
更らに地方銀行中でも左記四行は二十二日
から休業した。
久喜銀行 埼玉縣久喜町
資本金 二十萬圓(内十六萬一千圓拂込済)
預金 百六十五萬圓
山城銀行 京都市
資本金 五十萬圓(内三十二萬圓拂込済)
預金 二百五十三萬圓
桑船銀行 京都府桑船町
預金 二十一萬圓
淺沼銀行 大阪市

又非常貸出しを行ひ當日中に一億一千萬圓を
貸出した。其他市中銀行でも安田銀行は尾張
屋銀行を後援し三菱銀行は東京中野銀行に徹
底的資金の供給を爲す等銀行間の相互援助も
功を奏し四月二十二日の大取付も同二十三日
に至つては大分鎮靜した。同時に東京程では
なかつたが相當影響を受けた京都大阪方面も
小動搖を爲したのみではなかつた。(此間取
付に依つて預金の減少が來したものである一方
大銀行は却つて預金増加し資金の備在更らに
濃厚となつた。)
こゝに於てさしや憂慮された銀行取付も三
月二十二日だけ猛威を逞うしたのみで大風一
過の觀を呈した。
即ち昭和勢頭の金融大恐慌はこれを第一期
とし一般民心は完全とは云へない迄も一時小
康状態を呈し三月中は銀行方面では只地方的
に東葛銀行が三月三十一日から休業したのみ
に止まつた。
東葛銀行 千葉縣松戸町
資本金 百萬圓(内四十萬圓拂込済)
預金 百九十二萬圓

いて鈴木關係の六十有餘の大小會社も窮地に
陥り四月四日鈴木商店が遂に支拂難を請ふ
に至つては財界の不安再び熾頭した。故に四
月五日、日本銀行は三度東京に本店を有する
八大銀行の首腦者を招き安定策を協議したが
如何ともする能はず鈴木商店問題については
傍觀の外ない事に一致した。只鈴木關係の諸
會社中に獨立を策し銀行に資金關係をつけん
とするものに對しては鹽水港製糖と三井銀行
の如き瞭解のついたものもあつた。然し鈴木
商店と密接な關係にあつた第六十五銀行は預
金取付に遇ひ遂に四月八日から臨時休業する
事となつた。
第六十五銀行 神戸市
資本金 一千萬圓(内六百二十五萬圓拂込
済)
諸積立金 百八十三萬餘圓
預金總額 二千八百餘萬圓
貸出總額 二千九百餘萬圓
此處に於いて關西方面の銀行界は相當大な
の影響を受け大阪の十一銀行家は四月九日、
日銀大阪支店に會合し安定策を講ずると共に
萬一に備へる手配を爲したため左程大なる動
搖を來さずして終つた然し地方的に漸次影響
し關西縣の鞍手銀行は四月十三日から滋賀縣
の栗太銀行は四月十五日から臨時休業した。
鞍手銀行 關西縣直方町

資本金 百五十萬圓(内百萬圓拂込済)
預金 五百八十餘萬圓
栗太銀行 滋賀縣草津町
資本金 百萬圓(内八十萬圓拂込済)
預金 六百餘萬圓
然るに一方臺灣銀行にコールを放出して居
る銀行中これが回収を急ぐものあり臺灣整理
の具體化及び臺灣救済の急務なるを見た政府
は日銀をして臺灣に所要資金の融通を爲さし
めんとしたが日銀としては最早や擔保力なき
臺灣への貸付は日銀條例に違反するものであ
り同時に日銀自體を危地に陥らしむるを恐れ
緊急勅令かこれに代る可き政府の保證なき限
り資金融通の不可能なる旨強硬な態度を示し
た。故に政府でも臺灣救済に關する緊急勅令
案を上奏したが樞密院諮問に際して樞密院精
查會は先づこれを否決した。日銀の態度は依
然變らず、事急なるを見た銀行家は十五日交
換所集會所の聯合理事會を開き一致して臺灣
救済の必要を政府に陳情した。然し大勢如何
とする能はず四月十七日の樞密院本會議に
於いて緊急勅令案は遂に否決となり若槻内閣
は遂に辭職を決定した。

樞密院の緊急勅令案が樞密院に於いて雲
行險惡となるや銀行界の不安は一層甚だしく
日銀でも萬一に備へる爲めに非常貸出しを行
つて居たが十七日の樞密院本會議で愈々否決
となるや市中有力銀行家中、佐々木勇之助(第
一銀行)、池田成彬(三井銀行)、串田万藏(三菱
銀行)、結城豊太郎(安田銀行)、兒玉謙次(横濱
正金銀行)の五氏は同日午後四時から麹町富
士見町の兒玉正金銀行頭取邸に於いて會合し
臺灣の救済につき協議したが三井銀行は既に臺
銀からコールは回収済みであり三菱、正金はコ
ールを放出して居ないので別々、三井銀行は
日銀に赴いた。日銀では同日午後八時から四
び有力銀行の會合を求め、日銀から市本土方
正副總裁、深井、藤生、濱岡、川田の各理事、
市中銀行から佐々木(第一頭取)、池田(三井常
務)、串田(三菱會長)、結城(安田頭取)、兒玉(正
金頭取)、西野(十五頭取)、岡橋(住友支店長)、原
(第一頭取)、野々村(川崎常務)、遠山(豊國常務)
(第一頭取)、池田(興銀副總裁)、片山(鮮銀
理事)、鈴木(興銀)、生田(豊國頭取)の諸氏
出席片岡蔵相から經濟報告を受け蔵相の退出
後市來總裁座席につき臺灣銀行の應急措置
につき協議したが銀行家として臺灣救済には
何等の方策なく只今後一般銀行が蒙る影響の
甚大なる可きを恐れるのみで日銀は極力非常
貸出しを爲す旨聲明して深夜零時半に漸く散
會した。

一方臺灣銀行に於いては兒玉正金頭取より
日銀に於ける會合の結果につき報告を受け直
ちに重役會を開き森頭取、首藤、川崎、荒木、
島田各理事、添田、曾我兩監査役出席、岩田頭
取、藤田大藏省の色部監理官を加へ善後策に
つき協議を凝したが最早や此處に至つて
は萬策盡き如何ともする能はず廿一日午前三
時半に至り後藤臺灣總督府總務長官、富田大
藏省理財局長を招き打ち合せを行つた結果午
前七時に至り臺灣本島の本支店は發券銀行た
る關係に營業を繼續するが内地及び海外各支
店は十八日より三週同一齊に臨時休業する旨
決定した。蓋し特殊銀行の休業は我國經濟史
上未曾有の事である。
▽近江銀行休業
財界不安の折衝緩慢なる預金の取付状態を
繼續されて居た近江銀行は遂に支へきれずな
り臺灣同様四月十八日から臨時休業した。特
殊銀行たる臺灣銀行休業と共に國債引受シ
ンデケイト銀行團の一員たる近江銀行の休業は
前代未聞の事であり銀行動搖の廣汎且つ深刻
を反映して居る。同行昭和元年末の資産状態
左の如し。
資本金 一千五百萬圓(内九百三十七萬五
千圓拂込済)
諸積立金 七十三萬圓
預金 一億三千七百萬圓
貸出 一億二千三百萬圓
臺灣銀行、近江銀行の休業に依つて極端に

緊要せる銀行界は警戒を厳重にして日銀の如き十八日は徹夜營業を繼續し一億一千萬圓の貸出しを爲し準備金を豊富にせしめたが市中の人心動搖を來し至る處に預金の取付状態を呈し地方銀行の休業續出し十九日浦生、泉陽、廣品の三銀行二十日に西江原、廣島産業、門司の三銀行は遂に休業した。資産内容左の如し。

浦生銀行 滋賀縣八幡町
 資本金 百萬圓(内六十七萬五千圓拂込済)
 預金 二百二萬圓

泉陽銀行 大阪府下
 資本金 七十萬圓(内六十四萬圓拂込済)
 預金 約百四十萬圓

廣品銀行 廣島縣
 資本金 五十萬圓(内三十四萬圓拂込済)
 預金 百二十三萬圓

西江原銀行 岡山縣
 資本金 百萬圓(内四十萬圓拂込済)
 積立金 十五萬四千圓
 預金 二百六十萬圓
 貸付 二百八十萬圓

廣島産業銀行 廣島市
 資本金 百萬圓(内三十四萬圓拂込済)
 積立金 五十七萬五千圓
 預金 五百七十萬圓
 貸出 五百十二萬圓

門司銀行 門司市

資本金 五十萬圓(内二十八萬五千圓拂込済)
 預金 約十萬圓

然るに十九日田中内閣成立後も銀行の不安尙去らず預金の取付至る處に行はれ殊に手形交換に依る大口の取付盛にして廿一日から十五銀行は突如休業する事となつた。同行の資産内容左の如し。

十五銀行 (昭和元年末現在)
 資本金 一億圓(内四千九百七十五萬圓拂込済)
 諸積立金 三千二百四十五萬圓
 預金 三億六千八百萬圓(休業當時は二億一千萬圓)

貸出 三億七千六百萬圓
 支店數 全國に三十六ヶ所
 頭取 西野元

泰昌銀行休業
 十五銀行と密接な關係にある泰昌銀行は十五銀行の休業に依り運命を共にし二十一日から向ふ三週間臨時休業する事となつた。同行の内容左の如し。

資本金 五百萬圓(内二百萬圓拂込済)
 諸積立金 三十五萬五千圓
 諸預金 七百六十萬圓
 借入金及コールマネー 五百三十萬圓
 諸貸出金 一千二百九十八萬圓

取締役會長 樺山愛輔
 又武田引銀行(東京)明石商工銀行(明石)廣島商業銀行(廣島)の三銀行も同日から臨時休業を爲した。

而して十五銀行休業の報傳はるや財界の混亂極點に達し預金の取付は全國の大小銀行に行はれた。就中東京では安田貯蓄、川崎貯蓄、東京貯蓄の如きは數丁に亘る行列を爲し川崎安田の兩行は夜に至るも支拂ひ午後十時に漸く鎮靜した有様で其他三菱、第一、住友を除く普通銀行で取付けに過ぎなかつたものは殆どない有様であつた。地方に於いても相當激甚にして、京都大阪方面では三井、第一の大銀行を初め軒並に荒された。日銀亦極力非常貸出しを爲し、徹底的防戦に努めしめたが同日迄の日銀兌換券發行額は二十三億圓の巨額に達し最早準備金薄となり二十一日の如き預金者、便宜上日銀小切手を以つて支拂つた銀行があつた。

事態急を告ぐるや二十一日午前十一時半東京手形交換所及東京銀行集會所は聯合理事會を開き

池田(三井)串田(三菱)石井(第一)原(第一)結城(安田)生田(豊田)最上(正金)岡橋(住友)野々村(川崎)加納(東海)の役員全部出席、金融界危急の對策を協議した結果此際日銀の

非常貸出に依る外救済の方策なしとし政府の補償を要求する事に意見一致決議文を作り交換所理事長池田成彬、集會所會長串田萬藏兩氏は日銀に市米土方正副總裁を訪問了解の上、四氏同道して田中首相、高橋蔵相に陳情した。

の上、財界安定の爲め徹底的救済の方策をとることに閣議決定し其手續に着手せり

同時に東京手形交換所では午後十時半から緊急社員總會を開き、財界動搖に對し政府の安定策が實現するまで即ち四月二十二、二十三日の兩日一齊に臨時休業する事に決定した。大阪手形交換所に於いても同様決定した。その他の地方に對しては手形交換所、日本銀行支店へ夫々打電し、大藏省亦全國地方長官に銀行休業を打電し其結果は日本銀行を始め全國の銀行一齊に二十二、三日の兩日臨時休業した。蓋し同日午前中迄は臨時議會召集を陳情した銀行家も刻々に來る各地の情報を見て預金の取付状態懸念以上激甚にして東京は勿論九州、四國、中國、近畿に亘り殆ど全國的に動搖擴大を見て事態極端に重大なるに驚き、首相官邸に於ける官民合同協議會の結果政府は緊急勅令に依る可きを決定し銀行亦これが具體化する迄臨時休業する事となつた。

二日間に亘る全國銀行の臨時休業に依つて各種取引市場信託會社事業會社もこれに倣ひ臨時休業する事となり我國の經濟活動は全然中絶の形となつた。

政府は財界安定策としてモラトリアムに依る外なしとして三週間支拂猶豫の緊急勅令公布を上奏したので二十二日午前樞密院精査會同午後本會談で可決し直に公布された。

勅令
 昭和二年四月二十二日以前に發生し同日より同年五月十二日迄の間に、拂を爲す可き私法上の金錢債務にして勅令を以つて指定する地區に住所又は營業所を有する債務者の負擔するものについては二十一日間其支拂を延期す、但し債務者が其地區外に他の營業所を有する場合に於いて該營業所の取引に關する債務については此限りに非ず

第二條 左に掲ぐる支拂については前條の規定を適用せず

一、國、府縣其他の公共團體の債務の支拂

二、給料及勞銀の支拂

三、給料及勞銀の支拂の爲めにする銀行預金の支拂

四、前條以外の銀行預金の支拂にして一日五百圓以下のもの

第三條 手形其他これに準ず可き有價證券に關し昭和二年四月二十二日より同年五月十二日迄の間に第一條に規定する地區に於いて權利保存の爲めに爲す可き行爲は其行爲の爲す可き時期より二十一日内にこれを爲すに因りて其効力を有す

附則 本令は公布の日よりこれを施行す

同時に政府は五月三日臨時議會召集に決定す。

銀行家陳情書
 各地の情報を見るに今や全國各銀行は一齊に預金の引出しに遇ひつゝある現狀にしてこれを安定せしむるには日本銀行をして徹底的にこれ等銀行を救済せしむる外なし、就いてはこれが唯一の對策は國家をして日本銀行の損失を補償せしめ日本銀行をして徹底的にこれを救済せしむる外途なきを以つて政府は速に臨時議會を召集せらるゝか又はこれに等しき最も有効なる施設を即時講ぜられん事を切望す。

右東京銀行集會所及び東京手形交換所の決議に依り具陳致し候也

昭和二年四月二十一日
 政府亦閣議を開き善後策を熟議し全く官民一致し安定策を講究した。而して數度に亘る銀行家と政府との交渉の結果廿一日夜九時四十五分緊急閣議にして政府は左の聲明書を發表した。

聲明書
 政府は今朝來各方面の報告を徹し慎重考究

の形となつた。

政府は財界安定策としてモラトリアムに依る外なしとして三週間支拂猶豫の緊急勅令公布を上奏したので二十二日午前樞密院精査會同午後本會談で可決し直に公布された。

同時に政府は五月三日臨時議會召集に決定す。

右モラトリアムの施行に依つて銀行の預金引出しには制限がつかず事となり銀行の取引不安は除去されたが貯蓄銀行は小口の預金者多く五百圓以下の支拂ひを爲すに於いては平時と左程變りなきを憂へ二十三日東京手形交換所理事長池田成彬氏は東京貯蓄、東京貯蓄、安田、川崎の四貯蓄銀行代表者と善後策を協議したが結局五百圓以下は支拂ひに應ずる事に決定した。

又東京手形交換所では二十三日モラトリアム施行中の對策につき協議し社員銀行總會で次の如く決定した。

決議

- 第一、二十一日受入れたる手形の交換はこれを行はず但し同日不渡代り金として受入れたる銀行振出し小切手は二十五日の交換に持ち出す事
 - 第二、二十五日以後に交換す可き手形は當分の内左の如く定む
 - 一、二十五日以後に於いて社員銀行又は代理交換銀行の支拂保證を爲したる小切手
 - 二、二十五日以後に於いて社員銀行又は代理交換銀行の振出したる自行宛小切手又は手形
 - 三、國、府縣其他公共團體の支拂命令、日本銀行小切手又は郵便爲替券
- 申合事項

第一、預金五百圓以上は現金又は預金の振替何れの方法に依るも支拂を爲さざる事
但し五百圓は各種預金の合計たる事
第二、必要止むを得ざる商取引に關する當座及通知預金の支拂に付ては手心を加ふる事を得
第三、期日前の定期預金は之を支拂はざる事
第四、預金擔保にては貸出を爲さざる事
第五、當座貸越及爲替取引に付ては一般預金の引出しに準ずる事
第六、同業者との取引及外國爲替關係の取引は各行の任意とする事
第七、支拂延期中の預金及貸金は利息を計算する事
其他各種經濟機關に於いても夫々モラトリアム施行中の對策を決定したが就中株式其他の取引所はモラトリアム施行中即ち五月十二日迄休業する事とした。

斯の如くして二日間の臨時休業を終へた銀行では廿四日の日曜に於いて専ら休日明け二十五日の準備にとりかゝり日本銀行及び東京手形交換所社員銀行は二十四日午後五時左の如き聲明書を發表した。

日本銀行聲明書
東京手形交換所に於いて昨日總會の決議を以つて支拂延期令の施行に伴ふ種々の對策を確定し各銀行は諸般の設備を整へ又協同

一致の精神を以つて財界の現状に應處する事となりたるは一般財界の爲め誠に機宜の措置と云ふ可し
今後政府に於いては財界安定上徹底的方策を採る決心を有し日本銀行に於いては從來の取引先と取引先以外とを問はず各銀行に對し極力資金融通上の便宜を計る覺悟を爲し既に其手配を了したるを以つて預金者に於いても其實相を了解し徒に危懼の念に於かれ事態を一層惡化せしむるが如き事なき様切に希望する處なり

東京手形交換所聲明書
財界の現状に對し政府は既に機宜の備策を審し支拂延期令を施行し當手形交換所に於ては昨日總會を開きこれに關する對策を決定し各銀行に於ては諸般の準備既に整ひ居るを以つて最早や何等の懸念を要するものなし然れ共更に萬遺漏なきを期せんが爲め日本銀行を主とし社員銀行協同一致の精神を以つて互に相助け特に銀行間預金の移動に關しては各銀行慎重の態度を以つてこれに處するの緊要なるを信す
政府に於いても再び財界安定の聲明書を發表した。如何に政府、日銀及び銀行家が休日明けの二十五日を重大視し且つ恐れれたかを反映するものである。更らに日銀では廿四日徹宵して非常貸出しを行ひ市中銀行の資金充實

に努め其爲めには臨時に二百圓札五十圓札の二種を印刷し兌換券拂底の應急策を講じた市中銀行も亦萬一に備へる爲めに日銀本支店に資金供給を仰ぎ同日の日銀は札東運搬のトラックで埋まり終日混雑した。故に同日の日銀貸出しは二十億圓を突破する勢ひを示した。

斯の如く恐怖と緊張の最高潮に達して三日間の休日漸く明けて二十五日となつた。然るに同日に至つてはモラトリアム施行も手傳つて預金の引出し殆どなく、緊張せる銀行側では預金者の態度意外に平靜なるを見て窓口に札東の山入築き乍ら手無沙汰の觀があつた故に同日午後に至つては日銀に資金の返済を爲すものあり全國各地共平静無事であつた。其後も引續き平靜にして日銀への返済は漸次行はれる様になりさし人心を恐怖せしめた昭和頭頭の金融界大動搖もここに漸く終熄を見るに至つた。然し斯の如く恐慌を擴大せしめた結果はこれを防止する爲めに拂つた犠牲も頗る大なるものがあつた。

然し其後は全く靜穩にして最早や預金の取付の如き事なく五億圓の日銀損失補償法二億圓の臺灣金融機關に對する融通法の議會通過に依つて人心も安定し不安ある銀行は日銀に特別融通を仰ぐ事となり最早や先般の動搖を繰り返す憂ひはなくなつた。

▽臺灣金融

四月十九日から三週間臨時休業した臺灣銀行は七億圓の日銀損失補償法案が議會を通過すると共に日銀から資金の融通を受け得る様になり豫定休業明けの五月九日から各支店一齊に開店する事となつた。

この臺灣銀行の開店は市場人氣を大分好轉せしめ人心安定を一層助長した。

又さきに議會を通過した日本銀行特別融通審査會は九、十の二日間に互つて實行方法を協議した結果次の如く決定し十一日大藏大臣の承諾を得て愈々實行する事となつた。

- 一、特別融通は依頼銀行の預金支拂準備に充つる爲めに必要とする金額に限り審査會の議を経て其融通を爲す事
- 二、特別融通の割引歩合は日本銀行の國債擔保付利子とし必要ありと認むる時は審査會の割引歩合を高くするものとす
- 三、利息支拂の爲めの貸増は爲さざる事
- 四、特別融通の擔保の範圍及其掛は左の通りとする事

1. 有價證券
 - (イ) 國債 時價
 - (ロ) 地方債 時價の九掛半迄
 - (ハ) 社債 時價の九掛半迄
 - (ニ) 株券 時價の九掛迄
 - (ホ) 倉庫證券 時價の八掛迄
2. 不動産抵當維持債券

抵當不動産は原則として一番抵當に限り其評價は日本動業銀行、農工銀行及び北海道拓殖銀行に於いてこれを決定し其擔保價格は八掛とす
法律の規定に依り設定したる財團を擔保としたる債權財團の種類等は個々の場合審査會に於いて決定し其評價は日本興業銀行に於いてこれを決定する事

斯の如くして銀行自體の資金調査方法は凡て整つた一方人心は相當安定して最早再び先般の恐慌を繰り返す様な事はあるまいと思はれる迄になつたが一般銀行ではモラトリアム明け後の一般人氣を憂慮しこれが準備の爲め日銀に貸出しを仰ぐもの多く萬一に備へる手配を爲したが更らに市中有力銀行は五月十二日正午から日銀本店に會合し善後策を協議した。

然しモラトリアム明けの十三日は銀行の緊張に對して極めて平穩に推移し各種經濟活動も人心を寒からしめた經濟界の動搖もここに全く鎮靜するに至つた。

其後の經過は比較的順調に平靜を續けて來たが何様僅々一ヶ月間に三十行の大小休業銀行を出し銀行界は根底から動搖した後であるからこれが充分な立て直しには相當の努力と

時日を要す可く残存銀行は優劣を問はず一齊に今期は配當減少を斷行すると共に東京大阪の銀行は今度の動搖に鑑み銀行業務改善を計り夫、實行する事となつた。一方休業銀行中には毫銀を始め第六十五銀行はいち早く開業し泰昌銀行亦六月一日から開店し大阪府下の泉陽銀行も開業する等、開業するもの現れが、其他のものは何時開業出来やら見當つかず、此處に於いて日本銀行は今度の休業銀行、主たるものの整理を始め新銀行を設立して合同を畫策した。而して獨立開業の方針で整理を急いで居た十五銀行も密接な關係にある川崎造船所救済が政府と興銀との間で紛擾し遂に政府が川崎救済を斷念するに及び十五銀行も單獨整理不可能となり凡て一丸として新銀行へ合同の方針に決定した。

一方開業した毫銀も着手補償の決定と共に整理案出来減資を爲して愈々更生する事となつた。

其他の休銀も村井、中井を初め中澤、八十四の内容漸次調査となり預金の切り捨て額も決定し新銀行の設立も急がれて居る。同時に残存銀行の整理も始められ手始めとして川崎銀行及第百銀行は井上日銀總裁の斡旋に依つて合同する事となつた。

斯の如くして大風の跡の始末は漸次捗つて居るが今尙休業中の銀行は多數あり試みに大

正九年財界反動以來の休業銀行に今度の休銀を加へて列記すれば左の如きものがある。

大正九年度	相馬銀行	福島縣	四月二十日	一旦開業消滅す
	太宰貯蓄銀行	福島縣	四月二十三日	
	近江貯蓄銀行	大津市	五月一日	
	七十四銀行	横濱市	五月二十四日	消滅
	横濱貯蓄銀行	横濱市	五月二十四日	
	森岡銀行	大津市	五月九日	破産
	農工貯蓄銀行	東京市	十一月六日	破産
	大野銀行	千葉縣	十二月七日	破産
大正十年度	華菱銀行	高知市	二月一日	
	大崎商業銀行	廣島縣	三月二日	
	妹尾商業銀行	京都府	四月二十三日	
	京都道銀行	京都府	四月三十日	
大正十一年度	高知商業銀行	高知市	三月	破産宣告
	相川銀行	新潟市	四月	
	日本商工銀行	京都市	十月	
	日本積善銀行	同	同	破産宣告
	高平銀行	兵庫縣	十一月	
	九州銀行	熊本市	十一月	
	國民銀行	東京市	十一月	破産宣告

農商銀行	佐賀縣	十二月	
京和貯蓄銀行	東京市	同	
京和貯蓄銀行	同	同	
大和銀行	大阪市	同	
報徳貯蓄銀行	東京市	同	
報徳貯蓄銀行	同	同	
下谷銀行	同	同	
四谷銀行	同	同	
大正十二年度	島原銀行	長崎縣	三月
	橋本銀行	埼玉縣	四月
	舞鶴銀行	京都府	同
	鴻巣銀行	埼玉縣	五月
	尾三銀行	名古屋市	六月
	倉庫銀行	東京市	同
	河合銀行	東京市	十月
	戸部銀行	横濱市	同
震災後	三十三銀行	東京市	同
	第七銀行	同	同
	東京貿易銀行	同	同
	東京商事銀行	同	同
	京北銀行	同	同
	東盛銀行	同	同
	昌平銀行	同	同
	中澤銀行	同	同
	村井銀行	同	同
	左右田銀行	同	同
	久喜銀行	同	同
	山城銀行	同	同
	桑船銀行	同	同
	淺沼銀行	同	同
	東葛銀行	同	同
	鞍手銀行	同	同
	栗太銀行	同	同
	近江銀行	同	同
	蒲生銀行	同	同
	蘆品銀行	同	同
	西江原銀行	同	同
	廣島産業銀行	同	同
	廣島産業銀行	同	同
	門司銀行	同	同
	十五銀行	同	同
	明石商工銀行	同	同
	鹿兒島商業銀行	同	同
	鹿兒島勤儉銀行	同	同
	福島商業銀行	同	同

帝國の歳入歳出 (一般會計) 單位千圓

二十八年銀行	東京市	破産宣告	二月二十一日
千代田商業銀行	同	同	三月二十五日
昌榮銀行	同	同	五月十二日
拜島産業銀行	同	同	同
獨立銀行	同	同	同
赤羽商業銀行	同	同	同
靜橋銀行	同	同	同
中央商業銀行	同	同	同
大正十三年度	茨城縣	取引停止	一月
第百二十銀行	大阪府	取引停止	三月
川上銀行	新潟縣	取引停止	六月
北越銀行	東京市	取引停止	九月
大成銀行	大阪府	取引停止	同
五十八銀行	同	取引停止	同
協立銀行	同	取引停止	同
關德銀行	同	取引停止	同
能登商業銀行	同	取引停止	同
日東銀行	同	取引停止	同
早稲田商業銀行	同	取引停止	同
大正十四年度	埼玉縣	取引停止	一月二十日
水川銀行	同	取引停止	同
永樂銀行	東京市	破産宣告	二月二十一日
共信銀行	横須賀市	破産宣告	三月二十五日
福田銀行	愛知縣	破産宣告	五月十二日
大正十五年度	小笠野銀行	埼玉縣	二月十七日
	河泉銀行	大阪府	三月一日
	神崎實業銀行	佐賀縣	四月十五日
	山形銀行	山形市	四月二十六日
	古賀銀行	佐賀市	五月六日
	糸屋銀行	旭川市	五月十六日
	琴平銀行	香川縣	五月二十七日
昭和二年度	今治商業銀行	愛媛縣	一月二十四日
	深谷商業銀行	埼玉縣	一月三十一日
	廣部銀行	東京市	二月十四日
	德島貯蓄銀行	德島市	二月二十三日
	東京渡邊銀行	東京市	三月十五日
	あか貯蓄銀行	同	同
	中井銀行	同	三月十九日
	八十四銀行	同	三月二十二日
會計年度	總計	入	出
明治三〇	三、七〇八	三、〇六六	三、〇六六
三十一	三、八二五	三、三六六	三、三六六
三十二	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三十三	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三十四	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三五	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三七	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三八	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
三九	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四〇	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四一	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四二	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四三	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四四	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四五	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四七	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四八	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
四九	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
五〇	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六

財政

震災借入金利息補給	206	1,533	1,699	1,766	1,766
臨時會費		2,898	3,388	1,780	1,330
震災地住宅事務處		7	33	33	33
震災地市街地建築		25	198	198	198
物法施行費					
東京橫濱兩市復興	2,300				
事業貸付金及補助	6,766				
災害特別賜金	6,851				
退職特別賜金	4,699				
震災應急費	1,552				
在勤手當臨時附加	33				
醫藥品製造獎勵費					
河川改良費					
明治神宮御造營費					
沖繩縣財政救濟貸	560				
付金					
海外企業移民助成					1,800
費					
海外渡航者講習費					
民力涵養費	106				
社會局	101				
調查及研究費					
臨時物資供給費	18,300				
臨時物資供給殘務	10,011				
取投費		58			
其他	78,122	10,310	38,400	55,266	67,261

財政

營繕費	4,499	2,991	2,455	7,422	30,970
特別會計經費補充	688	433	577	578	6,458
內閣圖書保存費	3,833	3,801	2,968	3,033	33,303
大藏省臨時海外通	10	10	10	10	10
信費	33	33	33	33	33
臨時國庫金取扱諸	3	3	3	3	3
費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
臨時軍事費會計繰	3	3	3	3	3
入	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
臨時軍事費會計檢	3	3	3	3	3
查諸費	3	3	3	3	3
國有財產整理費	355	355	355	355	355
國有財產管理費	29	29	29	29	29
四分利付支那債券	2,855	2,635	2,635	2,635	2,635
元利補償	870				
對支文化事業特別					
會計繰入	1,858	2,555	6,400	9,955	
震災復舊諸費	3,388	4,082	5,418	6,400	
震災應急費	4	361	2,357	2,357	
震災復舊及新營費	4	7	7	7	
辦理土臨時試驗費					
移入臺灣產水瓜檢					
査費					
特別會計事業費責					
金貸付金	3,881	1,000			
特別會計關稅減收					
補填金繰入	4,353				

內閣叙勳者名簿整	30								
理費									
臨時外國行諸費									
在勤手當其他臨時									
加給									
退職特別賜金	3	2	3	3	3	3	3	3	3
福災救助基金補助									
公債端金	35	105	26	35	35	35	35	35	35
災害端金									
南洋廳會計實地檢									
査旅費									
恩給臨時取扱諸費									
對支借款關係債務									
整理費									
臨時事件行賞諸費									
地租名寄帳整理補									
助									
造幣局設備擴張費									
森林資金返償									
朝鮮總督府特別會									
計繰入									
臨時統計講習諸費									
貴宗兩院探媛應急									
設備費									
小領紙幣製造費									
貴宗再院事務費補									
足									
稅關臨時諸費									
稅關官吏俸給補給									

恩給更正諸費									
國務院廳舍設備費									
中央官衙建築準備									
費									
職工解備特別手當									
國賓歡迎諸費									
國費									
樞密院廳舍設備費									
國務調查記念章調									
製費									
青島方面陸軍官衙									
會計實地檢査費									
震災に因り科目不									
明									
其他諸費									
陸軍省									
砲臺建設費									
營繕費									
國防充備費									
土地建造物整理費									
測畵費									
軍備改竊費									
震災應急費									
震災復舊費									
靖國神社震災復舊									
寄附金									
土地建造物利用費									
職工解備特別手當									

共 共 共 共

慰兵隊營繕及初度調辦費	一、七九	四四	一六	二二
研究費	一、七九	六八	一九	一六
地圖製造費	三三	二五	三五	二七
拂下地圖製造費	三三	二五	三五	二七
支那事件費	一、二五	一、〇九	一、〇九	一、〇九
支那駐屯部隊費	一、二五	一、〇九	一、〇九	一、〇九
匪徒鎮定費	一、二五	一、〇九	一、〇九	一、〇九
一時賜金	一、二五	一、〇九	一、〇九	一、〇九
自動車獎勵費	一、二五	一、〇九	一、〇九	一、〇九
移動式體操器械調辦費	一、二五	一、〇九	一、〇九	一、〇九
災害費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
軍馬補充部元用地整理費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
在勤作其他臨時加給	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
退職特別賜金	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
臨時軍事事務費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
職用品復舊費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
軍備充實費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
馬政事業設備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
演習場射擊場及架橋其他整備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
整備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
醫療用器械初度調辦設備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
自動車研究費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九

供用自動車設備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
無線電信研究費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
航空獎勵費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
支那世界一週飛行贊助費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
軍人恩給調查事務費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
軍事費補足	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
臨時山東鐵山費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
青島守備軍民政部殘務取扱費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
陸軍本省供給補足	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
軍備補充費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
艦艇製造費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
水陸整備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
艦船整備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
軍需品整備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
受託造修費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
拂下圖誌製造費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
研究費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
鳳山無線電信所防夜設備費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
一時賜金	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
震災應急費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
小演習費	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九

平壤鐵業所移管費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
國際水路局費分擔金	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
測量費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
災害費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
震災復舊費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
職工解僱特別手当	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
退職特別賜金及歸鄉旅費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
米國世界一週飛行贊助費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
徵船救難費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
元軍艦三笠保存費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
徵船復舊費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
在勤加俸其他臨時加給	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
艦艇派遣費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
臨時軍事事務費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
臨時軍事費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
國際水路會議委員派遣費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
特別會計資本繰入	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
恩給事務取扱費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
臨時兵器補充費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
軍備制限補償審査會費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
大演習費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇

支那事件費	四、四九	六、六三	二、四三	三、五八
法律調查費	一、八七	一、五九	七、三三	一、八七
臨時外國行諸費	一、八七	一、五九	七、三三	一、八七
陪審法施行準備費	一、八七	一、五九	七、三三	一、八七
府縣會議員總選舉檢査費	一、八七	一、五九	七、三三	一、八七
震災復舊諸費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
震災應急費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
震災臨時事務費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
會議院委員臨時總選舉檢査費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
退職特別賜金	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
恩給施行費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
文部省費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
高等諸學校創設及擴張費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
臨時調查費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
維新史料編纂費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
臨時教員養成費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
氣象技術員養成費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
臨時外國行諸費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
補助費	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

大學及學校圖書館臨時支出金	五、七九	三、六二	三、九四	四、八六	五、四四
佛蘭美術品展覽會費	三				
災害費	六、八八	六七	六八	四三	三〇
震災應急費	二、七六	二、四〇	四、〇七	八、九二	
震災復舊諸費	二				
臨時社會教育施設費	一、五〇	七、九七	三、六〇	二、七八	二、八〇
震災復舊費貸付金					
緯度觀測所設備費					
在勤手當其他臨時加給					
退職特別賜金	二一六	八四	三		
臨時在外研究員費					
官廳學校教員養成費補正支出金	三、四八	九、九四			
農商務省復興用鋼材製造設備費	四、四八	三、八			
臨時瓦斯メートル檢定費					
萬國裝飾美術博覽會費					
道路費負擔金					
保險會社出捐助成費					
震災應急費	四、四八	三、八			
產案獎勵費	二〇、九三	二、三二			

產案組合中央金庫設立準備費	一九	五			
漁業免許處分費	五、〇〇	五、〇〇			
臨時出資金	三、八	六八			
家畜傳染病及害蟲豫防費	五	五			
災害費	一、三三	五			
退職特別資金	一、九六	一、六八			
治水事業費	一、三三	三、四八			
震災復舊及新營費	一、九六	一、七三			
公有林野官行造林費					
在勤手當其他臨時加給					
軍需品工業研究獎勵金	一八	九			
臨時木材研伐費	一、八四	二、〇八			
調査及研究費	一、二六	一、二六			
ブラジル獨立百年記念博覽會參同費	三、九六	二、四九			
製鐵所擴張費	二六	一、〇三			
馬政事業設備費	一、四九				
營繕費					
土木建築技術員養成費	二七	二			
臨時試驗費					
臨時教員養成費補正					
學校創立費	二六七				

青島牛及獸肉検査費	四八	三〇			
臘納獸保護費	一九四	一八〇			
臨時整理費	四九	七			
桑港商品陳列費					
震災地產業其他復舊及復興助成費		一、六六			
農林省產業獎勵費	三、三八〇	一九、七三六			
農村振興費	七、六五	九、八七			
調査及研究費	二、七六	三、七〇〇			
營繕費	一三三	三三			
家畜傳染病及害蟲豫防費	七九三	六四〇			
治水事業費	六八七	四六三			
公有林野官行造林費	八四三	八四三			
臘納獸保護費	一、四三	一、七八			
漁業免許處分費	一四九	一六九			
臨時漁業登錄事務費	五	五			
臨時整理費	四三	九			
臨時出資金	五、〇〇	四			
震災復舊及新營費	一、三六	一、五			
震災地產業其他復舊及復興助成費	一、三六	一、九七			
青島牛及獸肉検査費	四九	四九			

道路費負擔金					
退職特別賜金					
災害費					
在勤手當其他臨時加給					
沖繩縣產業助成金					
海外漁業取締費					
礦區管理費					
臨時外國行諸費					
農工商省產業獎勵費	七、八〇〇	九、五五			
貿易振興費	三、五九	四、〇六			
研究所費	三三	六七			
震災地產業復興助成費	六七	五九			
震災地復興用鋼材製造設備費	二七	二〇			
調査及試驗費	一九一	三〇			
營繕費	一五	一、〇九			
製鐵所擴張費	一、四七	一、三三			
臨時整理費	三三	七			
軍需工業研究獎勵金	三三	七			
震災復舊及新營費	四六	四〇			
萬國裝飾美術工藝博覽會參同費	三三	三			
海外商品陳列費補助	三	三			

桑港商品陳列費補	助米國獨立百五十年紀念萬國博覽會費	臨時外國行諸費	改正度量衡法施行費	生命保險標準死亡表作成費	神戶縣工業助成金	退職特別賜金	特許局審查處分費	補助信	電信電話營業費	航路標識營業費	電話交換擴張費	無線電通信施設費	受託造船修費	船舶試驗場設置費	造船廠材調查費	貯金通帳照查費	貯金獎勵費	臨時外國行諸費	郵便貯金局所外預入事務取扱費	
六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七
六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七
六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七	六、三六七

無線電話施設費	器具機械設備費	民設無線電信工事監督費	震災復舊及新營費	民設無線電信連絡通施設費	航空輸送會社設立調査費	航空路設置費	町村電話施設費	在勤手当其他臨時加給	退職特別賜金	郵便年金事業實施準備費	臨時恩給事務取扱費	防敵飛行贊助費	世界一週飛行贊助費	日本無線電信株式會社設立準備費	震災應急費	災害工業用發電水	電力調査費	電信電話裝置改良研究費	器具機械設備費	
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六

電氣試驗所臨時研究費
 貯原簿其他震災復舊費
 調查費
 勳章年金更正諸費
 臨時通信費
 行賞賜金取扱費
 恩給更正費
 船舶高載吃水線指定費
 米國渡航援助費
 露出臨時部合計

電氣試驗所臨時研究費	貯原簿其他震災復舊費	調查費	勳章年金更正諸費	臨時通信費	行賞賜金取扱費	恩給更正費	船舶高載吃水線指定費	米國渡航援助費	露出臨時部合計
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六

一般會計所屬既定繼續費 (單位千圓)
 大正十五年 昭和二年
 昭和十五年 昭和二年
 昭和十五年 昭和二年
 昭和十五年 昭和二年

日吉神社建物修造費	神津島砂防工事費	帝都復興事業費	議院建築費	中央諸官衙建築費	神戶稅關陸上設備費	門司稅關陸上設備費	專賣局工場擴張費	東京地方裁判所區裁判所廳舍其他新營費	帝國圖書館增設費	千住及大崎郵便局新營費	海軍軍法會議及學校其他新營費	震災復舊及新營費	國防充備費	軍備改編費	各部隊建造物其他復舊費	防禦營造物復舊費	陸軍造兵廠建造物其他復舊費	補助艦艇製造費	水陸整備費	技術研究所及水路部移轉築碇工事其他諸費	
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六

紙幣及銀行券流通高 (單位千圓)

年次	小額紙幣	發行高	銀行券	準備充當高	差引流通高	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	合計
大正十一年末	一五八,五七七	一,五五八,四〇三	一,〇〇,五〇〇	二〇,八二一	一,五五七,五〇〇	一〇〇,五〇〇	三〇,三〇〇	一,八三〇,九〇〇
同十二年末	一六八,〇〇〇	一,七〇三,五九六	一,〇〇,〇〇〇	二七,五九六	一,六七〇,〇〇〇	一〇〇,三〇〇	三〇,三〇〇	一,八〇〇,九〇〇
同十三年末	一七〇,〇〇〇	一,六六二,三三三	一,〇〇,〇〇〇	三六,四四六	一,六二五,八八八	一〇〇,二〇〇	三〇,三〇〇	一,七五〇,〇〇〇
同十四年末	一七五,〇〇〇	一,六三三,七八三	一,〇〇,〇〇〇	三五,五七七	一,五九八,三〇六	一〇〇,一〇〇	三〇,三〇〇	一,七二八,七〇六
昭和元年末	一四〇,四九三	一,五九七,七〇八	一,〇〇,〇〇〇	二八,〇六三	一,五〇九,六四五	一〇〇,〇〇〇	三〇,三〇〇	一,七三九,九四五
同二年六月末	一三六,六九〇	一,四六四,六〇四	一,〇〇,〇〇〇	二二,四三三	一,四四二,一八二	一〇〇,〇〇〇	三〇,三〇〇	一,七七二,四八二

日本銀行兌換券發行高 (單位千圓)

年次	發行高	準備	保證	制限外	正貨現在高 (單位百萬圓)
大正六年末	八三三,七七一	六四九,六一八	一八七,七三三	六,七三三	一,〇七〇,七七一
同七年末	一,一四四,七九〇	七三三,九三三	三二一,八三三	三二,一八三	一,〇七〇,七七一
同八年末	一,五五五,一〇〇	九五一,九六六	四〇三,三三〇	四八,三三四	一,〇七〇,七七一
同九年末	一,四九九,二〇〇	一,二四六,六八八	一,九二,五一一	七三,五一一	一,〇七〇,七七一
同十年末	一,五〇六,四四五	一,三〇五,五七四	三〇〇,九七一	一八〇,九七一	一,〇七〇,七七一
同十一年末	一,五五八,四〇三	一,〇三三,八八六	四九四,五二二	三三〇,五二二	一,〇七〇,七七一
同十二年末	一,七〇三,五九六	一,〇七七,四七一	六四六,三三三	五二六,三三三	一,〇七〇,七七一
同十三年末	一,六六二,三三三	一,〇九七,〇三三	六〇三,三九一	四八三,三九一	一,〇七〇,七七一
同十四年末	一,六三三,七八三	一,〇六六,九九八	五七四,七八五	四四四,七八五	一,〇七〇,七七一
昭和元年末	一,四〇四,九三三	一,〇五八,三一一	五二一,五七六	三九一,五七六	一,〇七〇,七七一

日本銀行兌換券發行準備內譯 (單位千圓)

年次	總額	政府	日本銀行	内地	外地
大正六年末	一,一〇四	三六六	七三八	四六一	六四四

世界主要國金準備高

國名	銀行	大正十五年	大正五年
日本	日本銀行	一,〇八六萬圓	四二一
英國	英蘭銀行	一,五〇三萬萬鎊	五五〇
佛蘭西	佛蘭西銀行	五,五八四萬萬法郎	五,〇八二
米國	聯邦準備銀行	二,八三三萬萬ドル	二,九七
伊太利	三發券銀行	一,七三三萬萬リラ	七六
白耳義	國立銀行	四,七〇七萬萬フラン	一,一六八
和蘭	和蘭銀行	三,七〇四萬萬グルデン	四九
獨逸	國立銀行	一,四九三萬萬ライヒスマーク	六
瑞西	國立銀行	四,九百萬フラン	七

世界主要國紙幣流通高

國名	銀行	大正十五年	大正五年
日本	國立銀行	一,九百萬クローン	六〇一
英吉利	政行	一,三六五萬萬鎊	三六九
佛蘭西	政行	八,五〇五萬萬法郎	一,五〇一
米國	政行	二,九二四萬萬ドル	九四一
伊太利	政行	二,三六六萬萬リラ	三三三
白耳義	政行	一,八三三萬萬フラン	五〇三
和蘭	政行	二,一〇〇	一三二
獨逸	政行	八,五二四萬萬グルデン	一,三二二
瑞西	政行	八,〇〇〇萬萬フラン	一,一六八
奧地利	政行	八,〇〇〇萬萬シリング	一,一六八